

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会

近畿支部報



近畿支部報第 60 号の発行にあたりまして、賛助広告をいただき誠にありがとうございました。

賛 助 広 告 一 覧 表

株 式 会 社 関 西 補 償 問 題 研 究 所

株 式 会 社 産 業 工 学 研 究 所

株 式 会 社 三 和 綜 合 コ ン サ ル

株 式 会 社 新 洲

正 和 設 計 株 式 会 社

株 式 会 社 タ カ ダ

株 式 会 社 谷 澤 綜 合 鑑 定 所

株 式 会 社 帝 国 コ ン サ ル タ ン ト

テ ク ノ コ ー ポ レ ー シ ョ ン 株 式 会 社

内 外 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社

株 式 会 社 N I S S O

福 田 綜 合 コ ン サ ル タ ン ト 株 式 会 社

(五十音順)

CONTENTS

近畿支部報 Vol.60 2013.9

●賛助広告一覧表

●近畿支部補償システムのご案内	2
●特集 第37回通常総会	4
●新支部長就任挨拶	近畿支部 支部長 松本 道彦 6
●支部長辞任挨拶	近畿支部 前支部長 川畑 清夫 7
●新副支部長挨拶	近畿支部 副支部長 中村 雄一 8
●講習会・講演会・研修会	
◆「コンクリートより人」	(株) 日刊建設通信社 会長 西山 英勝 9
◆「近畿用対連との合同講習会」	
近畿地区用地対策連絡協議会・(一社) 日本補償コンサルタント協会近畿支部	13
◆「補償標準算定システム操作研修会」	
(株) 国土開発センター	上坂 佳伸 88
(株) コム建築設計	濱 晋作
(株) テクノコーポレーション	中村 稔人
●コラム	
寂として	(株) 川上測量コンサルタント 代表取締役会長 川上明日夫 89
●親睦会便り ゴルフ・釣り 編	
近畿支部 親睦委員会 委員長	吉岡 敏郎 91
●支部だより	94
1) 支部役員会及び委員会の動き	
2) 講演会・講習会・研修会の開催	
3) その他	
●会員の動向	100
●会員名簿	102
●編集後記	107

近畿支部補償システムのご案内

補償業務委員会（補償理論システム部会）

当近畿支部では、会員の「見易く分かり易い成果品」の作成を目標に、ワーキンググループを設置し平成17年度より「様式の統一化」について検討を重ねて参りました結果、平成24年度より「近畿支部標準補償算定システム」を独自開発して、統一ソフトによる運用を開始しております。

さらに官公庁様に対しましては、システムを使用した成果品仕様の採用についての要望活動を行いました。

（平成24年度要望書より） 近畿支部標準補償算定システムについて

（社）日本補償コンサルタント協会近畿支部では、用地調査業務における成果品の品質の向上と業務効率の向上を図るため、さらには、発注者に対しても「見やすく分かり易い成果品」とするため、請負業者による調査漏れや違算等の減少、各種様式を統一化による成果品の標準化を行うことを目的に、「近畿支部標準補償算定システム」を会員統一のソフトとして独自開発し、運用を開始しているところです。

また、更なる成果品の品質の向上と迅速な納入をめざして、システム研修会などにより改良改善を行うこととしています。

現況におきましては、用対連標準様式や個別の様式を採用される起業者がおられるため、直ちに統一化を図ることは難しいとは存じますが、起業者におかれましても円滑な用地取得の推進のため、当システムによる成果品仕様の採用についてご検討願います。

このシステムは、建物・工作物から、立木、移転雑費の算定までの一連システムとして運用を開始し、既に会員会社では成果品の納入処理を開始しています。さらに会員のシステム研修会なども定期的に行う事で、違算等の減少及び業務効率の向上を図って参ります。

システムの主な特徴

近畿支部・補償業務委員会・補償理論システム部会により、近畿全府県に対応した実務者による基準運用の研究を基に、様式の開発とシステム開発の監修を行っている近畿支部独自のシステムです。

平成24年度において新規導入した会員会社によれば、「成果品の評価も良く、新規導入でもシステムに慣れることによって業務が効率かつ迅速に行えた」との報告がありました。

- ◆実務に適したデータの一元管理・共有化を考慮し、データの排他制御を搭載
- ◆再算定による「単価入替」も、僅かな時間で手間いらず
- ◆発注工事・所有者単位でデータを管理し、そのままメール送信もOK！
- ◆図面はD×Fに、帳票はExcelに変換可能

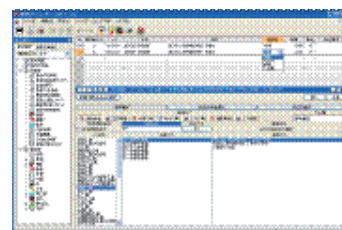
＜木造建物CAD＞

- ◆図面を作成しながら、数量計算式を確認可能
 - ◆図形の修正に併せて、集計表や数量根拠が自動変更
 - ◆同じ仕上げは、ドラッグアンドドロップで簡単複写
 - ◆建具番号は、同一規格同一番号も含めて自動設定
- ※専用CADだからこそできる機能です。
- ※その他にも多彩な機能で図面作成を支援します。



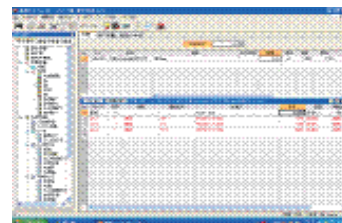
＜木造建物積算＞

- ◆**木造建物CADからの完全連動で、ほぼ出来上がり**
 - ◆仕上げの設定は、部位ごとに用意された中から簡単選択
- ※CADから連動しなくても、スムーズな操作性と充実した機能を用意しています。
- ◆合成単価（代価表）にも対応。



＜非木造建物積算＞

- ◆用途・構造等による雛形を利用すれば入力手間を削減（テンプレート機能）
- ◆入力済みの数量を利用すると、修正の際も同時変更（参照機能）
- ◆煩わしい「廃材運搬・処分費」の算定も一気に解決



＜工作物・立木・動産・移転雑費＞

- ◆工作物 …「平成22年度改定 附帯工作物調査算定要領」へ対応済み
- ◆立 木 …「調査書・算定書」が調査表入力と同時に作成ができ、作業効率は抜群
- ◆動産・移転雑費… 一連のシステムに連動し、集計表と連動します

サポートサービス

- ◆近畿支部主催によるシステム研修会を毎年行います。
（右写真は平成24年度実施の様子）
- ◆導入・使用についてはシステム開発会社による経験を積んだ専門スタッフが対応します。
- ◆年間サポート契約のご締結により、操作等に関するお問い合わせ対応、最新版プログラムやメールによる各種情報のご提供等、充実したサポートサービスが受けられます。



◆最新のシステム環境に対応済みなので、今後の運用にも安心です。

Windows7,Vista,XP(SP2以降)の各32bit版 ※64bit版はWOW64(各OS側)での動作確認済み

本システムは、会員※・非会員・官公庁様を問わず導入頂けます。

導入の申込みとご相談は、下記までご連絡ください。

一般社団法人日本補償コンサルタント協会 近畿支部・事務局

TEL 06-6949-0805 FAX 06-6949-0816

※近畿支部会員の新規導入については、平成25年度においても補助制度があります。

平成25年度 近畿支部第37回通常総会を開催

平成25年度通常総会は、さる5月17日（金）大阪キャッスルホテルにおいて、来賓として国土交通省近畿地方整備局から川崎 勝幸用地部長、東本 義雄用地調整官、小林 良樹用地調査官のご臨席を賜り、下記総会次第により開催されました。

（総会次第）

1. 支部長挨拶
2. 来賓祝辞
3. 議長の選任及び議事録署名人の指名
4. 議事
 - （1）議案第1号 平成24年度近畿支部事業報告承認の件
 - （2）議案第2号 平成24年度近畿支部一般会計収支決算承認の件（監査報告）
 - （2）議案第3号 平成25年度近畿支部事業計画（案）報告の件
 - （4）議案第4号 平成25年度近畿支部一般会計収支予算（案）報告の件
 - （5）議案第5号 近畿支部役員改選の件

まず、川畑 支部長から、「平成24年度は、当協会にとっても厳しい経営環境でありましたが、環境省発注の関係人調査業務をはじめ東京電力の相談業務など東日本大震災の復興支援業務への参画を全会員に呼びかけるなどして、一定復興支援に貢献することができたと思っている。

平成25年度においても、既に東京電力の相談業務が発注されているし、今後においては約8000棟の建物調査の発注も予定されており、



本部に「復興支援対策本部」を組織して対応することとしているので会員の協力をお願いする。

また、昨年の衆議院選挙で政権の交代があり、「国土強靱化政策」による公共事業の拡大など我々の業界にとっては少しは期待できるのでは無いかと思っている。

日本補償コンサルタント協会も平成25年4月に一般社団法人に移行し新たに出発することとなったが、協会としての諸活動に大きな変化があるわけではなく、引き続き本部、支部、部会の会員が一丸となって活動していくことが大切であるので会員の理解と協力をお願いする。」との挨拶がありました。

続いて、近畿地方整備局の川崎用地部長から「用地取得に対する日頃の御協力にお礼を申し上げます。

昨年末に安倍政権が誕生し「国土強靱化」と言うことで、補正予算や本予算においても久々に公共事業、社会資本整備にスポットライトが浴びせられている。



特に、安全・安心の確保のために効果の早期発現と言うことで公共事業の用地取得の迅速化が求められているが、最近の用地取得は非常に複雑多様化して来ており、さらに権利者の意識が高くなって難航を極めている案件もある。

特に近畿は用地取得の隘路率が全国平均に比べて高い状況にあり、難しいという状況が続いている。

これを打破するのは補償コンサルタント協会会員の知識でありノウハウであり経験であるところが大きいと思っている。

もちろん我々起業者においても、一生懸命職員



の能力の向上を図っているが、我々起業者だけでは難しい部分もあるかと思っているので是非とも引き続き色々な形での連携をお願いしたい。

また、近畿支部の個々の会員の力も十分あると思うが、それだけで無く近畿支部全体としてまとまっていくことで相乗効果となってより大きな力となると思っているし、それに近畿地方整備局も加えて頂いてやっていくことでこの色々な難局に対応できるのではと思っている。」とのご祝辞を頂きました。

続いて、総会は各議事について審議され議案は原案どおり可決されました。





支部長就任挨拶

(一社) 日本補償コンサルタント協会 近畿支部
支部長 松本 道彦

先般の総会で支部長に就任した松本道彦です。浅学非才の身であることは重々承知しておりますが、ご推薦いただいたからには力一杯務める所存です。

支部総会場で申し上げたとおり当支部には優秀な仲間が多く、ともに力を合わせて支部長の職責を果たすことができるよう努めてまいります。

さて、現時点での近畿支部の正会員数は 99 社で三桁を切りました。昨今の経営環境の悪化が大きな原因となっているのか、会員数は漸減傾向にあり倒産や廃業も散見されます。このような環境下において支部会員のメリットをどう追求し、どう提供していくか極めて難しい課題ですがこの課題を少しでも克服することが与えられた大きな使命と考えております。

既にご承知のことと存じますが、東日本大震災の復興を日本補償コンサルタント協会が組織をあげて支援すべく、この度本部に「東日本大震災復興支援本部」が設置されました。協会が受注した復興支援業務について、多くの会員、とりわけ近畿支部の会員の多くが関わりをもつことができれば少なからぬメリットにつながるのではないかと思います。やってみないとわからない部分もありますがまずは試してみることが肝心ではないでしょうか。

また、現在近畿支部の情報発信基地として近畿支部ホームページがあります。特に「会員専用ページ」では会員に有益と思われる最新の情報をタイムリーに提供することに努めているところです。情報の共有化は支部活動の大切な要素でもありますので今後ともその充実に力を注いで参ります。

会員のためになる、会員のメリットにつながる支部活動とは、会員の皆様と一体となって活動を進めていくことが原点ではないかと考えています。

そのためにも会員皆様の忌憚ないご意見やご要望をお聞かせください。

「事務局への連絡メール」をご活用いただきいろんなご意見や要望をお寄せ下さい。よろしくお願い申し上げます。

日本補償コンサルタント協会も本年 4 月 1 日に一般社団法人へ移行しましたが、これまでとそんなに大きく方針転換するものではなく、会員のための協会であるとい点は何ら変わらないものだと思います。「会員のためになにができるか」を念頭に置きながら与えられた任期を全うしたいと考えております。会員諸氏のご協力とご支援をお願い申し上げて就任の挨拶とします。



近畿支部長退任ごあいさつ

(一社) 日本補償コンサルタント協会
副会長兼東日本大震災復興支援本部代表幹事

川畑 清夫

この度、5月17日に開催されました近畿支部第37回通常総会にて支部長職の退任を発表させていただき、5月28日に開催された第37回本部通常総会にて退任が承認されました。

支部長に就任しまして3年、一期2年が定款上の規定となっており、2期目の期中の退任となりました。本来なら昨年2期目に入る時点で支部長の交代をすべきでしたが、支部総会で再任が承認された後、本部総会で副会長に選任されたため1年間は副会長と支部長を兼任させていただきました。

協会が今年4月1日に一般社団法人に移行することになり、定款が変更され本部理事が各支部1名(支部長のみ)となりました。それに伴い、私が副会長を兼務していることから近畿支部は理事が私1名となり、他の副会長選出支部(関東、九州)の2名に対してバランスを欠く形になりました。

また、副会長兼務ですと本部及び支部の業務に従事する時間も相当なものとなり、加えてH25年第2回理事会において、本部に新設されることが決定した「東日本大震災復興支援本部」の代表

幹事に就任することになりました。

全てを兼務することで協会の業務を疎かにするつもりは全くありませんが、今後の近畿支部の運営、協会全体の運営、そして新設された支援本部の代表幹事として、直面する数々の問題に携わっていくことを考量したとき、支部長職を専任の支部長にお願いすることとさせていただきました。

支部長在任中は、会員の皆様、支部役員並びに事務局の方々のご協力を得まして無事任務を終える事ができました。この場をお借りして心からお礼申し上げます。また、新しく支部長に就任された松本道彦氏は3年間副支部長として私を支えていただき、本部の総務委員としても活躍していただいた実績から、会員の皆様のご期待に十分添える支部長として、近畿支部の運営をしていただけるものと思っております。

私も近畿支部から選出された副会長として、新支部長共々協会のために頑張っ参りますので、会員の皆様のご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願い致しまして、退任のご挨拶とさせていただきます。



副支部長就任のあいさつ

大阪エンジニアリング株式会社
代表取締役 中村 雄一

この度、一般社団法人日本補償コンサルタント協会近畿支部の副支部長に就任させて頂きました中村でございます。

昨今の用地事務を取り巻く情勢は「人々の権利者意識の高揚」と「価値観の多様化」に伴って難航を極め、これに「情報の開示」という時代の要請が加わり、さらに「個人情報の保護」という観点からの要請も加わるなど、用地事務がますます複雑化・高度化して参りました。

そのような背景から私たち補償コンサルタントに要求される資質もより複雑化・高度化・迅速化への対応が求められるようになって参りました。

幅広い知識に裏付けられた人材すなわち補償業務管理士をはじめとして様々な国家資格を有する人材によって、用地取得計画から用地調査、用地交渉、収用裁決に至るまで、一気通貫で行うことのできる人材の育成が求められております。

これまで補償理論委員会・補償業務委員会・補償理論システム部会等でお世話になり、違算のない正確かつ迅速な成果品を作るためのワーキンググループによる様式の統一化や、近畿支部標準補償算定システムの導入に向けて鋭意努力して参りました。

今後も会員の皆様はじめ用対連・起業者の皆様とも、十分にコミュニケーションを取りながら、職業専門家として真にお役に立つことのできる活動をしていかなければならないと心を新たにしています。

「企業は人なり」つまるところ人材によって吉凶禍福の決せられるものであれば、足元の基本的な事柄を固めながら謙虚にして驕らず地道な努力を続けて参りたいと思いますので、会員の皆様をはじめ関係各層の皆様の更なるご指導とご鞭撻を何卒よろしくお願い申し上げます。

「コンクリートより人」



(株) 日刊建設通信新聞社

会 長 西山 英勝

平成25年5月17日
大阪キャッスルホテル

日本の大都市の課題の一つに「ミッシングリング」があります。阪神高速も首都高も完全に環状線が結びついていないために効率が悪い、と言われています。実は「ミッシングリング」というのは道路だけの問題ではなく、今、日本全体で「ミッシングリング」が拡大しているのではないかという気がしています。

例えば建設産業界でいえば、談合批判、財政悪化を背景に指名競争入札から一般競争入札に大幅に移行している。実は旧建設省、運輸省、農水省の公共3省は、十数年前に「これからの新しい公共調達には共につくるからよいものを安く調達する」と方針転換したんです。戦後の社会資本整備は発注者、受注者、あるいは設計者、コンサルが一体となってつくってきた。それを止めたわけです。公共事業が「よいものを安く調達するという価格競争に移る」方針を公表した結果は、民間にも少なからず影響を与えた。民間で随意契約・特命物件が大木や比率を占めていたのですが、急減しました。価格のみの競争をやらせるようになりました。民間も公共も、共につくるという関係が薄れてきてしまった。ミッシングリングです。

この価格競争のみのもう一つの要因は、財政悪化の中で全国の市町村の土木・技術担当の役人さんが大幅に減ったことです。現場を知らないお役人さんが担当するとなれば、一般競争入札にして価格だけを見るのが一番簡単なわけですから。お

役人も減りましたが民間のゼネコン、コンサル、建築設計、設備業者などほぼ全ての分野で技術者さんが減ってきている。それに輪を掛けた状況にあるのが現場の技能者さんです。しかも、団塊世代の方々が前期高齢者入りをしますから、5年も経つと高齢者の下支えも無くなります。これもミッシングリングです。

さらに、グローバル化とコンピューター化の問題があります。グローバル化は「見える化」を求めます。その結果、全ての産業で価格競争が主力となります。また、コンピューター化が進むと、高度知的作業の方が肉体労働者の方の職場がありますけど、かつて主流であった事務職といわれる方々の職場がほとんどなくなってくる。コンピューターでほぼ代行できるようになるということです。非正規社員とか正規社員の問題など、既にその面が出てきています。

さて、「アベノミクス」です。いろいろありますが、一番注目すべきは安倍さんが経営者団体へ賃上げ要求をやったことです。そして、太田国交大臣がゼネコン団体トップに、「社会保険の未加入問題を解決するためにその部分を含めて設計労務単価を15パーセント上げた。これの完全な浸透」を要請したことです。時の総理大臣が「賃上げをしてくれ」、時の国交大臣が「下請けに賃金が確実に社会保険料を含めて渡るようにしてくれ」と言う。こんなこと前代未聞のことです。

この要請を受けた業界も少なくとも従来からそういう気があったんでしょうけど、技能者、下請けの方々を確保するために異例の対応を取り出しました。会員会社に対して「設計労務単価を正しく反映させるよう」に要請したばかりか、「民間工事に対しても安値受注をやめるよう」という決議をした。これも異例なことです。下手すると独禁法違反ですね。そこまで踏み込んだ。

時代がそういうふうになってきている。建設業の多くは、「利益を上げると、それだけ利益が上がってんだから安く工事してくれと民間の発注者から言われる」といった悩みを吐露することもある。しかし、「人の確保が最大命題の時代、決算がよくなければ人を確保できない」と、普通の企業経営に転換しつつある。

今後の問題は、15 パーセント上がった設計労務単価が、秋口の実態調査にどのような形で反映されるかです。「国が上げたのに、下請に払っていない」となったら大変ですし、来年度以降の積算にも悪影響が出ます。自分で自分の首を絞める結果になりますから、真剣に取り組んでいくと思います。

少し話を変えます。皆さんに「けんせつタマゴ(別図)」をお配りしています。これを最初に作成したのは、2002 年 2 月です。なぜこれを当社

が作成したかと言いますと、既に公共事業の縮減が始まっていました。また、世帯数を上回る住宅が供給されていました。そういう中では 21 世紀の建設就業マーケットは、どう変わるのかを改めて図式化してみたのです。

建設マーケットの主力である建設投資は、民間政府建築、民間土木、政府土木、政府土木の場合だけ維持補修が入っています。これに、民間建築の維持補修、民間土木の維持補修、政府建築の維持補修を加えて建設市場と言っております。このマーケットは、資機材を使うマーケットです。建設就業者の働く場というのは、そのまわり白身の部分もあるのです。最初に作成した時には「四角に囲んだ部分」だったんですが、その後大きく増えてきております。

一番下に「町医者」とあります。今度の震災で国交省が大胆に踏み出した政策の一つに、地域建設業者の維持育成があります。公共事業の縮減、価格競争の激化を背景に、地域有力企業の倒産、廃業が続出した。復旧復興の担い手の 1 番手、「町医者的な存在」の地方建設業者を維持していく必要がある。そのために例えば草刈りとか除雪だとかを、協同組合あるいは地域の協会に一括して発注して、一定程度の仕事量を確保するという方策を打ち出したのです。

技術とまごころで奉仕する 総合建設コンサルタント



株式
会社

帝国コンサルタント

ISO9001 認証
JSAQ No.726

代表取締役 中 西 誠 一 郎

執行役員 吉 岡 敏 郎

《営業種目》 土木設計、測 量、地質調査、
都市計画、補償業務、環境調査

本 社	〒915-0082	福井県越前市国高1-6-1	TEL (0778) 24-0001	FAX (0778) 24-0002
関西支社	〒531-0076	大阪市北区大淀中1-4-16	TEL (06) 6453-0970	FAX (06) 6453-0989

「地域建設業者だけが町医者ではない」という声もあります。コンサルタントさんもその一人ですが、地域の建設業者とは違うのではないかと考えています。もうちょっと幅広い、拠点病院っていうのは少し大げさかも知れませんがそういう役割ではないか。言ってみれば町医者がホームドクターならば建設コンサルとか補償コンサルさんはコミュニティドクターとしての役割を果たしていく使命があるのではないかと。これからは、更新、改修が社会インフラの主流になっていきます。従来の新設市場は、発注者と施工者、設計者、コンサルさんだけで完結するケースが大半です。しかし、更新とか改修となると、現に住んでいる方、利用する方との関係がより重要になってきます。利用している方あるいはその近隣の方が、発注者になるというか監視役になります。そういうところとのコミュニケーションをどう取れるかとい

うことでございます。行政・発注者側の技術者はどんどん減り、現場力が落ちています。それを繋ぐのは、建設コンサルさんですし、補償コンサルさんではないかと考えています。ですから単なる町医者ではなく、コミュニケーション能力を備えたコミュニティドクターという役割が大変高くなっていくのではないかと思います。ただそのときに一番の問題はこの種の仕事に対してのペイが必ずしも確立していない。もともとそういうコンサルとかソフトについての見方が確立でないというのが一つと、それから従来は新設中心だったために更新だとか改修の積算体系も必ずしも十分ではない。この点については、集中的に研究・検討を重ねていくことが大事だろうと思います。

最後に「思い込みからのブレイクスルー」についてです。一つは、皆さんの仕事の範囲を皆さん自身が決める必要はなくて、関連するマーケット

当社は“**補償は理論**”に始まり“**補償技術論**”を経て、“**説明義務**”に至る！！を基本理念として、損失補償要綱第1条（目的）に言う**適正な補償の確保**と日本国憲法第29条（財産権）③に言う**正当な補償及び土地収用法第1条（目的）に言う公共の利益の増進と私有財産との調整並びに関連諸法の通常生ずべき損失の補償**。これらの法の精神と、法解釈、補償基準、同細則、補償事例、判例等における検討・研究を日常的に行うことにより、補償理論の確立と、専門技術等の導入による補償技術論（算定業務）の具体的向上がなされ、**成果全般にわたる説明義務が図れるとの確信を有し、いかなる案件においても、公正中立・均衡・守秘・提案・説明型の用地補償専門コンサルとして、より高度な理論とより精度の高い技術に基づく、報告書の作成業務を行っています。**

用地補償総合専門コンサルタント

(株) 関西補償問題研究所

代表取締役 武田 政雄

本 店	〒542-0082 大阪市中央区島之内 1-8-12	TEL(06)6281-1788 FAX(06)6281-1725
奈良支店	〒630-8034 奈良県奈良市五条西 1-21-1	TEL(0742)49-8439
京都支店	〒617-0841 京都府長岡京市梅が丘 1-41	TEL(075)958-2132
神戸支店	〒650-0022 神戸市中央区元町通 6-5-8	TEL(078)367-2648
和歌山支店	〒642-0028 和歌山県海南市幡川 134	TEL(073)484-2522
滋賀支店	〒520-0242 滋賀県大津市本堅田4-16-6-804	

E-mail hoshoubu@kansaihosho.co.jp URL <http://www.kansaihosho.co.jp/>

が大変広まっているということです。そのときに大事なのは「金は使えば無くなるけど、知恵は使えば使うほど貯まる」ということです。皆さんは知恵の商売をされておられる。ですからこの知恵

を、もっと広く、隙間も含めて活用する。それが仕事の量、あるいは質というものを高めていくのではないかと考えております。

けんせつたまご21



注:「けんせつたまご21」は、各種資料を参考に日刊建設通信新聞社が21世紀の建設人が携わる業務領域を図式化したもの。
四角囲みは2002年2月作成第1版、その後数次の改版を重ね、2013年4月作成の最新版となっている。

「近畿用対連との合同講習会」

この度の損失補償基準細則・運用申し合せの改正に伴い、近畿用対連との合同講習会が開催されました。

内容は近畿地方整備局様から細則・運用申し合せの改正点についてのご説明があり、その後（一社）日本補償コンサルタント協会近畿支部の会員4名による説明がありました。

近畿支部会員による説明内容は、今回の改正に伴う算定方法の具体的例示やより現場に即した場

合の詳細説明、さらにはこれまでの会計検査の指摘事項に対する実務的対応、消費税と端数処理について等、より現場の実務に即した内容の説明があり、近畿用対連の皆様はじめ私たち補償コンサルタントにとっても大変意義のある講習会となりました。

お世話になりました近畿用対連のみなさまにこの場をお借りしまして心から御礼申し上げます。

近畿地区用地対策連絡協議会用地事務講習会

日時：平成25年6月3日 13時30分～

場所：近畿地方整備局 第一別館 大会議室

【講習会次第】

1. 挨拶 13:30～13:35
近畿地方整備局 用地調整官 東本 義雄
2. 「平成25年度 近畿地区用対連運用申し合わせ」について 13:35～14:05
近畿地方整備局 用地企画課 調整係長 野間 亮太
3. 「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」の一部改正について 14:05～14:25
近畿地方整備局 用地補償課 補償基準係長 林 広志
- 休憩 14:25～14:40
4. 「最近の損失補償における留意事項」について 14:40～16:00
日本補償コンサルタント協会 近畿支部
 - ・単独浄化処理槽の算定方法
 - ・電灯設備単価の使用方法
 - ・厨房機器設備の取扱
 - ・建築設備と工作物の違い
 - ・鉄骨造建物の鋼材に肉厚判定について
 - ・木造建物の用途の異なる場合の軸部木材工事・労務（大工手間）の取扱について
 - ・設計及び工事監理等に要する費用

【配布資料】

- ① 「平成25年度 近畿地区用対連運用申し合わせ」について
- 「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」について
- ② 「最近の損失補償における留意事項」について

平成25年度 近畿地区用地対策連絡協議会用地事務講習会

「最近の用地補償における留意事項」について

- 1) 単独浄化槽の算定方法
- 2) 電灯設備単価の使用方法
- 3) 厨房機器設備の取り扱い
- 4) 建築設備と工作物の違い

(株) タ カ ダ 技術第一部 川田 悦司

- 5) 設計・工事監理に要する費用について

(株) 宮 本 設 計 補償調査課 福田 守

- 6) 鉄骨造建物の鋼材の肉厚判定について

- 7) 用途の異なる木造建物の場合の労務費の取り扱いについて、

(株) ユニオンリサーチ 統括 小林 訓

- 8) その他

補償金算定にかかる消費税の整理方法

日本補償コンサルタント協会近畿支部補償業務委員会

(一社) 日本補償コンサルタント協会 近畿支部

- | | |
|--------------------|-------|
| 1) 単独浄化槽の算定方法について | 1 ～ 2 |
| 2) 電灯設備単価の使用方法について | 3 |
| 3) 厨房機器設備の取り扱いについて | 4 |
| 4) 建築設備と工作物の違いについて | 5 ～ 6 |

【 資料 】

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| ・ 法令改善にかかる運用益損失額の算定例（様式は参考様式） | 7 ～ 9 |
| ・ 浄化槽処理対象人員の算定資料 | 1 0 ～ 1 9 |

1) 単独処理浄化槽の算定方法

単独処理浄化槽は、平成 12 年の浄化槽法の改正（平成 13 年施行）により新たな設置はできないことになりました。単独処理浄化槽は製造されなくなり、合併処理浄化槽に置き換えて補償されていたが、機能増であり、損失補償基準要綱第 24 条第 2 項で禁じられている施設の改善費そのものであると会計検査院より指摘を受けた。これにより平成 24 年 3 月 30 日付事務連絡の、「単独処理浄化槽の補償額の算定」より、単独処理浄化槽の推定材工単価に基づく推定再建築費に再築補償率を乗じた上で、法令改善費に係る運用益損失額を加算した額をもって補償することになりました。

1-1) 単独処理浄化槽の補償にかかる法令改善費用の運用益損失額の算定方法についての事務連絡より（以降、事務連絡という）

$$\text{① 法令改善費用の運用益損失額} = \text{②合併処理浄化槽の設置に要する費用} \times \text{③運用益損失率} \\ \{1 - 1 / (1 + r)^{n'}\}$$

r : 年利率 n' : 従前建物の残耐用年数

$$\text{② 合併処理浄化槽の設置に要する費用} = \text{④合併処理浄化槽に置き換えた建物推定再建築費} \\ - \text{⑤現在の単独処理浄化槽に基づく建物推定再建築費}$$

1-2) 近畿地区用対連運用申し合わせ（以降、運用申し合わせという）Ⅱ建物・工作物補償関係の建物・工作物補償の算定申し合わせⅤ法令改善に関する費用より 法令の規定に基づき、改善を必要とするとき以前に当該既設の施設の改善を行うこととなったときは、原則として、既存の施設の耐用年数満了時までの間のそれにより生ずる損失を補償する。

$$\text{補償額は、} S \times \{1 - 1 / (1 + r)^{N-n}\}$$

S : 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用

$$= \text{(改善建物の建築工事費)} - \text{(従前建物の推定再建築費)}$$

r : 年利率 N : 耐用年数 n : 経過年数

∴ N (耐用年数) - n (経過年数) = 残耐用年数となり n' となる。

1-3) 単独処理浄化槽の算定

$$\text{以上のことから、単独処理浄化槽が設置されている場合の補償額は、} \\ \text{従前建物の再築補償額} + \text{既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の} \\ \text{改善費用} \times \{1 - 1 / (1 + r)^{N-n}\} \\ = \text{従前建物の推定再建築費} \times \text{再築補償率} + \text{(改善建物の建築工事費} - \text{従前建物の推定再建築} \\ \text{費)} \times \text{法令改善費に係る運用益損失率}$$

従前建物の推定再建築費 : 単独処理浄化槽を含む推定再建築費

改善建物の建築工事費 : 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる合併処理浄化槽を含んだ建築工事費

$\{1 - 1 / (1 + r)^{N-n}\}$: 法令改善費に係る運用益損失率

これを実務で算定を行うと、従前施設の建物の再築補償額の算定を行い、法令改善費の運用益損失額を別途加算することになる。(P7～9 算定例参照)

1－4) 浄化槽の規格（人槽）の認定

浄化槽の規格（人槽）の決定は、

- ・ 建築確認申請書等の添付図面
- ・ 設計図面
- ・ 固定資産台帳
- ・ 浄化槽の維持管理業者への聞き取り調査
- ・ 権利者からの聞き取り調査
- ・ その他参考資料

以上の方法による場合でも、浄化槽の規格が判明しない場合は、建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 3302）により、最低必要な処理対象人員を認定する方法もある。

別添資料 (P.10～19)

S 4 4 建告 3 1 8 4、改訂履歴

7. 4 処理対象人員について（J I S A 3302-1969）

処理対象人員算定基準（J I S A 3302-1998）

処理対象人員算定基準（J I S A 3302-2000）

別添資料による場合の注意事項

- ・ あくまで算定基準での認定であって、実際の施設とは異なる可能性があること。
- ・ 設置された時点での算定基準によること。
- ・ 増改築による面積の増減又は処理対象人員の変更等がある場合は、設置時点での数量によること。

2) 電灯設備単価の使用方法

今年度より、補償標準単価表（建物工作物編）の電灯設備（非木造）について、用途の多様化により、既存の分類では実態に適していない状況を鑑み、「器具等及び電線等用途別の設置割合」が精査され、用途による分類が変更されました。

改正前は、住居系、事務所系、工場系の3分類であったのを、改正後は住居系、共同住宅系、事務所系、店舗系、工場系および倉庫系の6分類になりました。

種類の区分は、留意事項より建物の用途区分毎に適用し、品等区分は従前と変わらず上、中、並となっており、参考図により判断するものとなっています。

電灯設備の算定は、当該建物に設置されている、①電灯取付箇所、②コンセント、③スイッチ、④分電盤の合計数に対して算定する。

電気設備工事費（木造建物調査積算要領（案） 第38条より）

工事費＝器具設置数量（電灯、コンセント、スイッチ、分電盤の合計数量）×単価

これにより、電気設備工費は照明器具を含んだ数量となることから、単価についても用途別に照明器具を含んだ、上、中、並それぞれの参考図を基に判断した品等別の単価をもって算定することになる。

電灯設備（非木造または木造用）：〇〇系・配線・配管・付属品共（照明器具を除く）の単価については、上、中、並の品等別単価を作成するコンセント、スイッチ、分電盤及び配線・配管を含んだ基本単価になっている。

電気設備図（電灯設備図）を作成する場合、照明器具により品等区分を判断することになるため、照明器具の種類（木造建物調査積算要領（案）第18建築設備の調査より）を一覧表に記載する必要がある。

照明器具の種類とは、上、中、並の品等区分を判断するための名称及び仕様であり、留意事項の参考図に準じて記載する必要がある。

具体的な内容としては、

- ・白熱灯、蛍光灯等照明器具の名称
- ・ランプのワット数、灯数 20W-2灯、40W-2灯 等
- ・埋め込型（ダウンライト）
- ・カバーの種類、ソケットカバーのアルミ鏡面仕上げ等

3) 厨房機器設備の取扱い

一般住宅の流し台またはシステムキッチン、造り付けの状態建物と一体的な効用があるため建築設備として推定再建築費に計上する。(非木造建物調査積算要領の解説のQ3-23より) 建築設備とする厨房設備の補償単価には、流し台、調理台、コンロ台、ガスカビネット、つり戸棚及び換気扇フード等がある。

業務用厨房設備は、非木造建物調査積算要領の解説のQ3-23により工作物とすることになっています。業務用の厨房設備は、営業用シンク、業務用冷蔵庫(冷凍庫)、コールドテーブル等営業を行う上で必要となる厨房機器である。

営業用シンクは、写真に見るように移設が簡単にでき、近畿独自に新設、移設A、移設Bの単価が作成されていることから工作物として算定することが妥当であると思われる。

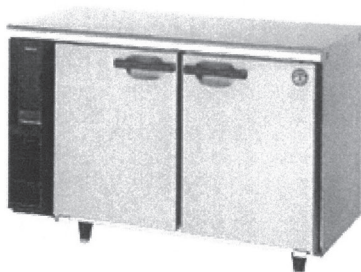
業務用冷蔵庫、コールドテーブル等の厨房機器についても移設することができ、建物と一体的な効用とは考えにくいことから、営業用シンクに準じ工作物とすることが妥当と思われる。

営業用シンク

業務用冷蔵庫



コールドテーブル



業務用厨房設備は、店舗等として営業を行っている施設であり、移転することにより営業的な損失が発生する場合は、営業補償費を含んで再築工法と復元工法を比較検討する必要がある。

4) 建築設備と工作物の違い

建築設備は、木造建物調査算定要領（案）〔平成 24 年 3 月 22 日中央用対理事会申し合わせ〕及び非木造建物調査算定要領（案）〔平成 24 年 3 月 22 日中央用対理事会申し合わせ〕において建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられているものとして次のものが示されている。

- (1) 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備）
- (2) 通信設備・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備）
- (3) ガス設備
- (4) 給・排水、衛生設備
- (5) 空調（冷暖房・換気）設備
- (6) 消火設備（火災報知器、スプリンクラー）
- (7) 排煙設備
- (8) 汚物処理設備
- (9) 煙突
- (10) 運搬設備（昇降機、エスカレーター等ただし、工場、倉庫等の搬送設備を除く）
- (11) 避雷針

工作物は、公共用地の取得に伴う損失補償基準細則に規定する、工作物であり、機械設備、生産設備、付帯工作物、庭園及び墳墓に分類される。

付帯工作物調査算定要領（案）〔平成 24 年 3 月 22 日中央用対理事会申し合わせ〕第 1 条において、建物及び他の工作物に属するもの以外のすべてのものをいい、主として、敷地内排水設備、一般住居にあっては屋外の給・排水設備、ガス設備等が区分されている。

木造建物調査積算要領（案）〔平成 24 年 3 月 22 日中央用対理事会申し合わせ〕の第 3 8 条三項給水、給湯設備工事及び同四項排水設備工事において、建物外配管工事費又は建物外排水設備工事を加算することになっている。これにより、屋外（建物外）の給水管又は排水管についても、建物と一体となっているものは建築設備として算定することになる。

付帯工作物という敷地内排水設備とは、建物と一体となっている、建物からの排水設備ではなく、屋外作業場または駐車場等のような場内排水設備のことと考える。一般住居の屋外の給・排水設備、ガス設備も同様に考える。また、屋外作業場及び駐車場等に設置されている電灯設備（道路灯、投光器等）も、付帯工作物になる。

4-1) キュービクルについて

キュービクル式受変電設備（以下、キュービクルという）は、機械設備調査算定要領（案）〔平成 24 年 3 月 22 日中央用対理事会申し合わせ〕および、付帯工作物調査算定要領により、機械工作物として算定することになりました。

キュービクルとは、変圧器、各種保護装置等を含め、金属製の箱の中に配線し収めたもの

で（次頁参考写真）、電力会社より高圧受電した電気を一般的な100V又は200Vに降圧し、配電する施設である。これに対し、開放型の受変電設備があり、専用の電気室に高压盤、変圧器等の機器を配し配線する施設である。

キュービクルのメリットとしては、（盤標準化協議会資料より抜粋）

- （ア）設置に必要な面積や場所の制約が少ない。
- （イ）保守点検が容易である。
- （ウ）安全性が高い。
- （エ）工事期間を短縮できる。

機械設備調査算定要領（案）の機械設備等標準耐用年数表では、主遮断装置の形式によりCB形が25年、PF・S形が20年に決められています。これにより、単線結線図等の高压受変電設備図を作成する場合は、CB形又はPF・S形の形式を記載することになる。

据付工数等は、機械設備調査算定要領（案）の別記2機械設備工事費算定基準第4（据付工数）より、公共建築工事積算基準等により行うことになります。

キュービクル参考写真



4-2）エアコン（クーラー）等

先に述べた建築設備では、空調設備を建築設備として規定しています。損失補償標準書の留意事項、近畿地区用対連運用申し合わせの参考資料：工作物区分表では、補償コード5909820～5915040のエアコン、テレビアンテナ等の設備移設単価は、借家人（借間人）に適用することが記載されています。

補償額積算様式 (参考様式)				[再 築 工 法]		調査番号	所有者氏名		算定例		
区分	内 容	番号	計 算 式						〇〇	〇〇	〇〇
基 本 事 項	構造・用途	(1)					A 棟				
	延床面積	(2)					軽量鉄骨造平屋建 工場				
	建築面積	(3)					80.00 m ²				
	建築年月	(4)					80.00 m ²				
	標準耐用年数	(5)					平成1年4月 45 年				
	経過年数	(6)					24 年				
工 事 費 等	直接工事費	(7)	設備工事含む				9,300,000				
	共通仮設費	(8)	(7) × 5.64 % (建築のみの一発注単位)				524,500				
	純工事費	(9)	(7) + (8)				9,824,500				
	諸経費	(10)	(9) × 24.2 % ((15) を含む一発注単位)				2,377,500				
	建築工事費 (推定再建築費)	(11)	((9) + (10)) × 地区補正率				12,202,000				
	解体直接工事費	(12)					700,000				
解 体	廃材運搬費	(13)									
	共通仮設費	(14)	(12) × 5.64 % (建築のみの一発注単位) 建築の共通仮設費を解体で共用できる場合は不要				39,400				
	純工事費	(15)	(12) + (13) + (14)				739,400				
	諸経費	(16)	(15) × 24.2 % ((9) を含む一発注単位)				178,900				
	廃材処分費	(17)									
	解体工事費	(18)	((15) + (16) + (17)) × 地区補正率				918,300				
構 外	建築工事費 (推定再建築費)	(19)	(11)				12,202,000				
	再築補償率	(20)					71.80%				
	現在価値 + 運用益損失額	(21)	(19) × (20)				8,761,036				
	法令改善費に係る運用益損失額	(21')	法令改善費に係る運用益損失額算定調書 より				267,648				
	解体工事費	(22)	(18)				918,300				
	消費税相当額	(23)	((21) + (21') + (22)) × % 補償対象となる場合のみ計上								
補 償 額	発生材△	(24)					30,000				
	補償額	(25)	(21) + (21') + (22) + (23) - (24)				9,916,984				
	建築工事費 (推定再建築費)	(26)	(11)								
	再築補償率	(27)									
	現在価値 + 運用益損失額	(28)	(26) × (27)								
	構内再築建物の推定再築費	(29)									
構 内 全 面 改 造	推建費の差額	(30)	(29) - (26)								
	解体工事費	(31)	(18)								
	消費税相当額	(32)	((28) + (30) + (31)) × % 補償対象となる場合のみ計上								
	発生材△	(33)									
	補償額	(34)	(28) + (30) + (31) + (32) - (33)								

法令改善費に係る運用益損失額算定調書

算定例

符 号		所 有 者		用 途		構 造	
A		〇〇 〇〇		工場		軽量鉄骨造平屋建	
耐 用 年 数		45 年		経 過 年 数		24	
現 況 建 物 面 積 (㎡)				再 築 建 物 面 積 (㎡)			
1 階		80.00		1 階		80.00	
2 階				2 階			
3 階				3 階			
合 計		80.00		合 計		80.00	
法 令 改 善 費 率							
項 目		外壁・軒裏 防火構造	地上階が3である建物の防火必要な技術基準	準耐火構造		耐火構造	
全てが対象		3%	8%	9%		15%	
軸 組		—	—	—		3%	
屋 根		—	—	—		2%	
外 壁	軒裏	1%	1%	3%		2%	
	外部	2%	2%				
	内部		2%				
内 壁		—	—	3%		4%	
外部開口部		—	1%	1%		1%	
床		—	—	—		2%	
天 井	1・2階	—	1%	1%		—	
	3階		1%				
雑 工		—	—	1%		1%	
改善費率 計 (A)		%	%	%		%	
推 定 再 建 築 費 (B)		建物移転補償金差出表より 円					
法令改善費 (C)		改善建物の建築工事費 従前建物の推定再建築費 12,989,200 — 12,202,000		= 787,200		円	
運用益損失率 (D)		残存耐用年数 21年		34.0		%	
法令改善費に係る運用損益額		(C) × (D)		267,648		円	

補償額積算様式 (参考様式) 「再築工法」
改善建物の建築工事費

区分	内 容	番号	計 算 式	調査番号	所有者氏名	〇〇	〇〇
基 本 事 項	構造・用途	(1)			A 棟		
	延床面積	(2)			軽量鉄骨造平屋建 工場		
	建築面積	(3)			80.00 m ²		
	建築年月	(4)			80.00 m ²		
	標準耐用年数	(5)			平成14年4月 45 年		
	経過年数	(6)			24 年		
	直接工事費	(7)	設備工事含む	積算年月日：平成25年4月1日	9,900,000		
	共通仮設費	(8)	(7) × 5.64 % (建築のみの一発注単位)		558,300		
	純工事費	(9)	(7) + (8)		10,458,300		
	諸経費	(10)	(9) × 24.2 % ((15) を含む一発注単位)		2,530,900		
工 事 費 等	建築工事費 (推定再建築費)	(11)	((9) + (10)) × 地区補正率		12,989,200		
	解体直接工事費	(12)			700,000		
	廃材運搬費	(13)					
	共通仮設費	(14)	(12) × 5.64 % (建築のみの一発注単位) 建築の共通仮設費を解体で共用できる場合は不要		39,400		
	純工事費	(15)	(12) + (13) + (14)		739,400		
	諸経費	(16)	(15) × 24.2 % ((9) を含む一発注単位)		178,900		
	廃材処分費	(17)					
	解体工事費	(18)	((15) + (16) + (17)) × 地区補正率		918,300		
	建築工事費 (推定再建築費)	(19)	(11)				
	再築補償率	(20)					
構 外	現在価値 + 運用益損失額	(21)	(19) × (20)				
	解体工事費	(22)	(18)				
	消費税相当額	(23)	((21) + (22)) × % 補償対象となる場合のみ計上				
	発生材△	(24)					
	補償額	(25)	(21) + (22) + (23) - (24)				
	建築工事費 (推定再建築費)	(26)	(11)				
	再築補償率	(27)					
	現在価値 + 運用益損失額	(28)	(26) × (27)				
	構内再築建物の推定再築費	(29)					
	推建費の差額	(30)	(29) - (26)				
構 内 全 面 改 造	解体工事費	(31)	(18)				
	消費税相当額	(32)	((28) + (30) + (31)) × % 補償対象となる場合のみ計上				
	発生材△	(33)					
	補償額	(34)	(28) + (30) + (31) + (32) - (33)				

S44建告3184 建築基準法に基づく告示
建築基準法施行令第32条第1項表中の規定に基づく処理対象人員の算定方法

(昭和44年7月3日建設省告示第3184号)

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項表中の規定に基づき、処理対象人員の算定方法を次のように定める。

処理対象人員の算定方式は、日本工業規格「建築物の用途別による屎(し)尿浄化槽(そう)の処理対象人員算定基準(JIS A3302)」に定めるところによるものとする。

JIS A 2101	建築構成要素及び建築部位-熱抵抗及び熱貫流率-計算方法	制定 2003/03/19		
JIS A 2201	送風機による住宅等の気密性能試験方法	制定 2003/03/19		
JIS A 3301	木造校舎の構造設計標準	制定 1956/06/20 改正 1966/07/06 改正 1977/02/26 改正 1983/06/10 改正 1993/12/15		
JIS A 3302	建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準	制定 1960/12/15 改正 1969/06/09 改正 1988/04/01 改正 2000/03/17		
JIS A 3303	鉄骨造校舎の構造設計標準		1981/10/01	
JIS A 3304	組立仮設建築物の構造設計標準	制定 1973/02/01 改正 1994/02/15		
JIS A 4001	暖房用鑄鉄放熱器	制定 1951/10/31 改正 1966/06/01 改正 1972/07/01 改正 1975/11/01	1990/07/01	
JIS A 4002	床排水トラップ	制定 1968/01/01 改正 1977/08/01 改正 1989/03/01		
JIS A 4003	温風暖房機	制定 1970/05/01 改正 1974/01/01 改正 1977/03/01 改正 1995/11/01		

7・4 処理対象人員について

201

第7・3表 建築用途別排水量と排水濃度（日本建築センター：尿尿浄化槽の構造基準・同解説）

分類	建築用途	排水量	BOD [ppm]	SS [ppm]	備 考
1	マーケット、百貨店	20 l/m ² ・日	200	100	肉類、魚類、惣菜店の床面積の合計が延面積の20％以上を占める場合、排水量は35 l/m ² ・日、BODを、300 ppm、SSを200 ppmとする。
2	学校	小学校 30 l/人・日	100	80	1) 人員算定は生徒の定員で行う。 2) 排水量は小便器が自動洗浄方式の場合とする。 3) 職員は100 l/人・日としてその実人員を加算する。 4) 実習用排水を含まないものとする。 5) 給食施設がある場合は給食施設の例によりその負荷量を加算する。
		中学校 35 l/人・日			
		高等学校 40 l/人・日			
3	給食施設	15 l/食	350	250	—
4	病院	1000 l/床・日	300	150	1) ベッド数が300床をこえる部分は1500 l/床・日とする。 2) 洗濯、給食施設のない場合、及び施設の規模によって負荷量を軽減することができる。 3) 外来患者の汚水量は別途加算する。
5	事務所	15 l/m ² ・日	100	80	事務所を主体とした建築物で飲食店、レストラン等がある場合は、その負荷量を別途加算する。
6	レストラン、飲食店	300 l/m ² ・日	250	200	1) 面積は厨房床面積あたりとする。 2) 中華料理店のBODは、300 ppm、SSは250 ppmとする。
7	旅館、ホテル、モーテル	300 l/人・日	200	200	1) 旅館は共用浴室の場合とする。 2) 1人・1室を主体としたホテルの場合（バス・トイレ付）は500 l/室・日とする。 3) 温泉排水は含めないものとする。 4) 人員は宿泊客の定員と従業員を加えたものとする。 5) 宴会場、結婚式場を含む場合は、その用途に供する部分の面積に対し、20 l/m ² を加算し、BODは、300 ppm、SSは250 ppmとする。
8	作業場、研究所	40 l/人・日	100	80	1) 通常勤務とする。 2) 給食施設、シャワー設備等のある場合はそれぞれその負荷量を加算する。
9	住宅・共同住宅	200 l/人・日	200	250	—

[注] SS：浮遊物

第7・4表 建築用途別処理対象人員算定基準表（JIS A 3302-1969）

類似用途別番号	建築用途	処 理 対 象 人 員	
		単位あたり算定人員	算 定 床 面 積
1	集会場施設関係	イ 公会堂・集会場	同時に収容しうる人員（定員）の1/2
		ロ 劇場・映画館・演芸場	同時に収容しうる人員（定員）の3/4
		ハ 観 覧 場 競 技 場 体 育 館	$n = \frac{20c + 120u}{8} \times t \quad t = 0.5 \sim 3.0$ ここに、 n ：処理対象人員〔人〕 c ：大便器数〔個〕 u ：小便器数または両用便器数〔個〕 t ：単位便器あたり1日平均使用時間〔h〕
2	住宅施設関係	イ 住 宅	延べ面積100m ² 以下の場合は5人とし、100m ² をこえる部分の面積については、30m ² 以内ごとに1人を加算する。ただし、延べ面積220m ² をこえる場合は、すべて10人とする。
		ロ 共同住宅	1戸について3.5人とし、居室 ²⁾ の数が2をこえる場合は1居室 ²⁾ を増すごとに0.5人を加算するものとする。ただし、1戸が1居室 ²⁾ だけで構成されている場合は2人として加算することができる。
		ハ 下宿・寄宿舎	1m ² あたり0.2人 居室 ²⁾ の床面積。ただし、固定ベッド等で定員が明確なものは、類似用途別番号2のニによる。
		ニ 学校寄宿舎 自衛隊キャンプ宿舎 老人ホーム・養護施設	同時に収容しうる人員（定員）

(つづく)

類似用途別 番 号	建 築 用 途		処 理 対 象 人 員		
			単位あたり算定人員	算 定 床 面 積	
3	宿泊施設関係	イ	旅館・ホテル・モーテル	1㎡あたり0.1人	居室 ²⁾ の床面積
		ロ	簡易宿泊所・合宿所	1㎡あたり0.3人	
		ハ	ユースホステル・青年の家	同時に収容しうる人員（定員）	
4	医療施設関係	イ	病院・療養所・伝染病院	1床あたり1.5人	ただし、外来者部分は診療所を適用する。
		ロ	診療所・医院	1㎡あたり0.3人	居室 ²⁾ の床面積
5	店 舗 関 係	イ	店舗・マーケット	1㎡あたり0.1人	営業の用途に供する部分の床面積
		ロ	料亭・貸席	1㎡あたり0.1人	居室 ²⁾ の床面積
		ハ	百 貨 店	1㎡あたり0.2人	営業の用途に供する部分の床面積
		ニ	飲食店・レストラン 喫茶店・バー キャバレー ピヤホール	1㎡あたり0.3人	
		ホ	市 場	$n=\frac{20c+120u}{8}\times t$	
6	娯楽施設関係	イ	玉突き場・卓球場 ダンスホール	1㎡あたり0.3人	営業の用途に供する部分の床面積
		ロ	パチンコ店・囲碁クラブ マージャンクラブ	1㎡あたり0.6人	
		ハ	ゴルフ練習場・遊園地 ボーリング場 バッティング場 海水浴場・プール スケート場 ドライブイン	$n=\frac{20c+120u}{8}\times t$	$t=0.4\sim 2.0$
		ニ	ゴルフ場・クラブハウス	18ホールまでは50人 ³⁾ 、36ホールは100人	
7	自動車車庫関係	イ	自動車車庫 駐 車 場	$n=\frac{20c+120u}{8}\times t$	$t=0.4\sim 2.0$
		ロ	ガソリンスタンド	1営業所あたり20人	
8	学校施設関係	イ	保育所・幼稚園 小 学 校	同時に収容しうる人員（定員）の1/4	
		ロ	中学校・高等学校 高等専門学校 大学・各種学校	同時に収容しうる人員（定員）の1/3。また高等学校および高等専門学校等で夜間の課程を併置している場合は、夜間の定員の1/4を加算する。	
		ハ	図 書 館	同時に収容しうる人員（定員）の1/2	
		ニ	大学付属図書館	同時に収容しうる人員（定員）の1/4	
		ホ	大学付属体育館	$n=\frac{20c+120u}{8}\times t$	$t=0.5\sim 1.0$
9	事 務 所 関 係	イ	事 務 所	1㎡あたり0.1人	事務室 ⁴⁾ の床面積
		ロ	行政官庁等、外来者の多い事務所	1㎡あたり0.2人	
10	作 業 所 関 係	イ	工場・作業所・管理室	作業人員の1/2	
		ロ	研究所・試験所	同時に収容しうる人員（定員）の1/3	
11	1～10の用途に 属さない施設	イ	駅・バスターミナル 公衆便所	$n=\frac{20c+120u}{8}\times t$	$t=1\sim 10$
		ロ	公衆浴場（ハを除く）	1㎡あたり0.5人	脱衣場 ⁵⁾ の床面積
		ハ	個室付浴場（トルコ風呂、 サウナ風呂等）	1㎡あたり0.3人	営業の用途に供する部分の床面積

- [注] 1) 女子専用便所にあつては、便器数のおおむね1/2を小便器とみなす。
 2) 居室とは、建築基準法による用語の定義でいう居室であつて、居住執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。ただし、共同住宅における台所および食事室を除く。
 3) ゴルフ場のクラブハウスの処理対象人員には、従業員数を別途加算する。
 4) 事務室とは、社長室、秘書室、重役室、会議室および応接室を含む。
 5) 脱衣場には、番台および壁付ロッカー部分は含まない。

7・4 し尿浄化槽の設計

179

第7・15表 建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JIS A 3302-1988)

類似用途別番号	建築物用途			処 理 対 象 人 員		
				算 定 式	算 定 単 位	
1	集会施設関係	イ	公会堂・集会場・劇場・映画館・演芸場	$n=0.08 A$	n : 人員 [人] A : 延べ面積 [m ²]	
		ロ	競輪場・競馬場・競艇場	$n=16 c$	n : 人員 [人] $c^{(1)}$: 総便器数 [個]	
		ハ	観覧場・体育館	$n=0.065 A$	n : 人員 [人] A : 延べ面積 [m ²]	
2	住宅施設関係	イ	住 宅	$n=5+\left(\frac{A-100}{30}\right)$	n : 人員 [人] ただし、 A が 100 m ² 以下の場合は 5 人とし、 A が 220 m ² を超える場合は 10 人とする A : 延べ面積 [m ²]	
		ロ	共同住宅	$n=0.05 A$	n : 人員 [人] ただし、1 戸当たりの n が、3.5 人以下の場合は、1 戸当たりの n を 3.5 人又は 2 人（1 戸が 1 居室 ⁽²⁾ だけで構成されている場合に限る）とし、1 戸当たりの n が 6 人以上の場合は 1 戸当たりの n を 6 人とする A : 延べ面積 [m ²]	
		ハ	下宿・寄宿舎	$n=0.07 A$	n : 人員 [人] A : 延べ面積 [m ²]	
		ニ	学校寄宿舎・自衛隊キャンプ宿舎・老人ホーム・養護施設	$n=P$	n : 人員 [人] P : 定員 [人]	
		イ	ホテル・旅館	結婚式場又は宴会場を有する場合 $n=0.15 A$ 結婚式場又は宴会場を有しない場合 $n=0.075 A$	n : 人員 [人] A : 延べ面積 [m ²]	
3	宿泊施設関係	ロ	モーテル	$n=5 R$	n : 人員 [人] R : 客室数	
		ハ	簡易宿泊所・合宿所・ユースホステル・青年の家	$n=P$	n : 人員 [人] P : 定員 [人]	
		イ	医療施設関係	伝染病院・療養所・業務用のちゅう(厨)房設備又は洗濯設備を設ける場合 300 床未満の場合 $n=8 B$ 300 床以上の場合 $n=11.43(B-300)+2\ 400$ 業務用のちゅう(厨)房設備又は洗濯設備を設けない場合 300 床未満の場合 $n=5 B$ 300 床以上の場合 $n=7.14(B-300)+1\ 500$	$n=0.15 A$	n : 人員 [人] B : ベッド数 [床]
$n=0.075 A$						
$n=5 R$						
$n=P$						
4	医療施設関係	ロ	診療所・医院	$n=0.19 A$	n : 人員 [人] A : 延べ面積 [m ²]	
		イ	店舗・マーケット	$n=0.075 A$	n : 人員 [人] A : 延べ面積 [m ²]	
		ロ	百貨店	$n=0.15 A$		
		ハ	飲食店	一般の場合		$n=0.72 A$
				汚濁負荷の高い場合		$n=2.94 A$
汚濁負荷の低い場合	$n=0.55 A$					
ニ	喫茶店	$n=0.80 A$				
5	店舗関係	イ	玉突場・卓球場	$n=0.075 A$	n : 人員 [人] A : 延べ面積 [m ²]	
		ロ	パチンコ店	$n=0.11 A$		
		ハ	囲碁クラブ・マージャンクラブ	$n=0.15 A$		
				ディスコ		$n=0.50 A$
				ゴルフ練習場		$n=0.25 S$
		ホ	ボーリング場	$n=2.50 L$		
6	娯楽施設関係	イ	玉突場・卓球場	$n=0.075 A$	n : 人員 [人] S : 打席数 [席]	
		ロ	パチンコ店	$n=0.11 A$		
		ハ	囲碁クラブ・マージャンクラブ	$n=0.15 A$		
				ディスコ		$n=0.50 A$
				ゴルフ練習場		$n=0.25 S$
		ホ	ボーリング場	$n=2.50 L$		

建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理

対象人員算定基準 (JIS A 3302-2000)

Estimation of population for waste water purifier of buildings

1. 適用範囲
この規格は、建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準について規定する。
2. 建築用途別処理対象人員算定基準
建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準は、表のとおりとする。ただし、建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他の資料から表が明らかに実情に添わないと考えられる場合は、当該資料などを基にしてこの算定人員を増減することができる。
3. 特殊の建築用途の適用
3.1 特殊の建築用途の建築物又は定員未定の建築物については、表に準じて算定する。
3.2 同一建築物が2以上の異なった建築用途に供される場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。
3.3 2以上の建築物が共同で尿尿浄化槽を設ける場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。
3.4 学校その他で、特定の収容される人だけが移動することによって、2以上の異なった建築用途に使用する場合には、3.2及び3.3の適用加算又は建築物ごとの建築用途別処理対象人員を軽減することができる。

表「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準」及び「処理対象人員（n）1人当たりの汚水量及びBOD量参考値」

類似用途番号	建築用途	処理対象人員		処理対象人員（n）1人当たりの汚水量及びBOD量参考値 ^(注1) （L/人・日）	BOD量算定 （g/人・日）	1日の排水時間
		算定式	算定単位			
1	集会場 イ	n=0.08A	n:人員（人） A:延べ面積（㎡）	200	30	公会堂・集会場 8 劇場・演芸場 10 映画館 12
	施設 ロ	n=16C	n:人員（人） C ^(注1) :総便器数（個）	150	40	10
	関係 ハ	n=0.065A	n:人員（人） A:延べ面積（㎡）	155	40	15

類似用途番号	建築用途			処理対象人員		処理対象人数(n) 1人当たりの汚水量及びBOD量参考値 ^(注4) (L/人・日) BOD量 ^(注4) (g/人・日)		1日の排水時間
2	イ	住宅	A ≤ 130の場合 130 < Aの場合 台所が2ヶ所以上でかつ、 浴室が2ヶ所以上の場合	算定式	算定単位	200	40	1 2
	ロ	共同住宅	n = 5 n = 7 n = 10	n = 0.05 A	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	200	40	1 2
3	イ	ホテル・旅館	結婚式場又は宴会場をもつ場合 結婚式場又は宴会場をもたない場合	n = 0.07 A n = P n = 0.15 A n = 0.075 A n = 5R n = P	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡) n : 人員 (人) P : 定員 (人) n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡) n : 人員 (人) R : 客室数 n : 人員 (人) P : 定員 (人)	200 200 200 400 200 200	28 40 40 40 30 40	8 8 (但し老人ホ-ム10) 1 0 8
4	イ	病院・療養所・伝染病院	業務用厨房設備を設ける場合 300 床未満の場合 300 床以上の場合 300 床未満の場合 300 床以上の場合	n = 8B n = 11.43(B-300)+2,400 n = 5B n = 7.14(B-300)+1,500 n = 0.19A	n : 人員 (人) B : ベッド数 (床) n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	125 113 200 182 130	40 36 30 27 40	1 2 1 2 8

類 用途別 番号	建築用途	処理対象人員		処理対象人数(n)1人当たりの 汚水量及びBOD量参考値(注4) 水量負荷算定 (L/人・日)BOD量負荷算定 (g/人・日)	1日の排水時間		
		算定式	算定単位				
5	店舗関係	イ 店舗・マーケット	n=0.075A	200	30	8	
		ロ 百貨店	n=0.15A	200	30		
		ハ 飲食店	一般の場合	n=0.72A	180	40	8
			汚濁負荷の高い場合	n=2.94A	90	40	
			汚濁負荷の低い場合	n=0.55A	200	40	
		ニ 喫茶店	n=0.80A	200	30	10	
6	娯楽施設関係	イ 玉突き・卓球場	n=0.075A	200	30	8	
		ロ パチンコ店	n=0.11A	200	30	12	
		ハ 囲碁クラブ・マージャンクラブ	n=0.15A	200	30	8	
		ニ ディスコ	n=0.50A	200	30	6	
		ホ ゴルフ練習場	n=0.25S	n:人員(人) S:打席数(席)	200	30	10
		ヘ ボーリング場	n=2.50L	n:人員(人) L:レーン数(レーン)	200	30	
		ト バッテイング場	n=0.20S	n:人員(人) S:打席数(席)	200	30	
		チ テニス場	ナイター設備を設ける 場合	n=3S	200	30	
			ナイター設備を設けな い場合	n=2S	200	30	
		リ 遊園地・海水浴場	n=16C	n:人員(人) C(注1):総便器数(個)	150	40	7
		ヌ プール・スケート場	n = (20C+120U) ÷ 8 × t	n:人員(人) C:大便器数(個) U(注3):小便器数(個) t:単位便器当たり1日平均使 用時間(時間) t:1.0~2.0	—	—	10

類似用途別番号	建築用途			処理対象人員		処理対象人数(n)1人当たりの汚水量及びBOD量参考値(注4)		1日の排水時間	
				算定式	算定単位	汚水量 (L/人・日)	BOD量 BOD量 算定 (g/人・日)		
6	娯楽施設	ル	キャンプ場	n=0.56P	n:人員(人) P:収容人員(人)	125	40	8	
		ヲ	ゴルフ場	n=21H	n:人員(人) H:ホール数(ホール)	250	26	10	
7	駐車場関係	イ	一般部	n=3.60P	n:人員(人) P:駐車まず数(ます)	135	40	12	
			便所	観光部					n=3.83P
			サービスエリア	売店なしPA					n=2.55P
				一般部					n=2.66P
		ロ	駐車場・自動車庫	n=(20C+120U) ÷8×t	n:人員(人) C:大便器数(個) U(注3):小便器数(個) t:単位便器当たり1日平均使用時間(時間) t:0.4~2.0	—	—	12	
			ハ	ガソリンスタンド	n=20	n:人員(人) I:営業所当たり	—	—	8
8	学校施設関係	イ	保育所・幼稚園・小学校・中学校	n=0.20P	n:人員(人) P:定員(人)	200	36	8	
		ロ	高等学校・大学・各種学校	n=0.25P	n:人員(人) P:定員(人)	200	36		
		ハ	図書館	n=0.08A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	200	30	5	

類似用途番号	建築用途			処理対象人員		処理対象人数(n) 1人当たりの汚水量及びBOD量参考値 ^(注4)		1日の排水時間
	算定式			算定単位		汚水量 ^(注4) (L/人・日)	BOD量 ^(注4) (g/人・日)	
9	事務所関係	事務所	業務用厨房設備を設ける場合	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)		200	40	8
			業務用厨房設備を設けない場合					
10	作業場関係	工場・作業所・研究所・試験所	業務用厨房設備を設ける場合	n:人員(人) P:定員(人)		133	40	工場・作業所交代勤務無8 " 有12~24 研究所・試験所8
			業務用厨房設備を設けない場合					
11	1から10の用途に属さない施設	イ	市場	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)		200	40	10
		ロ	公衆浴場	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)		200	10	12
		ハ	公衆便所	n:人員(人) C ^(注1) :総便器数(個)		—	—	8
		ニ	P<100,000の場合	n:人員(人) P:乗降客数(人/日)		—	—	始発~最終
			100,000≤P<200,000の場合					
			200,000≤Pの場合					

*1 大便器数、小便器数及び両用便器数を合計した便器数。

*2 居室とは、建築基準法による用語の定義でいう居室であって、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。

*3 女子専用便所にあつては、便器数のおおむね1/2を小便器とみなす。

*4 処理対象人員1人あたりの汚水量及びBOD量は合併処理浄化槽に流入する場合に適用する。単独処理浄化槽の場合は一人当たり水量50^{リットル}、BOD量13gとする

5) 設計・工事監理に要する費用について

設監 1 ～設監 4

移転工法別補正率表

採 用 工 法	再築工法 (同種同等)	再築工法	曳家工法	改造工法	復元工法	除却工法
設 計	0.50	0.65	0.40	0.65	算定考慮	算定考慮
工事監理等	0.70	0.70	0.35	0.70	算定考慮	算定考慮

※1) 復元工法… 文化財保護法等により指定された建築物は、建築基準法第3条の規定により、同法の適用除外となる場合があるので、これらの建築物に要する費用については、その実態を調査して補償するものとする。

※2) 除却工法… 原則として、補償の対象としないものとする。

(注) 1 設計・工事監理等に要する費用には、原則として、建築確認図書の作成及び確認申請の代行に要する費用を含むものとする。(設計・工事監理等に要する費用を計上するときは、建築確認申請図書の作成及び確認申請の代行に要する費用は計上しない。)

2 建築物の用途等の区分は、(注) 5 ②の場合を除いては各建築物ごとに適用するものとする。

3 同一敷地内で同一設計の建築物(同一の設計図書を繰返し使用することが可能な建築物)が2棟以上存する場合は、次の補正を行うものとする。

① 2棟存する場合(1棟の算定式) × 1.6

② 3棟存する場合(1棟の算定式) × 2.1

③ 4棟存する場合(1棟の算定式) × 2.5

④ 5棟存する場合(1棟の算定式) × 2.9

なお、補正率の基本算定式は、以下のとおりとする。

$$N = 0.75 \times (1 + 1/2 + 1/3 + \dots + 1/N') + 0.25N'$$

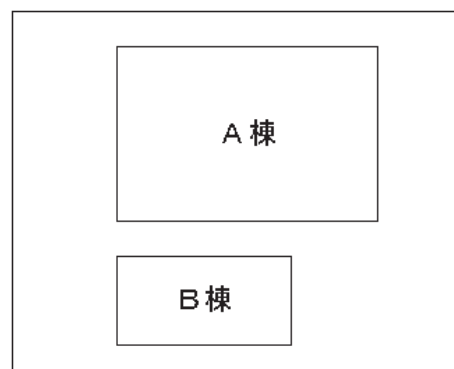
(N=修正棟数、N'=実際の棟数、Nは小数点以下第2位を切り捨て)

4 1棟の建物内において、2以上の類別(建築物の用途等)に利用されている場合は、最も床面積が大きい(最も床面積が占める割合が高い)類別によるものとする。

5 同一敷地内で異なる設計の建築物が2棟以上存する場合は、次による。

① 建築物の物理的位置関係がそれぞれ独立している場合は、各建築物それぞれの用途及び面積を適用し、棟毎に業務量を算出するものとする。

【例1】

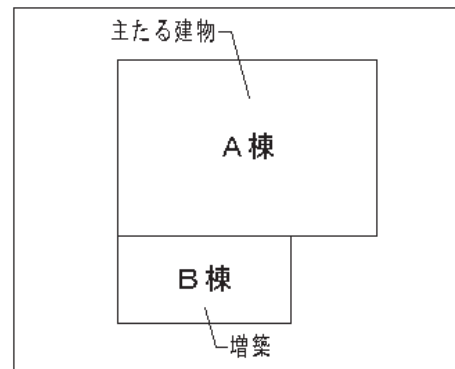


②建築物の物理的位置関係が接合している場合（増築の場合又は附属する建物である場合）は、主たる建物の用途により一体の建物として、全体面積を対象にして業務量を算出するものとする。なお、主たる建物の用途が２以上の類別（建築物の用途等）に利用されている場合においては最も延床面積が大きい（占める割合が高い）類別により適用するものとする。

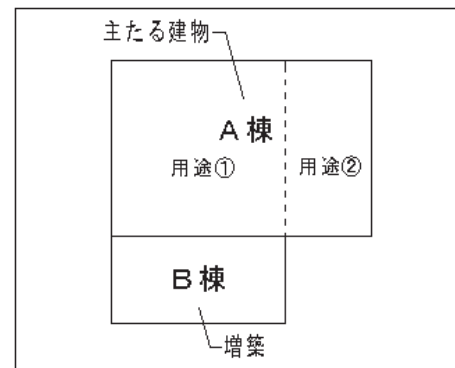
※「附属する建物」は、自家用車庫、家屋用倉庫、風呂、便所、台所等のそれ単体の機能では効用を発揮せず、他の建物に接合する（増築される）ことにより効用を発揮する建物とする。

※「主たる建物の用途」は、「附属する建物」が接合している建物の用途、建物の使用状況により判断するものとする。

【例２】



【例３】



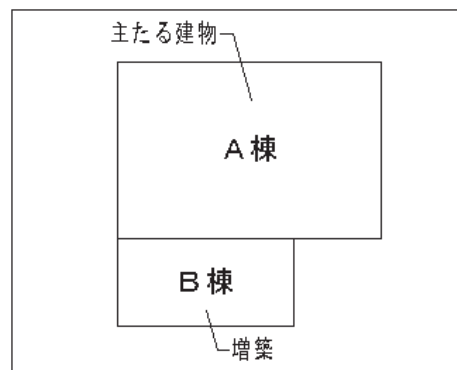
6 物置、車庫等の簡易な建築物（工作物を含む。）で建築確認を必要としない場合は、原則として、補償の対象としないものとする。ただし、独立工作物（広告塔、サイロ、物見塔、大規模な自動車車庫等）は、設計・工事監理等に要する費用が必要ない場合で、建築確認申請を要する工作物は当該地域の実情等により補償の対象とすることができるものとする。

【例 2】

②建築物の物理的位置関係が接合している場合（増築の場合又は附属する建物である場合）は、主たる建物の用途により一体の建物として、全体面積を対象にして業務量を算出する

（1）

A棟住宅とB棟便所の場合、主たる建物の用途により建物全体を戸建住宅として取り扱う。

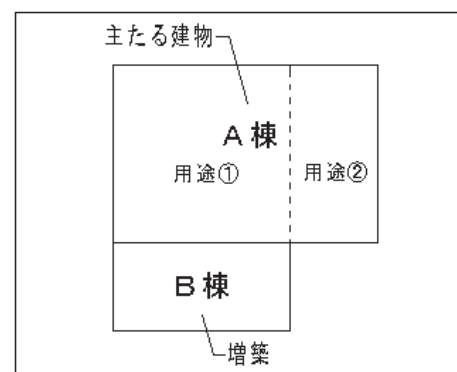


【例 3】

主たる建物の用途が2以上の類別（建築物の用途等）に利用されている場合においては最も延床面積が大きい（占める割合が高い）類別により適用するものとする。

（1）

A棟の用途①が住宅、用途②が店舗、B棟が便所の場合。
A棟については用途①の住宅が最大床面積である事から戸建住宅とする。
B棟についてはA棟の増築で附属棟である事から主たる建物の用途により戸建住宅とする。

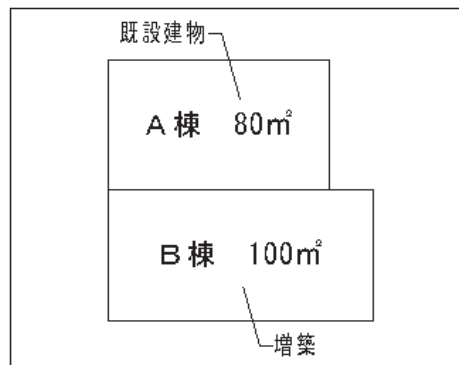


【例4】

②建築物の物理的位置関係が接合している場合（増築の場合又は附属する建物である場合）は、主たる建物の用途により一体の建物として、全体面積を対象にして業務量を算出する

(1)

A棟が住宅でB棟店舗を増築した場合、B棟の規模がA棟を上回る場合は、B棟が主たる建物になる為、全体の用途は店舗として取り扱う。



※例4では面積規模の大きいものを主たる建物として取り扱っているが建物用途の組合せによっては、面積規模のみで全体用途を判断する事が難しい場合もありうるので、建物の用途や機能等を総合的に考慮した上で判断したい。

6) 鉄骨造建物の鋼材の肉厚判定について

1 ～ 2 9

◆鉄骨造建物の鋼材の肉厚判定について

鉄骨造建物に係る鋼材の肉厚判定は、耐用年数、統計数量表の2つに関連していますので補償金算定上重要な要素となります。

1. 検討の背景

会計検査で、20年度にビルトH鋼材と既製H形鋼の適用の誤りや21年度と23年度に鉄骨の肉厚区分の適用の誤りを指摘されています。

2. 現行

鋼材の肉厚判定の考え方

鋼材の肉厚判定は、「柱、梁、桁等の主要な構造材に使用している鋼材の肉厚によって判断する」こととなります。

(根拠)

①非木造建物調査積算要領の解説(Q3-63)

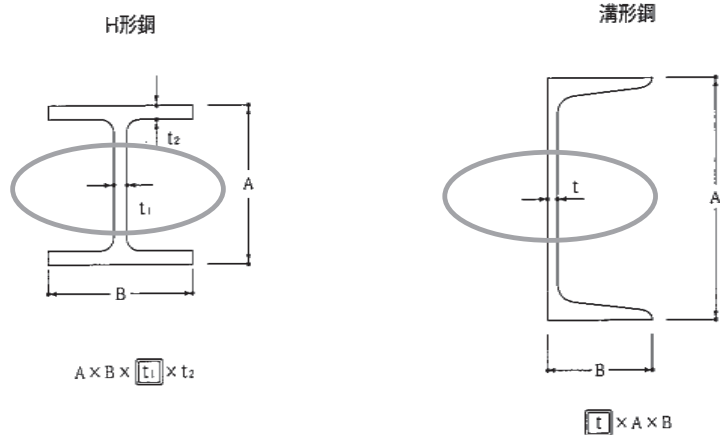
柱、梁、桁等の主要な構造部に使用している鋼材の肉厚によって判断することになる。

②会計検査院の指摘

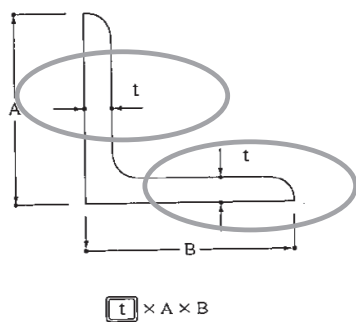
主要な構造部に使用されている鉄骨の肉厚区分に応じて算出する。

H形鋼の場合は、ウェブの肉厚で決定します。鋼材の肉厚判断箇所は、次のとおりです。

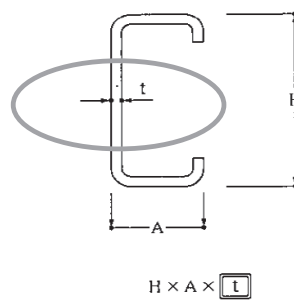
鋼材の肉厚判断箇所



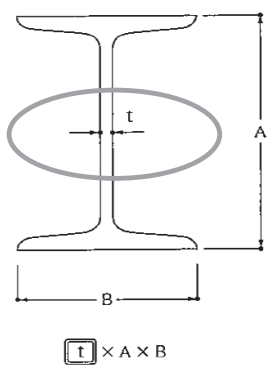
等辺山形鋼
又は不等辺山形鋼



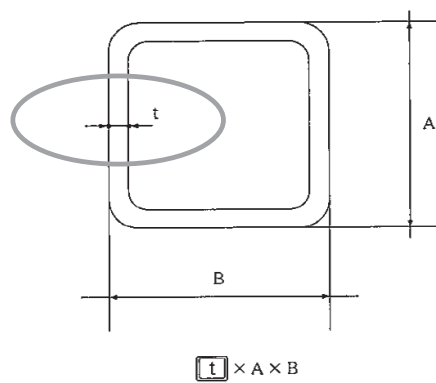
リップ溝形鋼



I形鋼



角形鋼管



3. 留意事項

①非木造建物調査積算要領の規定…既存図の入手

第六条（不可視部分の調査）

不可視部分の調査については、既存図を利用して調査を行うものとする。ただし、当該不可視部分の数量を別に定める統計数量により計算する場合には、当該不可視部分の調査は不要とする。

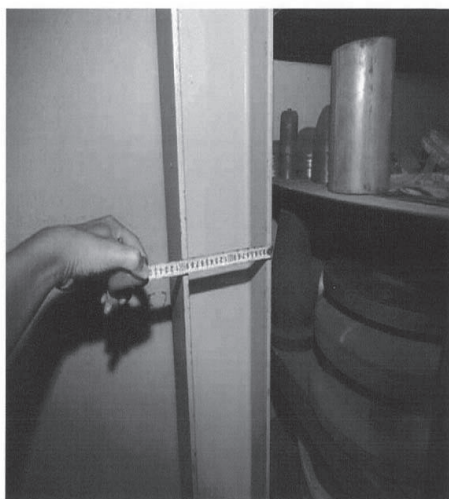
- 2 前項の調査において、当該建物に既存図がない場合又は当該建物と既存図の間に相違があると認められる場合においては、所有者、設計者又は施工者からの聞き込み等の方法により調査を行うものとする。

②肉厚判定部位は柱なのか、梁なのか、桁なのか、或いは総合的判断なのか

会計検査院が指摘している記載では、H形鋼の場合はウェブの肉厚と言及しているが、その部位は、柱なのか、梁なのか、桁なのか、或いは総合的判断なのか言及していません。

数社にヒヤリングした結果では、1階柱で判定していることが多いとのことでした。近畿用対において、肉厚特定に当たっての部位に関する定めはありません。

< 1階柱を測定して決定している例 >



H形鋼(A幅200mm) H-200×200×8×12

A幅、B幅とも測定値は200mmである。
既製品からH-200×200とし、肉厚は8mmと認定する。
主たる鋼材の肉厚は、「4mmを超え9mm未満」とする。



H形鋼(B幅200mm) H-200×200×8×12

一方、工場、倉庫の場合で古い建物の場合、アングルの組立構造やそのほかにさまざまな構造のものがあります。

上記のような場合の肉厚判定でいう「主要な構造部」の具体解釈については、起業者の指導の下に適切な判断となるよう実施してください。

（参考）建築基準法の構造耐力上主要な部分

令1条3号	構造耐力上主要な部分	建築物の自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧、水圧、地震の震動、衝撃などを支える建築物の部分	基礎 基礎杭 壁 柱 小屋組 土台 斜材（筋かい、方づえ、火打材など） 床板 屋根版 横架材（梁、けたなど）
-------	------------	--	---

資料編

資料1 非木造建物等級別標準耐用年数表及びく体鉄骨量関係統計数量表の関係

資料2 会計検査院の指摘

①平成20年度（既製H鋼材とビルトH鋼材の適用の誤り）

②平成21年度（フランジの肉厚で、く体鉄骨重要及び耐用年数を決定した誤り）

③平成23年度（肉厚を誤り、く体鉄骨重量及び耐用年数を適用していた）

資料3 非木造建物調査積算要領の解説 Q3-63（監修：中央用地対策連絡協議会）

資料4 建設物価で記載されている鋼材の種類と肉厚

資料5 古い工場等の構造材の概要

資料6 鉄骨工事標準単価表及び歩掛

資料 1 非木造建物等級別標準耐用年数表及びく体鉄骨量関係統計数量表の関係

非木造建物等級別標準耐用年数表（鉄骨造の抜粋）

	鉄骨造 肉厚9mm以上主としてH形構造	鉄骨造 肉厚9mm～4mm	鉄骨造 肉厚4mm以下軽量鉄骨造
工場及び倉庫（塩素・塩酸・硝酸等の腐食性を有する液体又は気体を使用しているもの）	40年	35年	30年
工場及び倉庫（一般的なもの）・市場・その他これらに類するもの	60年	50年	45年
旅館・ホテル・百貨店・劇場・飲食店・その他これらに類するもの	70年	60年	50年
事務所・住宅・アパート・店舗・病院・学校・その他これらに類するもの	80年	60年	55年

く体鉄骨量関係統計数量表

	重量鉄骨造（S造）肉厚9mm以上のもの	重量鉄骨造（S造）肉厚4mmを超え9mm未満のもの	軽量鉄骨造（LGS造）肉厚4mm未満のもの
専用住宅	階層1～4	階層1～3	階層1～3
共同住宅	階層1～5	階層1～5	階層1～3
店舗	階層1～5	階層1～5	階層1～3
事務所	階層1～5	階層1～5	事務所1～3
工場	階層1～3	階層1～3	工場1～2
倉庫	階層1～4	階層1～3	倉庫1～2
車庫	—	階層1	車庫1

資料2 会計検査院の指摘

①平成20年度（既製H鋼材とビルトH鋼材の適用の誤り）

会計検査院 平成20年度決算検査報告

1/2 ページ

平成20年度

第3章 個別の検査結果

第1節 省庁別の検査結果

第12 国土交通省

不当事項

補助金

補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

(3) 補償費の算定が適切でないもの

建物移転料等の算定が適切でないもの（1件 不当と認める国庫補助金 1,980,825円）

	部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(506)	山形県	山形県	建物移転補償	19	119,090 (119,090)	65,499	3,601 (3,601)	1,980

この補助事業は、山形県が、道路の拡幅に必要な用地の取得に当たり、支障となる山形市内の鉄骨造り2階建て店舗(延床面積343.2m²。以下「本件店舗」という。)を移転させるなどのため、補償費119,090,022円(国庫補助金65,499,512円)で、本件店舗の所有者に建物等の移転に伴う損失補償を行ったものである。

同県は、公共事業の施行に伴う損失補償を、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和37年閣議決定)等に基づき国土交通省が制定した「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」(平成13年国土交通省訓令第76号。以下「補償基準」という。)を準用するなどして行うこととしている。

補償基準等によれば、鉄骨造り建物の建物移転料は、建物のく体、電気設備等の工事費を積み上げるなどして算出することとされており、く体に係る工事費は、く体の鉄骨重量に鋼材費、工場加工・組立費等の各単価を乗ずるなどして算出することとされている。また、建物の不可視部分の調査は、既存図を利用して行うものとされている。

鉄骨造り建物に使用されるH形鋼等の鋼材には、既製のH形鋼の他に工場等で鋼板を溶接等により組み立てて製作した鋼材(以下「ビルドH鋼材」という。)がある。

そして、前記の鋼材費、工場加工・組立費等の各単価には、柱、梁(はり)等の建物の主要構造部に使用されている鉄骨(以下「主要鋼材」という。)の形状に応じて、主要鋼材にビルドH鋼材が使用されている場合の「ビルドH主体」の区分と既製のH形鋼が使用されている場合の「H形鋼主体」の区分とがあり、ビルドH主体の各単価は、上記のような製作方法等のため、H形鋼主体に比べて割高になっている。

そして、同県は、本件店舗について、主要構造部でない箇所に使用されているH形鋼に溶接痕(こん)が目視されたため、既存図を利用することなく、目視できなかった主要鋼材にもビルドH鋼材が使用されていると判断して、鉄骨重量にビルドH主体の各単価を乗ずるなどして、建物移転料を100,224,455円と算定していた。

しかし、本件店舗の既存図によれば、本件店舗の主要鋼材はビルドH鋼材ではなく既製のH形鋼であることから、本件店舗には、ビルドH主体ではなく、H形鋼主体の各単価を適用すべきであったと認められる。

したがって、本件店舗について、前記の鉄骨重量にH形鋼主体の各単価を乗ずるなどして本件店舗の建物移転料を算出すると、96,685,310円となり、これにより、本件店舗の移転等に係る適正な補償費を算定すると、他の算定誤りの修正も含めて115,488,521円となることから、前記の補償費119,090,022円との差額3,601,501円が過大となっており、これに係る国庫補助金相当額1,980,825円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した補償費算定業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

②平成21年度（フランジの肉厚で、く体鉄骨重要及び耐用年数を決定した誤り）

平成21年度

第3章 個別の検査結果

第1節 省庁別の検査結果

第13 国土交通省

不当事項

補助金

補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

(4) 補償費の算定が適切でなかったもの

4件 不当と認める国庫補助金 11,742,783円

工場等の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの

(2件 不当と認める国庫補助金 7,712,509円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(751) 青森県	青森県	地方道路交付金	19、20	92,395 (92,395)	52,150	7,036 (7,036)	3,971
(752) 新潟県	新潟県	地域連携推進	18、19	188,476 (188,476)	125,650	5,611 (5,611)	3,741
(751)(752)の計				280,871 (280,871)	177,801	12,647 (12,647)	7,712

これらの補助事業は、2県が、道路用地の取得に当たり、支障となる鉄骨造り工場等(以下「本件工場等」という。)を移転させるなどのため、補償費計280,871,833円(国庫補助金計177,801,260円)で、本件工場等の所有者に建物等の移転に伴う損失補償を行ったものである。

2県は、公共事業の施行に伴う損失補償を、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和37年閣議決定)等に準じて2県がそれぞれ制定した損失補償基準等に基づいて行うこととしている。

損失補償基準等によれば、残地以外の土地に従前の建物と同種同等の建物を建築することが合理的と認められる場合、建物移転料は、従前の建物の推定再建築費に建物の耐用年数や経過年数等から定まる再築補償率を乗ずるなどして算出することとされている。このうち、鉄骨造り建物の推定再建築費は、各地区の用地対策連絡会等が監修した「非木造建物〔1〕調査積算要領」、「非木造建物調査積算要領の解説」等(以下、これらを「要領等」という。)により、建物の延床面積に統計数量値(注)を乗ずるなどして求めた建物のく体の鉄骨重量に、鋼材の単価を乗ずるなどしてく体の工事費を算出するなどして算出することとされている。

そして、上記の算出において、く体の鉄骨重量及び耐用年数は、柱、梁(はり)等の建物の主要

な構造部分に使用されている鉄骨の肉厚の区分に応じて算出することとされ、その区分には、「肉厚9mm以上のもの」、「肉厚4mmを超え9mm未満のもの」及び「肉厚4mm以下のもの」がある。また、鉄骨のうちH形鋼の構成部位にはウェブとフランジがあり、それぞれの肉厚は異なっている(参考図参照)。

2県は、補償費のうち建物移転料の算出に当たり、本件工場等の主要な構造部分に使用されているH形鋼のフランジの肉厚(9mm及び11mm)により区分を「肉厚9mm以上のもの」と決定し、これに応じて鉄骨の重量及び耐用年数を決定するなどして、建物移転料を計104,860,321円と算出していた。

しかし、要領等によれば、鉄骨の肉厚区分は、フランジの肉厚ではなく、ウェブの肉厚により決定することとされていることから、本件工場等については、ウェブの肉厚(6mm及び7mm)により区分を「肉厚4mmを超え9mm未満のもの」と決定すべきであった。

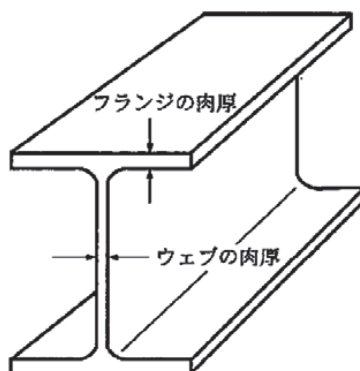
したがって、本件工場等について、上記の区分により適正な建物移転料を算出すると計92,377,485円となり、これにより本件工場等の移転に係る適正な補償費を算定すると計268,224,000円となることから、前記補償費計280,871,833円との差額計12,647,833円が過大となっており、これに係る国庫補助金相当額計7,712,509円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2県において、委託した補償費算定業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

(注) 統計数量値 多数の鉄骨造り建物の補償事例等から統計処理して得られた延床面積 1m^2 当たりの鉄骨重量

(参考図)

H形鋼の構成部位



③平成23年度（肉厚を誤り、く体鉄骨重量及び耐用年数を適用していた）

会計検査院決算検査報告データベース

1/2 ページ

平成23年度

第3章 個別の検査結果

第1節 省庁別の検査結果

第11 国土交通省

不当事項

補助金

補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

(5) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

建物の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 11,922,917円)

部局等	補助事業 者等 (事業主 体)	補助事業 等	年度	事業費 (国庫補 助対象事 業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象事 業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(284) 静岡県	浜松市	まちづくり 交付金 (土地区 画整理)	21	127,062 (127,062)	50,824	29,807 (29,807)	11,922

この交付金事業は、浜松市が、都市再生整備計画による土地地区画整理事業(南浅田地区)の一環として、土地地区画整理で支障となる鉄骨造りの倉庫、車庫等の建物(以下「建物」という。)6棟の移転に要する建物移転料、工作物移転料等の費用(以下「移転補償費」という。)を所有者に対して補償したものである。

移転補償費について、同市は、平成21年度に補償コンサルタントに物件調査算定業務を委託し、成果品として受領した調査報告書に基づき、建物移転料等の費用121,041,510円に、これに係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)額6,020,648円を加算して、計127,062,158円と算出していた。

同市は、公共事業の施行に伴う損失補償を、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和37年閣議決定)等に準じて制定された「損失補償算定標準書」(平成21年度版。中部地区用地対策連絡協議会監修。以下「標準書」という。)等に基づき行うこととしている。

上記の標準書等によれば、移転補償費のうち建物移転料は、残地に従前の建物と同種同等の建物等を建築することが合理的と認められる場合には、従前の建物の推定再建築費に建物の耐用年数等から定まる再築補償率を乗ずるなどして算出することとされている。このうち、鉄骨造り建物の推定再建築費は、建物の延床面積に統計数量値(注)を乗ずるなどして求めた建物のく体の鉄骨重量に、鋼材の単価を乗ずるなどしてく体の工事費を算出するなどして算定することとされている。

そして、く体の鉄骨重量及び耐用年数は、柱、梁(はり)等の建物の主要な構造部分に使用されている鉄骨の肉厚区分に応じて算出することとされ、その区分には、「肉厚9mm以上のもの」、

「肉厚4mmを超え9mm未満のもの」及び「肉厚4mm以下のもの」がある。

同市は、移転補償費のうち建物移転料の算定に当たり、別の類似の建物と同種同等であると判断し、前記の建物6棟のうち、倉庫2棟については「肉厚9mm以上のもの」、車庫については「肉厚4mmを超え9mm未満のもの」とし、これに応じて鉄骨重量及び耐用年数を決定するなどして、建物移転料を92,526,838円と算出していた。

しかし、実際の鉄骨の肉厚は、上記2棟の倉庫のうち、倉庫1棟は6mm、別の倉庫1棟及び車庫は2.3mmであったことから、適正な鉄骨の肉厚区分は、倉庫1棟については「肉厚4mmを超え9mm未満のもの」、別の倉庫1棟及び車庫については「肉厚4mm以下のもの」とすべきであった。

また、本件の建物所有者は、「建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」(平成9年建設省経整発第67号の3)によると、消費税法(昭和63年法律第108号)上の事業者該当し、仕入税額控除の対象となることから、移転補償費の額から消費税相当額を控除すべきであった。

したがって、適正な鉄骨の肉厚区分に基づき建物移転料を算定し、消費税額を控除するなどして、適正な移転補償費を算出すると97,254,865円となることから、前記の移転補償費127,062,158円との差額29,807,293円が過大となっており、これに係る交付金相当額11,922,917円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、移転補償費の算定に当たり、委託した物件調査算定業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったこと、消費税の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 統計数量値 多数の鉄骨造り建物の補償事例等から統計処理して得られた延床面積1
m²当たりの鉄骨重量

資料3 非木造建物調査積算要領の解説 Q3-63 (監修：中央用地対策
連絡協議会)

非木造建物調査積算要領



監修：中央用地対策連絡協議会
発行：財首都高速道路補償センター

Q3-63 鉄骨量の統計数量値は、構造及び鉄骨の肉厚によって区分されておりますが、建物の構造材として使用されている場合には、鋼材の肉厚は不可視部分であり、具体の判断が困難ではないでしょうか。

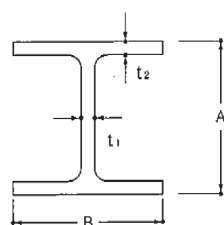
-A- 構造の区分は、「重量鉄骨造（S造）」と「軽量鉄骨造（LGS造）」とし、S造を「肉厚9mm以上のもの」と「肉厚4mmを超え9mm未満のもの」に再区分していますが、この部分は、基準細則の「等級別標準耐用年数表」の区分に準拠しています。この区分では、S造が「肉厚4mmを超え9mm未満のもの」であり、LGS造は「肉厚4mm未満のもの」であり、厳密には「4mmのもの」の取扱いが問題となりますが、市場では4mmの鋼材については生産を行っていないことから特に問題は生じません。

なお、各鋼材の肉厚の判断については、以下の図示の部位によって行っています。

次に鋼材区分の判断（肉厚）については、通常の建物の場合には、区分した鋼材のみで建築されているものではなく、柱、梁等に肉厚9mm以上のものを使用していても、その他の部材にはそれ以下の部材を使用するのが一般的であります。したがって、統計数量値の具体の適用方法につきましては、当該建物の柱、梁、桁等の主要な構造部に使用している鋼材の肉厚によって判断することになりますが、肉厚の計測が困難な場合には、建物の規模、鋼材の形状を考慮し調査担当者の技術力をも加え総合的に判断するものとします。

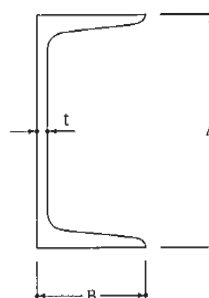
鋼材の肉厚判断箇所

H形鋼



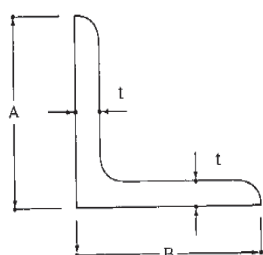
$$A \times B \times \boxed{t_1} \times t_2$$

溝形鋼



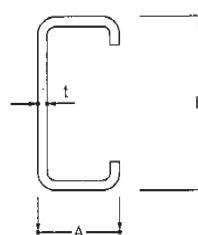
$$\boxed{t} \times A \times B$$

等辺山形鋼
又は不等辺山形鋼



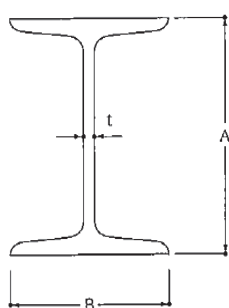
$$\boxed{t} \times A \times B$$

リップ溝形鋼



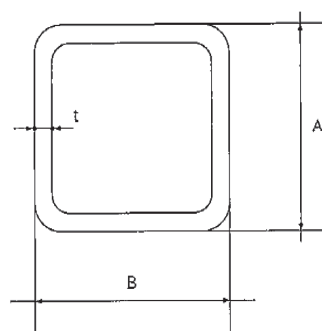
$$H \times A \times \boxed{t}$$

I形鋼



$$\boxed{t} \times A \times B$$

角形鋼管



$$\boxed{t} \times A \times B$$

資料4 建設物価で記載されている鋼材の種類と肉厚

平成25年1月1日発行（毎月1回1日発行） 第1125号
市場実態調査情報 ▷建設資材価格・工事費・労務費◁

建設物価

2013

1

2013年の経済動向をみる

景気後退期を脱するも、回復力は緩やか
建設業界の現状と展望

復興事業モデルに建設生産の新たな試み
新連載 ねじの常識・非常識 ①

復興! ニッポン
Web建設物価
<http://www.web-ken.jp/>

<鋼材の種類>

①H型鋼（広幅、中幅、細幅）

②等辺山形鋼（小形、中形、大形）

③溝形鋼（中形、大形）

④不等辺山形鋼（中形、大形）

⑤I形鋼（大形）

一般形鋼

⑥リップ溝形鋼

⑦軽溝形鋼

⑧軽量H形鋼

軽量形鋼

22/H 形 鋼 (1)

建設物価/2013・10

1
鉄

【掲載価格の解説】 ≪H形鋼≫

1. 荷渡し場所 都市内現場持ち込み（車上渡し）。
2. 取引数量 (2)は50~100L、(3)は20~50L、(3)小口は1~5L。

太字はベースサイズである。

【調査段階】《日形鋼》



(単位: t) コード060505

Web | A 鋼材 | H 形 | 鋼 (1)

[illegible]

24/H 形 鋼 (2)

建設物価/2013・

鉄

【掲載価格の解説】《H形鋼》

- 荷渡し場所 都市内現場持ち込み（車上渡し）。
- 取引数量 (2)は50～100t, (3)は20～50t, (3)小口は1～5t。

【調査段階】《H形鋼》



太字はベースサイズである。

(単位: t) コード060505

Web | A 資材 | H 形 鋼 (2)

鋼

寸 法	厚	Wx2(mm)	kg/m	四 国 地 区			北 陸 地 区			東 北 地 区			山 形
				(小口)	(小口)	(小口)	(小口)	(小口)	(小口)	(小口)	(小口)	(小口)	(小口)
広幅	100×100	6	16.9	66,000	69,000	67,000	70,000	69,000	72,000	67,000	70,000	66,000	69,000
"	125 125	6	23.6	64,000	67,000	65,000	68,000	67,000	70,000	65,000	68,000	65,000	68,000
"	150 150	7	31.1	64,000	67,000	65,000	68,000	67,000	70,000	65,000	68,000	65,000	68,000
"	175 175	7	40.4	64,000	67,000	65,000	68,000	67,000	70,000	65,000	68,000	65,000	68,000
"	200 200	8	49.9	64,000	67,000	65,000	68,000	67,000	70,000	65,000	68,000	65,000	68,000
"	250 250	9	71.8	64,000	67,000	65,000	68,000	67,000	70,000	65,000	68,000	65,000	68,000
"	300 300	10	93.0	64,000	67,000	65,000	68,000	67,000	70,000	65,000	68,000	65,000	68,000
"	350 350	12	135.0	66,000	69,000	67,000	70,000	69,000	72,000	67,000	70,000	66,000	69,000
"	400 400	13	172.0	69,000	72,000	70,000	73,000	72,000	75,000	70,000	73,000	72,000	75,000
中幅	148 100	6	20.7	64,000	67,000	65,000	68,000	67,000	70,000	65,000	68,000	65,000	68,000
"	194 150	6	29.9	64,000	67,000	65,000	68,000	67,000	70,000	65,000	68,000	65,000	68,000
"	244 175	7	43.6	64,000	67,000	65,000	68,000	67,000	70,000	65,000	68,000	65,000	68,000
"	294 200	8	55.8	64,000	67,000	65,000	68,000	67,000	70,000	65,000	68,000	65,000	68,000
"	340 250	9	78.1	66,000	69,000	67,000	70,000	69,000	72,000	67,000	70,000	66,000	69,000
"	390 300	10	105.0	66,000	69,000	67,000	70,000	69,000	72,000	67,000	70,000	66,000	69,000
"	440 300	11	121.0	66,000	69,000	67,000	70,000	69,000	72,000	67,000	70,000	66,000	69,000
"	488 300	11	125.0	66,000	69,000	67,000	70,000	69,000	72,000	67,000	70,000	66,000	69,000
"	588 300	12	203.0	69,000	72,000	70,000	73,000	72,000	75,000	70,000	73,000	72,000	75,000
"	700 300	13	241.0	—	—	—	—	77,000	80,000	73,000	76,000	73,000	76,000
"	800 300	14	267.0	—	—	—	—	79,000	82,000	75,000	78,000	75,000	78,000
"	900 300	16	294.0	—	—	—	—	81,000	84,000	81,000	84,000	81,000	84,000
細幅	100 50	5	9.3	—	—	—	—	—	—	—	—	84,000	87,000
"	150 75	5	14.0	66,000	69,000	67,000	70,000	69,000	72,000	67,000	70,000	66,000	69,000
"	175 90	5	18.0	66,000	69,000	67,000	70,000	69,000	72,000	67,000	70,000	66,000	69,000
"	200 100	5	20.9	64,000	67,000	65,000	68,000	67,000	70,000	65,000	68,000	65,000	68,000
"	250 125	6	29.0	64,000	67,000	65,000	68,000	67,000	70,000	65,000	68,000	65,000	68,000
"	300 150	6	36.7	64,000	67,000	65,000	68,000	67,000	70,000	65,000	68,000	65,000	68,000
"	350 175	7	49.4	64,000	67,000	65,000	68,000	67,000	70,000	65,000	68,000	65,000	68,000
"	400 200	8	65.4	64,000	67,000	65,000	68,000	67,000	70,000	65,000	68,000	65,000	68,000
"	450 200	9	74.9	66,000	69,000	67,000	70,000	69,000	72,000	67,000	70,000	66,000	69,000
"	500 200	10	88.2	66,000	69,000	67,000	70,000	69,000	72,000	67,000	70,000	66,000	69,000
"	600 200	11	103.0	69,000	72,000	70,000	73,000	72,000	75,000	70,000	73,000	72,000	75,000

《H形鋼製造事業所分布図》

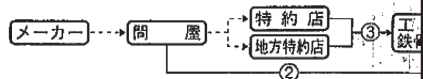
26/一般形鋼(1)

建設物価/20

鐵

【掲載価格の解説】 ≪等辺山形鋼・溝形鋼・不等辺山形鋼・I形鋼≫
 1. 荷渡し場所 都市内現場持ち込み（車上渡し）。
 2. 取引数量 ②は20～30 t、③は5～15 t、③小口は1～5 t。

【調查段階】 《等辺山形鋼・溝形鋼・不等辺山形鋼・I



太字はベースサイズである。

(単位: t) コード060501

Web A 資料 等 辺 山 形 鋼 (1)

鋼

寸	法	単位	間								東				地				区			
			東	東	機	板	千	葉	さいたま	甲	府	前	橋	宇都宮	水	戸						
			②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱			
原	辺	辺 (kg/m)	(小口)		(小口)		(小口)		(小口)		(小口)		(小口)		(小口)		(小口)		(小口)			
小形	3	20×20	0.885	112,000	113,000	115,000	113,000	115,000	113,000	115,000	113,000	115,000	113,000	115,000	113,000	115,000	113,000	115,000	115,000			
"	3	25	1.12	80															5.00			
"	3	30	1.36	77															2.00			
"	3	40	1.83	74															9.00			
"	5	40	2.95	71															4.00			
中形	4	50	3.06	69															2.00			
"	6	50	5.00	67															0.00			
"	6	65	5.91	67															0.00			
"	8	65	7.66	72															0.00			
"	6	75	6.85	67															0.00			
"	9	75	9.96	67															0.00			
"	12	75	13.04	77															0.00			
"	7	90	9.59	72															5.00			
"	10	90	13.3	72															5.00			
"	13	90	17.0	77															0.00			
"	7	100	10.7	72															5.00			
"	10	100	14.9	77															5.00			
"	13	100	19.13	72															0.00			
大形	9	130	17.9	77															0.00			
"	12	130	23.4	77															0.00			
"	15	130	28.8	77															0.00			
"	12	150	27.3	77															0.00			
"	15	150	33.6	77															0.00			
"	19	150	41.9	77															0.00			
"	15	200	45.3	77															0.00			
"	20	200	59.7	77															0.00			

建設物価/2013・1月号

等辺山形鋼

不等辺山形鋼

不等辺山形鋼

I 形 鋼









厚(t)×辺(A)×辺(B)

厚(t)×高(A)×幅(B)

厚(t)×辺(A)×辺(B)

厚(t)×高(A)×幅(B)

(単位: t) コード060503

Web A 實材 漢 形 鋼

	厚 度	高 度	幅 宽	(kg/m)	20#	25#	30#	35#	40#	45#	50#	55#	60#	65#	70#	75#	80#	85#	90#	95#	100#	105#	110#	115#	120#	125#	130#	135#	140#	145#	150#	155#	160#	165#	170#	175#	180#	185#	190#	195#	200#	205#	210#	215#	220#	225#	230#	235#	240#	245#	250#	255#	260#	265#	270#	275#	280#	285#	290#	295#	300#	305#	310#	315#	320#	325#	330#	335#	340#	345#	350#	355#	360#	365#	370#	375#	380#	385#	390#	395#	400#	405#	410#	415#	420#	425#	430#	435#	440#	445#	450#	455#	460#	465#	470#	475#	480#	485#	490#	495#	500#	505#	510#	515#	520#	525#	530#	535#	540#	545#	550#	555#	560#	565#	570#	575#	580#	585#	590#	595#	600#	605#	610#	615#	620#	625#	630#	635#	640#	645#	650#	655#	660#	665#	670#	675#	680#	685#	690#	695#	700#	705#	710#	715#	720#	725#	730#	735#	740#	745#	750#	755#	760#	765#	770#	775#	780#	785#	790#	795#	800#	805#	810#	815#	820#	825#	830#	835#	840#	845#	850#	855#	860#	865#	870#	875#	880#	885#	890#	895#	900#	905#	910#	915#	920#	925#	930#	935#	940#	945#	950#	955#	960#	965#	970#	975#	980#	985#	990#	995#	1000#	1005#	1010#	1015#	1020#	1025#	1030#	1035#	1040#	1045#	1050#	1055#	1060#	1065#	1070#	1075#	1080#	1085#	1090#	1095#	1100#	1105#	1110#	1115#	1120#	1125#	1130#	1135#	1140#	1145#	1150#	1155#	1160#	1165#	1170#	1175#	1180#	1185#	1190#	1195#	1200#	1205#	1210#	1215#	1220#	1225#	1230#	1235#	1240#	1245#	1250#	1255#	1260#	1265#	1270#	1275#	1280#	1285#	1290#	1295#	1300#	1305#	1310#	1315#	1320#	1325#	1330#	1335#	1340#	1345#	1350#	1355#	1360#	1365#	1370#	1375#	1380#	1385#	1390#	1395#	1400#	1405#	1410#	1415#	1420#	1425#	1430#	1435#	1440#	1445#	1450#	1455#	1460#	1465#	1470#	1475#	1480#	1485#	1490#	1495#	1500#	1505#	1510#	1515#	1520#	1525#	1530#	1535#	1540#	1545#	1550#	1555#	1560#	1565#	1570#	1575#	1580#	1585#	1590#	1595#	1600#	1605#	1610#	1615#	1620#	1625#	1630#	1635#	1640#	1645#	1650#	1655#	1660#	1665#	1670#	1675#	1680#	1685#	1690#	1695#	1700#	1705#	1710#	1715#	1720#	1725#	1730#	1735#	1740#	1745#	1750#	1755#	1760#	1765#	1770#	1775#	1780#	1785#	1790#	1795#	1800#	1805#	1810#	1815#	1820#	1825#	1830#	1835#	1840#	1845#	1850#	1855#	1860#	1865#	1870#	1875#	1880#	1885#	1890#	1895#	1900#	1905#	1910#	1915#	1920#	1925#	1930#	1935#	1940#	1945#	1950#	1955#	1960#	1965#	1970#	1975#	1980#	1985#	1990#	1995#	2000#	2005#	2010#	2015#	2020#	2025#	2030#	2035#	2040#	2045#	2050#	2055#	2060#	2065#	2070#	2075#	2080#	2085#	2090#	2095#	2100#	2105#	2110#	2115#	2120#	2125#	2130#	2135#	2140#	2145#	2150#	2155#	2160#	2165#	2170#	2175#	2180#	2185#	2190#	2195#	2200#	2205#	2210#	2215#	2220#	2225#	2230#	2235#	2240#	2245#	2250#	2255#	2260#	2265#	2270#	2275#	2280#	2285#	2290#	2295#	2300#	2305#	2310#	2315#	2320#	2325#	2330#	2335#	2340#	2345#	2350#	2355#	2360#	2365#	2370#	2375#	2380#	2385#	2390#	2395#	2400#	2405#	2410#	2415#	2420#	2425#	2430#	2435#	2440#	2445#	2450#	2455#	2460#	2465#	2470#	2475#	2480#	2485#	2490#	2495#	2500#	2505#	2510#	2515#	2520#	2525#	2530#	2535#	2540#	2545#	2550#	2555#	2560#	2565#	2570#	2575#	2580#	2585#	2590#	2595#	2600#	2605#	2610#	2615#	2620#	2625#	2630#	2635#	2640#	2645#	2650#	2655#	2660#	2665#	2670#	2675#	2680#	2685#	2690#	2695#	2700#	2705#	2710#	2715#	2720#	2725#	2730#	2735#	2740#	2745#	2750#	2755#	2760#	2765#	2770#	2775#	2780#	2785#	2790#	2795#	2800#	2805#	2810#	2815#	2820#	2825#	2830#	2835#	2840#	2845#	2850#	2855#	2860#	2865#	2870#	2875#	2880#	2885#	2890#	2895#	2900#	2905#	2910#	2915#	2920#	2925#	2930#	2935#	2940#	2945#	2950#	2955#	2960#	2965#	2970#	2975#	2980#	2985#	2990#	2995#	3000#	3005#	3010#	3015#	3020#	3025#	3030#	3035#	3040#	3045#	3050#	3055#	3060#	3065#	3070#	3075#	3080#	3085#	3090#	3095#	3100#	3105#	3110#	3115#	3120#	3125#	3130#	3135#	3140#	3145#	3150#	3155#	3160#	3165#	3170#	3175#	3180#	3185#	3190#	3195#	3200#	3205#	3210#	3215#	3220#	3225#	3230#	3235#	3240#	3245#	3250#	3255#	3260#	3265#	3270#	3275#	3280#	3285#	3290#	3295#	3300#	3305#	3310#	3315#	3320#	3325#	3330#	3335#	3340#	3345#	3350#	3355#	3360#	3365#	3370#	3375#	3380#	3385#	3390#	3395#	3400#	3405#	3410#	3415#	3420#	3425#	3430#	3435#	3440#	3445#	3450#	3455#	3460#	3465#	3470#	3475#	3480#	3485#	3490#	3495#	3500#	3505#	3510#	3515#	3520#	3525#	3530#	3535#	3540#	3545#	3550#	3555#	3560#	3565#	3570#	3575#	3580#	3585#	3590#	3595#	3600#	3605#	3610#	3615#	3620#	3625#	3630#	3635#	3640#	3645#	3650#	3655#	3660#	3665#	3670#	3675#	3680#	3685#	3690#	3695#	3700#	3705#	3710#	3715#	3720#	3725#	3730#	3735#	3740#	3745#	3750#	3755#	3760#	3765#	3770#	3775#	3780#	3785#	3790#	3795#	3800#	3805#	3810#	3815#	3820#	3825#	3830#	3835#	3840#	3845#	3850#	3855#	3860#	3865#	3870#	3875#	3880#	3885#	3890#	3895#	3900#	3905#	3910#	3915#	3920#	3925#	3930#	3935#	3940#	3945#	3950#	3955#	3960#	3965#	3970#	3975#	3980#	3985#	3990#	3995#	4000#	4005#	4010#	4015#	4020#	4025#	4030#	4035#	4040#	4045#	4050#	4055#	4060#	4065#	4070#	4075#	4080#	4085#	4090#	4095#	4100#	4105#	4110#	4115#	4120#	4125#	4130#	4135#	4140#	4145#	4150#	4155#	4160#	4165#	4170#	4175#	4180#	4185#	4190#	4195#	4200#	4205#	4210#	4215#	4220#	4225#	4230#	4235#	4240#	4245#	4250#	4255#	4260#	4265#	4270#	4275#	4280#	4285#	4290#	4295#	4300#	4305#	4310#	4315#	4320#	4325#	4330#	4335#	4340#	4345#	4350#	4355#	4360#	4365#	4370#	4375#	4380#	4385#	4390#	4395#	4400#	4405#	4410#	4415#	4420#	4425#	4430#	4435#	4440#	4445#	4450#	4455#	4460#	4465#	4470#	4475#	4480#	4485#	4490#	4495#	4500#	4505#	4510#	4515#	4520#	4525#	4530#	4535#	4540#	4545#	4550#	4555#	4560#	4565#	4570#	4575#	4580#	4585#	4590#	4595#	4600#	4605#	4610#	4615#	4620#	4625#	4630#	4635#	4640#	4645#	4650#	4655#	4660#	4665#	4670#	4675#	4680#	4685#	4690#	4695#	4700#	4705#	4710#	4715#	4720#	4725#	4730#	4735#	4740#	4745#	4750#	4755#	4760#	4765#	4770#	4775#	4780#	4785#	4790#	4795#	4800#	4805#	4810#	4815#	4820#	4825#	4830#	4835#	4840#	4845#	4850#	4855#	4860#	4865#	4870#	4875#	4880#	4885#	4890#	4895#	4900#	4905#	4910#	4915#	4920#	4925#	4930#	4935#	4940#	4945#	4950#	4955#	4960#	4965#	4970#	4975#	4980#	4985#	4990#	4995#	5000#	5005#	5010#	5015#	5020#	5025#	5030#	5035#	5040#	5045#	5050#	5055#	5060#	5065#	5070#	5075#	5080#	5085#	5090#	5095#	5100#	5105#	5110#	5115#	5120#	5125#	5130#	5135#	5140#	5145#	5150#	5155#	5160#	5165#	5170#	5175#	5180#	5185#	5190#	5195#	5200#	5205#	5210#	5215#	5220#	5225#	5230#	5235#	5240#	5245#	5250#	5255#	5260#	5265#	5270#	5275#	5280#	5285#	5290#	5295#	5300#	5305#	5310#	5315#	5320#	5325#	5330#	5335#	5340#	5345#	5350#	5355#	5360#	5365#	5370#	5375#	5380#	5385#	5390#	5395#	5400#	5405#	5410#	5415#	5420#	5425#	5430#	5435#	5440#	5445#	5450#	5455#	5460#	5465#	5470#	5475#	5480#	5485#	5490#	5495#	5500#	5505#	5510#	5515#	5520#	5525#	5530#	5535#	5540#	5545#	5550#	5555#	5560#	5565#	5570#	5575#	5580#	5585#	5590#	5595#	5600#	5605#	5610#	5615#	5620#	5625#	5630#	5635#	5640#	5645#	5650#	5655#	5660#	5665#	5670#	5675#	5680#	5685#	5690#	5695#	5700#	5705#	5710#	5715#	5720#	5725#	5730#	5735#	5740#	5745#	5750#	5755#	5760#	5765#	5770#	5775#	5780#	5785#	5790#	5795#	5800#	5805#	5810#	5815#	5820#	5825#	5830#	5835#	5840#	5845#	5850#	5855#	5860#	5865#	5870#	5875#	5880#	5885#	5890#	5895#	5900#	5905#	5910#	5915#	5920#	5925#	5930#	5935#	5940#	5945#	5950#	5955#	5960#	5965#	5970#	5975#	5980#	5985#	5990#	5995#	6000#	6005#	6010#	6015#	6020#	6025#	6030#	6035#	6040#	6045#	6050#	6055#	6060#	6065#	6070#	6075#	6080#	6085#	6090#	6095#	6100#	6105#	6110#	6115#	6120#	6125#	6130#	6135#	6140#	6145#	6150#	6155#	6160#	6165#	6170#	6175#	6180#	6185#	6190#	6195#	6200#	6205#	6210#	6215#	6220#	6225#	6230#	6235#	6240#	6245#	6250#	6255#	6260#	6265#	6270#	6275#	6280#	6285#	6290#	62
--	--------	--------	--------	--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	----

(単位: t) 2-1060502

Web A 資料 不等辺山形鋼 11

[illegible]

(単位: +) コード060504

Web 圖 A 資料 I 鋼筋形狀 鋼 (1)

[illegible]

価格の適用

32/軽量形鋼(1)

建設物価/2013・1月号

鉄

【掲載価格の解説】 <リッブ溝形鋼・カラーリッブ溝形鋼・亜鉛めっきリッブ溝形鋼・軽溝形鋼>

1. 荷渡し場所 都市内現場持ち込み(車上渡し)。
2. 取引数量 10~15t。

太字はベースサイズである。

【調査段階】 <リッブ溝形鋼・カラーリッブ溝形鋼・亜鉛めっきリッブ溝形鋼・軽溝形鋼>

メーカー → 問屋 → 特約店 → (3) → 工事業者
地方特約店 → 鉄骨加工業者

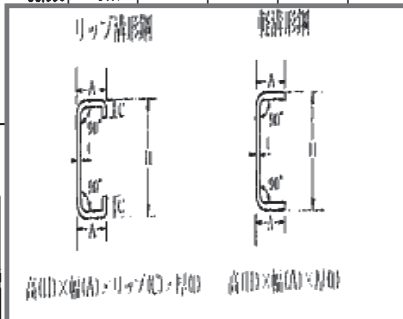
鋼

(単位: t) コード060701

[A資材] リッブ溝形鋼

SSC400 相当品

高	幅	リッブ	厚	(kg/m)	東京	大阪	名古屋	福岡	那覇	広島	高松	新潟	山形	札幌
60	30	10	1.6(mm)	1.63	92,000	91,000	92,000	96,000	-	93,000	95,000	93,000	89,000	109,000
60	30	10	2.3	2.25	88,000	87,000	88,000	92,000	-	89,000	91,000	89,000	85,000	105,000
75	45	15	2.3	3.25	86,000	85,000	86,000	90,000	-	87,000	89,000	87,000	83,000	103,000
100	50	20	2.3	4.06	86,000	85,000	86,000	90,000	-	87,000	89,000	87,000	83,000	103,000
125	50	20	3.2	6.13	88,000	87,000	88,000	92,000	-	89,000	91,000	89,000	85,000	105,000
150	50	20	3.2	6.76	88,000	87,000	88,000	92,000	-	89,000	91,000	89,000	85,000	105,000
200	75	20	3.2	9.27	90,000	100,000	96,000	-	-	-	-	91,000	87,000	107,000



(単位: t) コード060701

[A資材] カラーリ

SSC400 相当品

高	幅	リッブ	厚	(kg/m)	東京	大阪	名古屋	福岡	那覇	広島	高松	新潟	山形	札幌
60	30	10	1.6(mm)	1.63	92,000	91,000	92,000	96,000	-	93,000	95,000	93,000	89,000	109,000
60	30	10	2.3	2.25	88,000	87,000	88,000	92,000	-	89,000	91,000	89,000	85,000	105,000
75	45	15	1.6	2.32	90,000	89,000	90,000	94,000	-	91,000	93,000	91,000	87,000	107,000
75	45	15	2.3	3.25	86,000	85,000	86,000	90,000	-	87,000	89,000	87,000	83,000	103,000
100	50	20	1.6	2.88	90,000	89,000	90,000	94,000	-	91,000	93,000	91,000	87,000	107,000
100	50	20	2.3	4.06	86,000	85,000	86,000	90,000	-	87,000	89,000	87,000	83,000	103,000
100	50	20	3.2	5.50	86,000	85,000	86,000	90,000	-	87,000	89,000	87,000	83,000	103,000
120	60	20	3.2	6.51	90,000	89,000	90,000	94,000	-	91,000	93,000	91,000	87,000	107,000
125	50	20	2.3	4.51	90,000	87,000	88,000	92,000	-	89,000	91,000	89,000	85,000	105,000
125	50	20	3.2	6.13	88,000	87,000	88,000	92,000	-	89,000	91,000	89,000	85,000	105,000
150	50	20	2.3	4.96	90,000	87,000	88,000	92,000	-	89,000	91,000	89,000	85,000	105,000
150	50	20	3.2	6.76	88,000	87,000	88,000	92,000	-	89,000	91,000	89,000	85,000	105,000
150	65	20	3.2	7.51	90,000	89,000	91,000	94,000	-	91,000	93,000	91,000	87,000	107,000
200	75	20	3.2	9.27	90,000	100,000	96,000	-	-	-	-	91,000	87,000	107,000

(単位: t) コード060701

[A資材] 亜鉛めっきリッブ溝形鋼

SSC400 相当品

高	幅	リッブ	厚	(kg/m)	東京	大阪	名古屋	福岡	那覇	広島	高松	新潟	山形	札幌
40	20	10	1.6(mm)	1.14	127,000	133,000	-	136,000	-	135,000	134,000	129,000	127,000	-
60	30	10	1.6	1.65	117,000	124,000	119,000	126,000	-	126,000	125,000	119,000	117,000	134,000
60	30	10	2.3	2.27	116,000	120,000	118,000	125,000	130,000	122,000	121,000	118,000	116,000	132,000
75	45	15	1.6	2.35	116,000	122,000	120,000	125,000	-	124,000	123,000	118,000	116,000	130,000
75	45	15	2.3	3.28	115,000	118,000	116,000	124,000	128,000	120,000	119,000	117,000	115,000	130,000
100	50	20	1.6	2.92	115,000	122,000	118,000	124,000	-	124,000	123,000	117,000	115,000	133,000
100	50	20	2.3	4.10	115,000	118,000	116,000	124,000	128,000	120,000	119,000	117,000	115,000	130,000
100	50	20	3.2	5.54	115,000	118,000	116,000	124,000	128,000	120,000	119,000	117,000	115,000	130,000
125	50	20	3.2	6.17	117,000	120,000	118,000	126,000	130,000	122,000	121,000	119,000	117,000	130,000
150	50	20	3.2	6.81	117,000	120,000	118,000	126,000	130,000	122,000	121,000	119,000	117,000	131,000

(単位: t) コード060702

[A資材] 軽溝形鋼

SSC400 相当品

高	幅	厚	(kg/m)	東京	大阪	名古屋	福岡	那覇	広島	高松	新潟	山形	札幌
60	30	2.3(mm)	2.03	107,000	110,000	107,000	115,000	-	113,000	-	113,000	109,000	120,000
150	50	3.2	6.02	105,000	110,000	107,000	115,000	-	113,000	-	111,000	107,000	118,000
200	50	3.2	7.27	105,000	110,000	107,000	115,000	-	113,000	-	111,000	107,000	118,000
250	50	4.0	10.60	105,000	110,000	107,000	115,000	-	113,000	-	111,000	107,000	118,000
300	50	4.0	12.10	105,000	110,000	107,000	115,000	-	113,000	-	111,000	107,000	118,000
350	50	4.0	13.70	105,000	110,000	107,000	115,000	-	113,000	-	111,000	107,000	118,000
350	50	4.5	15.40	105,000	110,000	107,000	115,000	-	113,000	-	111,000	107,000	118,000

建設物価/2013・1月号

軽 量 形 鋼 (2)/3

【掲載価格の解説】 《軽量H形鋼・特殊形鋼・キーストンプレート・デッキプレート》

- 荷渡し場所 都市内現場持ち込み(車上渡し)。
- 取引数量 軽量H形鋼は5~10t, 特殊形鋼は10~15t, キーストンプレート・デッキプレートは10~15t。

【調査段階】 《軽量H形鋼・特殊形鋼・キーストンプレート・デッキプレート》

```

    graph LR
      A[メーカー] --> B[問屋]
      B --> C[特約店]
      B --> D[地方特約店]
      C -- ③ --> E[需要家]
      D -- ② --> E
  
```

(単位: t) コード060703

[A資材] 軽 量 H 形 鋼

JIS G 3353

品 名・寸 法・単位	東京	大阪	名古屋	福岡	那 覇	広 島	高 松	新 潟	仙 台	札 幌
	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③
軽量 H 形 鋼 (S W H 400)										
高 幅 厚1 厚2 (kg/m)										
150×75×3.2 4.5(mm)	8.84	130,000	140,000	132,000	137,000	—	141,000	141,000	133,000	133,000
175 90 3.2 4.5	10.5	128,000	138,000	130,000	135,000	—	139,000	139,000	131,000	131,000
200 100 3.2 4.5	11.9	125,000	135,000	127,000	132,000	—	136,000	136,000	128,000	128,000
200 100 3.2 6.0	14.1	125,000	135,000	127,000	132,000	—	136,000	136,000	128,000	128,000
軽量 H 形 鋼 (S W H 400)										
250×125×3.2 4.5(mm)	14.9	125,000	135,000	127,000	132,000	—	136,000	136,000	128,000	128,000
250 125 4.5 6.0	20.2	125,000	135,000	127,000	132,000	—	136,000	136,000	128,000	128,000
250 150 3.2 4.5	16.6	125,000	135,000	127,000	132,000	—	136,000	136,000	128,000	128,000
300 150 3.2 4.5	17.9	125,000	135,000	127,000	132,000	—	136,000	136,000	128,000	128,000

(単位: t) コード060903

[A資材] 特 殊 形 鋼

(SS400)

品 名・寸 法・単位	東京	大阪	名古屋	福岡	那 覇	広 島	高 松	新 潟	仙 台	札 幌
	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②
デッキプレート (大 型)										
厚 高 幅 (kg/m)										
2.7×100×570(mm)	17.6	165,000	165,000	165,000	165,000	—	165,000	165,000	165,000	165,000
3.2 100 570	20.7	165,000	165,000	165,000	165,000	—	165,000	165,000	165,000	165,000
4.0 100 570	25.8	165,000	165,000	165,000	165,000	—	165,000	165,000	165,000	165,000
4.5 100 570	28.8	165,000	165,000	165,000	165,000	—	165,000	165,000	165,000	165,000

(単位: t) コード060901・060902

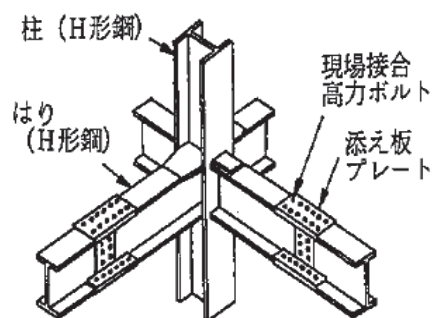
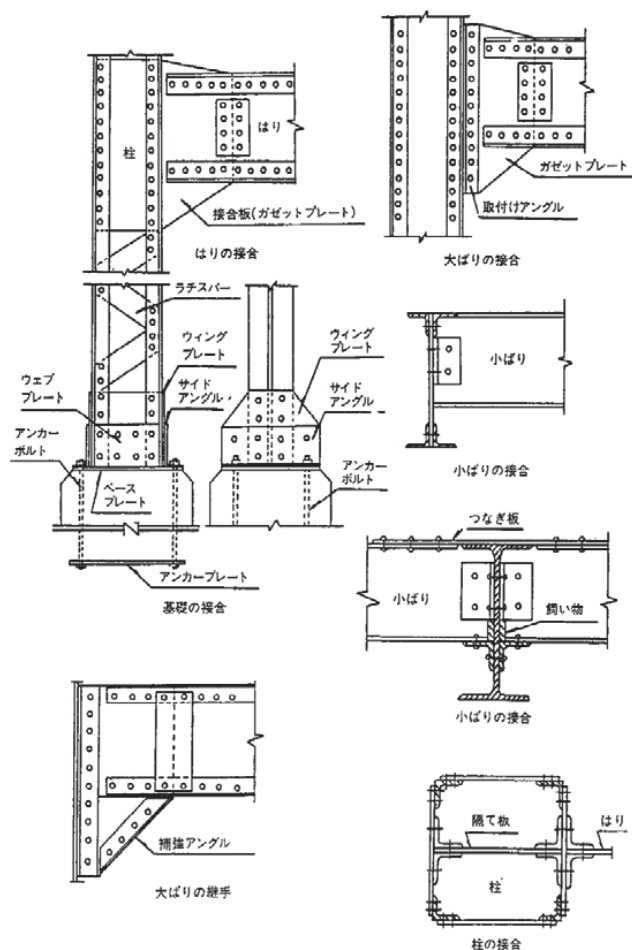
[A資材] キーストンプレート (AKD), デッキプレート (ALB)

SDP1 相当品

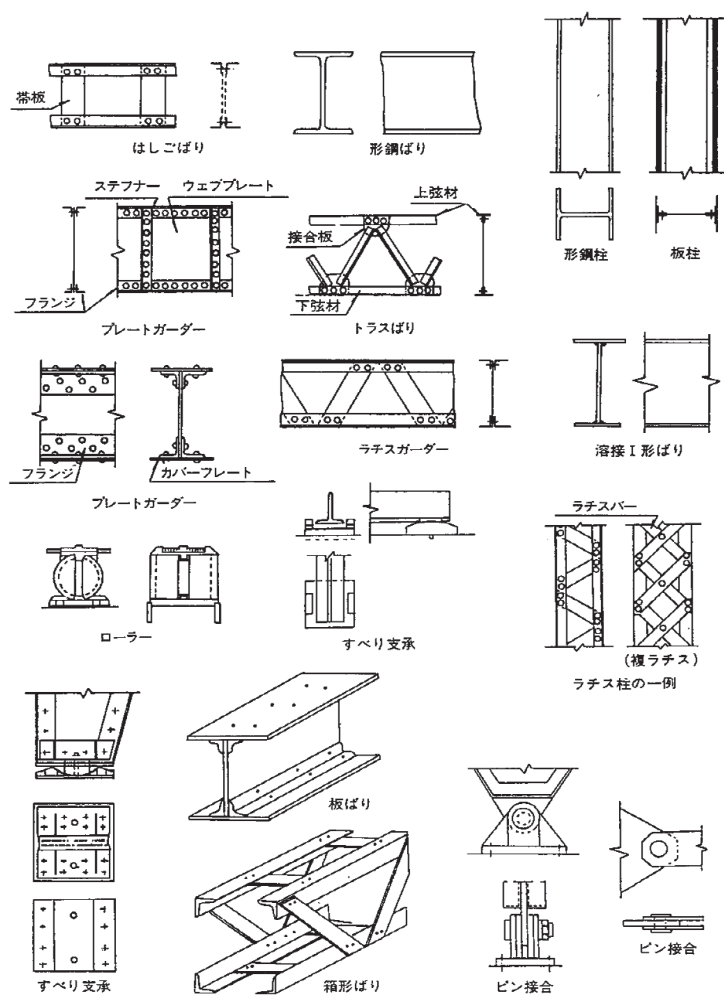
品 名・寸 法・単位	東京	大阪	名古屋	福岡	那 覇	広 島	高 松	新 潟	仙 台	札 幌
	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③
キーストンプレート(めっき)										
幅 高 厚 (kg/m)										
650×25×1.2(mm)	8.63	130,000	139,000	133,000	144,000	—	140,000	—	132,000	131,000
デッキプレート(カラー)										
614×50×1.2(mm)	8.21	128,000	131,000	126,000	132,000	—	132,000	133,000	131,000	129,000
(#) 614 50 1.6	10.90	125,000	127,000	122,000	130,000	—	128,000	129,000	129,000	126,000
(めっき) 614 50 1.2	8.37	128,000	141,000	137,000	142,000	—	142,000	—	131,000	129,000
(#) 614 50 1.6	11.0	125,000	137,000	133,000	140,000	148,000	138,000	—	129,000	126,000

資料5 古い工場等の構造材の概要

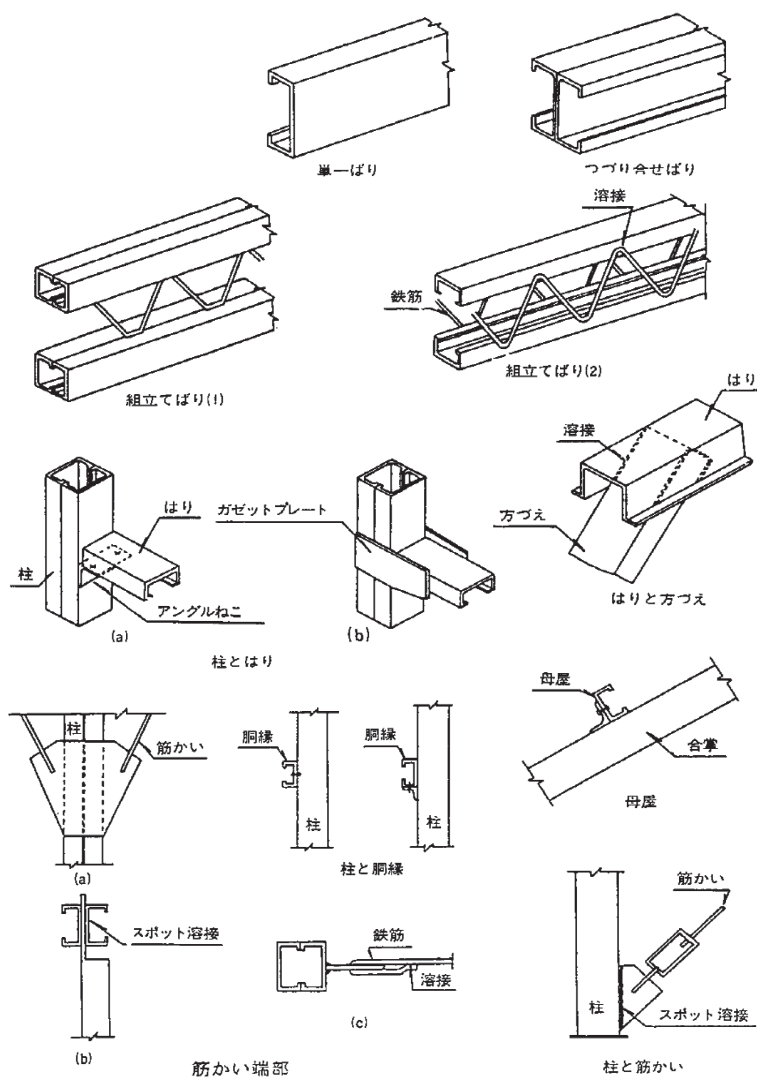
柱、はりの接合



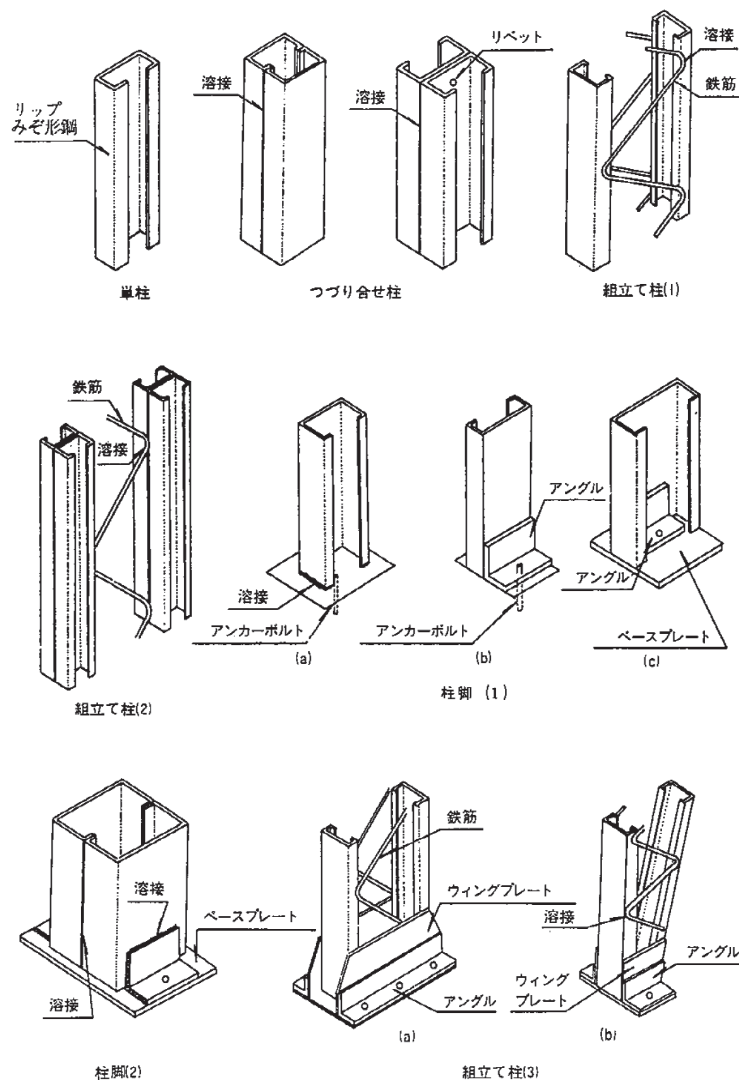
柱、はり、各種支持法



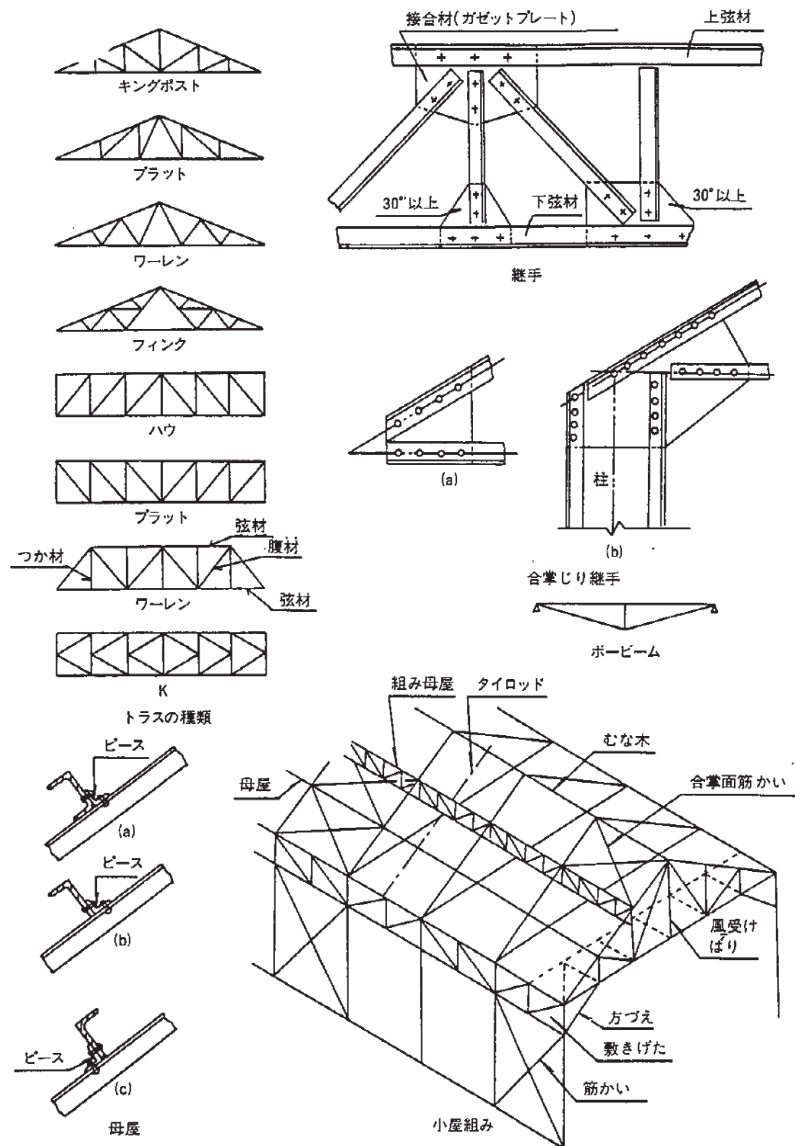
薄板鋼のはり、柱



薄板鋼の柱、柱脚



トラスの種類、継手



資料 6 鉄骨工事標準単価表及び歩掛

補償標準単価表

鉄骨工事		留意事項
2250010	鋼材費（材料費のみ）	* 当該建物に使用されている主要な鋼材（肉厚 9 mm 以上・肉厚 4 mm 以上 9 mm 未満・肉厚 4 mm 未満）の区分並びに肉厚 9 mm 以上にあつては鋼材の形状（ビルト H 主体・H 形鋼主体）の区分によるものとし、当該建物を含む 1 発注当たりで使用されている鋼材の総量によって適用する。

建物補償標準単価一覧表（近畿地区）

平成 25 年 4 月 1 日

鉄骨工事

※単価取扱いについては留意事項を参照

コード	単価名称	形状寸法等	単位	単価	区分	備考
2250010	鋼材費・[材料費のみ]	肉厚9mm以上・(t°ルト°H主体)・10t未満	t	79,400	非	
2250020	鋼材費・[材料費のみ]	肉厚9mm以上・(t°ルト°H主体)10t以上50t未満	t	78,100	非	
2250030	鋼材費・[材料費のみ]	肉厚9mm以上・(t°ルト°H主体)・50t以上	t	77,600	非	
2250040	鋼材費・[材料費のみ]	肉厚9mm以上・(H形鋼主体)・10t未満	t	71,900	非	
2250050	鋼材費・[材料費のみ]	肉厚9mm以上・(H形鋼主体)10t以上50t未満	t	70,000	非	
2250060	鋼材費・[材料費のみ]	肉厚9mm以上・(H形鋼主体)・50t以上	t	69,300	非	
2250070	鋼材費・[材料費のみ]	肉厚4mm以上9mm未満・10t未満	t	72,500	非	
2250080	鋼材費・[材料費のみ]	肉厚4mm以上9mm未満・10t以上50t未満	t	70,700	非	
2250090	鋼材費・[材料費のみ]	肉厚4mm以上9mm未満・50t以上	t	70,000	非	
2250100	鋼材費・[材料費のみ]	肉厚4mm未満(軽量鉄骨)・10t未満	t	84,200	非	
2250110	鋼材費・[材料費のみ]	肉厚4mm未満(軽量鉄骨)・10t以上50t未満	t	83,800	非	
2250120	鋼材費・[材料費のみ]	肉厚4mm未満(軽量鉄骨)・50t以上	t	83,700	非	
2250130	工場加工・組立	肉厚9mm以上・(t°ルト°H主体)・10t未満	t	290,100	非	
2250140	工場加工・組立	肉厚9mm以上・(t°ルト°H主体)10t以上50t未満	t	280,800	非	
2250150	工場加工・組立	肉厚9mm以上・(t°ルト°H主体)・50t以上	t	263,800	非	
2250160	工場加工・組立	肉厚9mm以上・(H形鋼主体)・10t未満	t	164,700	非	
2250170	工場加工・組立	肉厚9mm以上・(H形鋼主体)10t以上50t未満	t	160,800	非	
2250180	工場加工・組立	肉厚9mm以上・(H形鋼主体)・50t以上	t	150,500	非	
2250190	工場加工・組立	肉厚4mm以上9mm未満・10t未満	t	171,000	非	
2250200	工場加工・組立	肉厚4mm以上9mm未満・10t以上50t未満	t	167,200	非	
2250210	工場加工・組立	肉厚4mm以上9mm未満・50t以上	t	156,000	非	
2250220	工場加工・組立	肉厚4mm未満(軽量鉄骨)・10t未満	t	216,500	非	
2250230	工場加工・組立	肉厚4mm未満(軽量鉄骨)・10t以上50t未満	t	211,300	非	
2250240	工場加工・組立	肉厚4mm未満(軽量鉄骨)・50t以上	t	198,700	非	
2250250	現場建方	肉厚9mm以上・(t°ルト°H主体)・10t未満	t	43,200	非	
2250260	現場建方	肉厚9mm以上・(t°ルト°H主体)10t以上50t未満	t	41,300	非	
2250270	現場建方	肉厚9mm以上・(t°ルト°H主体)・50t以上	t	39,300	非	
2250280	現場建方	肉厚9mm以上・(H形鋼主体)・10t未満	t	43,200	非	
2250290	現場建方	肉厚9mm以上・(H形鋼主体)10t以上50t未満	t	41,300	非	
2250300	現場建方	肉厚9mm以上・(H形鋼主体)・50t以上	t	39,300	非	
2250310	現場建方	肉厚4mm以上9mm未満・10t未満	t	46,400	非	
2250320	現場建方	肉厚4mm以上9mm未満・10t以上50t未満	t	44,100	非	
2250330	現場建方	肉厚4mm以上9mm未満・50t以上	t	42,100	非	
2250340	現場建方	肉厚4mm未満(軽量鉄骨)・10t未満	t	49,600	非	
2250350	現場建方	肉厚4mm未満(軽量鉄骨)・10t以上50t未満	t	47,300	非	
2250360	現場建方	肉厚4mm未満(軽量鉄骨)・50t以上	t	45,000	非	
2250370	鉄骨加工・組立・建方	肉厚4mm未満(軽量鉄骨)	kg	260	非	
2250380	鉄骨加工・組立・建方	肉厚4mm以上9mm未満	kg	210	非	
2250390	ヘースモルタル	400mm角	ヶ所	2,280	非	
2250400	ヘースモルタル	500mm角	ヶ所	2,550	非	
2250410	ヘースモルタル	600mm角	ヶ所	2,830	非	
2250420	ヘースモルタル	700mm角	ヶ所	3,120	非	
2250430	アンカーボルト埋込	径13mm・間柱及び簡易なもの	本	1,190	非	
2250440	アンカーボルト埋込	径16mm・主柱用	本	1,770	非	
2250450	アンカーボルト埋込	径19mm・主柱用	本	1,820	非	
2250460	アンカーボルト埋込	径25mm・主柱用	本	2,420	非	
2250470	耐火被覆	吹付ロックウール(半乾式)柱・梁・1時間耐火	m2	820	非	
2250480	耐火被覆	吹付ロックウール(半乾式)柱・梁・2時間耐火	m2	1,150	非	

鉄骨工事

(近畿地区)

平成 25 年度

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
2250010	鋼材費・[材料費のみ]	肉厚9mm以上・(L・H・I主体)・10t未満	t		1			
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
1250390	切板	SM490A	t	0.41600	1.00000			
1250030	H形鋼・(中幅)	H-340×250×9×14	t	0.27800	1.00000			
1250130	溝形鋼・(大形)	C-7.5×200×80	t	0.04600	1.00000			
1250160	等辺山形鋼・(中形)	L-6×75×75	t	0.02400	1.00000			
1250310	軽量形鋼・(ジャブ溝)	C-100×50×20×3.2	t	0.07700	1.00000			
1250290	一般構造用丸鋼	径25mm	t	0.02100	1.00000			
1250420	厚板	9~12×914×1,829	t	0.13600	1.00000			
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
2250020	鋼材費・[材料費のみ]	肉厚9mm以上・(L・H・I主体)・10t以上50t未満	t		1			
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
1250390	切板	SM490A	t	0.41600	1.00000			
1250020	H形鋼・(中幅)	H-340×250×9×14	t	0.27800	1.00000			
1250120	溝形鋼・(大形)	C-7.5×200×80	t	0.04600	1.00000			
1250150	等辺山形鋼・(中形)	L-6×75×75	t	0.02400	1.00000			
1250310	軽量形鋼・(ジャブ溝)	C-100×50×20×3.2	t	0.07700	1.00000			
1250290	一般構造用丸鋼	径25mm	t	0.02100	1.00000			
1250410	厚板	9~12×914×1,829	t	0.13600	1.00000			
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
2250030	鋼材費・[材料費のみ]	肉厚9mm以上・(L・H・I主体)・50t以上	t		1			
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
1250390	切板	SM490A	t	0.41600	1.00000			
1250010	H形鋼・(中幅)	H-340×250×9×14	t	0.27800	1.00000			
1250110	溝形鋼・(大形)	C-7.5×200×80	t	0.04600	1.00000			
1250140	等辺山形鋼・(中形)	L-6×75×75	t	0.02400	1.00000			
1250310	軽量形鋼・(ジャブ溝)	C-100×50×20×3.2	t	0.07700	1.00000			
1250290	一般構造用丸鋼	径25mm	t	0.02100	1.00000			
1250400	厚板	9~12×914×1,829	t	0.13600	1.00000			
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
2250040	鋼材費・[材料費のみ]	肉厚9mm以上・(H形鋼主体)・10t未満	t		1			
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
1250100	コム・(電線管)	□-12×250×250	t	0.20600	1.00000			
1250030	H形鋼・(中幅)	H-340×250×9×14	t	0.46800	1.00000			
1250130	溝形鋼・(大形)	C-7.5×200×80	t	0.04600	1.00000			
1250160	等辺山形鋼・(中形)	L-6×75×75	t	0.02400	1.00000			
1250310	軽量形鋼・(ジャブ溝)	C-100×50×20×3.2	t	0.07700	1.00000			
1250290	一般構造用丸鋼	径25mm	t	0.02100	1.00000			
1250420	厚板	9~12×914×1,829	t	0.13600	1.00000			
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
2250050	鋼材費・[材料費のみ]	肉厚9mm以上・(H形鋼主体)・10t以上50t未満	t		1			
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
1250100	コム・(電線管)	□-12×250×250	t	0.20600	1.00000			
1250020	H形鋼・(中幅)	H-340×250×9×14	t	0.46800	1.00000			
1250120	溝形鋼・(大形)	C-7.5×200×80	t	0.04600	1.00000			
1250150	等辺山形鋼・(中形)	L-6×75×75	t	0.02400	1.00000			
1250310	軽量形鋼・(ジャブ溝)	C-100×50×20×3.2	t	0.07700	1.00000			
1250290	一般構造用丸鋼	径25mm	t	0.02100	1.00000			
1250410	厚板	9~12×914×1,829	t	0.13600	1.00000			
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
2250060	鋼材費・[材料費のみ]	肉厚9mm以上・(H形鋼主体)・50t以上	t		1			
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
1250100	コム・(電線管)	□-12×250×250	t	0.20600	1.00000			
1250010	H形鋼・(中幅)	H-340×250×9×14	t	0.46800	1.00000			
1250110	溝形鋼・(大形)	C-7.5×200×80	t	0.04600	1.00000			
1250140	等辺山形鋼・(中形)	L-6×75×75	t	0.02400	1.00000			
1250310	軽量形鋼・(ジャブ溝)	C-100×50×20×3.2	t	0.07700	1.00000			
1250290	一般構造用丸鋼	径25mm	t	0.02100	1.00000			
1250400	厚板	9~12×914×1,829	t	0.13600	1.00000			
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
2250070	鋼材費・[材料費のみ]	肉厚4mm以上9mm未満・10t未満	t		1			
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
1250060	H形鋼・(細幅)	H-300×150×6.6×9	t	0.43700	1.00000			
1250090	I形鋼・(大形)	I-7×200×100	t	0.04000	1.00000			
1250240	一般構造用角形鋼管	□-3.2×75×75	t	0.01900	1.00000			
1250190	等辺山形鋼・(中形)	L-6×50×50	t	0.11600	1.00000			
1250320	軽量形鋼・(ジャブ溝)	C-100×50×20×2.3	t	0.25300	1.00000			
1250280	一般構造用丸鋼	径16mm	t	0.02200	1.00000			
1250420	厚板	9~12×914×1,829	t	0.11300	1.00000			
	計							

鉄骨工事

(近畿地区)

平成 25 年度

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛係数				
2250080	鋼材費・[材料費のみ]	肉厚4mm以上9mm未満・10t以上50t未満	t		1				
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額		
1250050	H形鋼・(細幅)	H-300×150×6.5×9	t	0.43700	1.00000				
1250080	I形鋼・(大形)	I-7×200×100	t	0.04000	1.00000				
1250240	一般構造用角形鋼管	□-3.2×75×75	t	0.01900	1.00000				
1250180	等辺山形鋼・(中形)	L-6×50×50	t	0.11600	1.00000				
1250320	軽量形鋼・(リブ溝)	C-100×50×20×2.3	t	0.25300	1.00000				
1250280	一般構造用丸鋼	径16mm	t	0.02200	1.00000				
1250410	厚板	9~12×914×1,829	t	0.11300	1.00000				
	計								

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛係数				
2250090	鋼材費・[材料費のみ]	肉厚4mm以上9mm未満・50t以上	t		1				
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額		
1250040	H形鋼・(細幅)	H-300×150×6.5×9	t	0.43700	1.00000				
1250070	I形鋼・(大形)	I-7×200×100	t	0.04000	1.00000				
1250240	一般構造用角形鋼管	□-3.2×75×75	t	0.01900	1.00000				
1250170	等辺山形鋼・(中形)	L-6×50×50	t	0.11600	1.00000				
1250320	軽量形鋼・(リブ溝)	C-100×50×20×2.3	t	0.25300	1.00000				
1250280	一般構造用丸鋼	径16mm	t	0.02200	1.00000				
1250400	厚板	9~12×914×1,829	t	0.11300	1.00000				
	計								

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛係数				
2250100	鋼材費・[材料費のみ]	肉厚4mm未満(軽量鉄骨)・10t未満	t		1				
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額		
1250330	軽量形鋼・(リブ溝)	C-150×50×20×2.3	t	0.63200	1.00000				
1250380	軽量形鋼・(軽溝)	C-60×30×2.3	t	0.03700	1.00000				
1250240	一般構造用角形鋼管	□-3.2×75×75	t	0.09100	1.00000				
1250230	等辺山形鋼・(中形)	L-4×50×50	t	0.01900	1.00000				
1250260	一般構造用炭素鋼鋼管	○-101.6×4.2	t	0.02200	1.00000				
1250270	一般構造用丸鋼	径13mm	t	0.07700	1.00000				
1250450	中板	3.2×914×1,829	t	0.12200	1.00000				
	計								

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛係数				
2250110	鋼材費・[材料費のみ]	肉厚4mm未満(軽量鉄骨)・50t以上	t		1				
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額		
1250330	軽量形鋼・(リブ溝)	C-150×50×20×2.3	t	0.63200	1.00000				
1250370	軽量形鋼・(軽溝)	C-60×30×2.3	t	0.03700	1.00000				
1250240	一般構造用角形鋼管	□-3.2×75×75	t	0.09100	1.00000				
1250220	等辺山形鋼・(中形)	L-4×50×50	t	0.01900	1.00000				
1250260	一般構造用炭素鋼鋼管	○-101.6×4.2	t	0.02200	1.00000				
1250270	一般構造用丸鋼	径13mm	t	0.07700	1.00000				
1250440	中板	3.2×914×1,829	t	0.12200	1.00000				
	計								

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛係数				
2250120	鋼材費・[材料費のみ]	肉厚4mm未満(軽量鉄骨)・50t以上	t		1				
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額		
1250330	軽量形鋼・(リブ溝)	C-150×50×20×2.3	t	0.63200	1.00000				
1250360	軽量形鋼・(軽溝)	C-60×30×2.3	t	0.03700	1.00000				
1250240	一般構造用角形鋼管	□-3.2×75×75	t	0.09100	1.00000				
1250210	等辺山形鋼・(中形)	L-4×50×50	t	0.01900	1.00000				
1250260	一般構造用炭素鋼鋼管	○-101.6×4.2	t	0.02200	1.00000				
1250270	一般構造用丸鋼	径13mm	t	0.07700	1.00000				
1250430	中板	3.2×914×1,829	t	0.12200	1.00000				
	計								

7) 用途の異なる木造建物の場合の労務費の
の取り扱いについて

1 ～ 8

◆木造建物の用途の異なる場合の軸部木材工事・労務（大工手間）の取扱いについて

1. 検討の背景

1 棟の建物で、住宅と倉庫として建築されている場合は、用途区分によって算定する必要があります。

2. 現行

[近畿地区用対連損失補償標準書]補償標準単価表（建物・工作物編）の「Ⅱ 1 建物補償標準単価を使用する際の留意事項について」のうち、労務（大工手間）費・（木造用）の留意事項の内容が、23 年度と 24 年度（25 年度は 24 年度と同じ）で変更されています。変更内容は次のとおりです。

コード	単価名称	留意事項	
		23 年度	24 年度・25 年度
2350010 ～ 2350150	労務費	建物の用途区分によって適用する。 <u>なお、1 棟の建物のうち 2 以上の用途が存する場合は、主たる用途の単価を適用する。</u> <u>ただし、構造及び間取りの形状により区分して扱う方が妥当と判断される場合は、各々の用途に応じた単価を適用する。</u>	建物の用途区分によって適用する。

3. 留意事項

23 年度以前は「建物の用途区分によって適用する。なお、1 棟の建物に 2 以上の用途があった場合は、主たる用途の単価を適用する」とされていました。24 年度から「建物の用途区分によって適用する」と変更されています。

この変更を設定モデルに基づき試算してみると、変更前と変更後で 403,248 円少なくなります。設定モデルに基づく試算の詳細は、次ページ以下のとおりです。

留意事項の記載に十分留意してください。

計算例

設定モデルに基づく23年度と24年度(25年度は24年度と同じ)の軸部木材工事・労務(大工手間)の留意事項の
違いに係る労務費差額(25年度単価採用)の計算

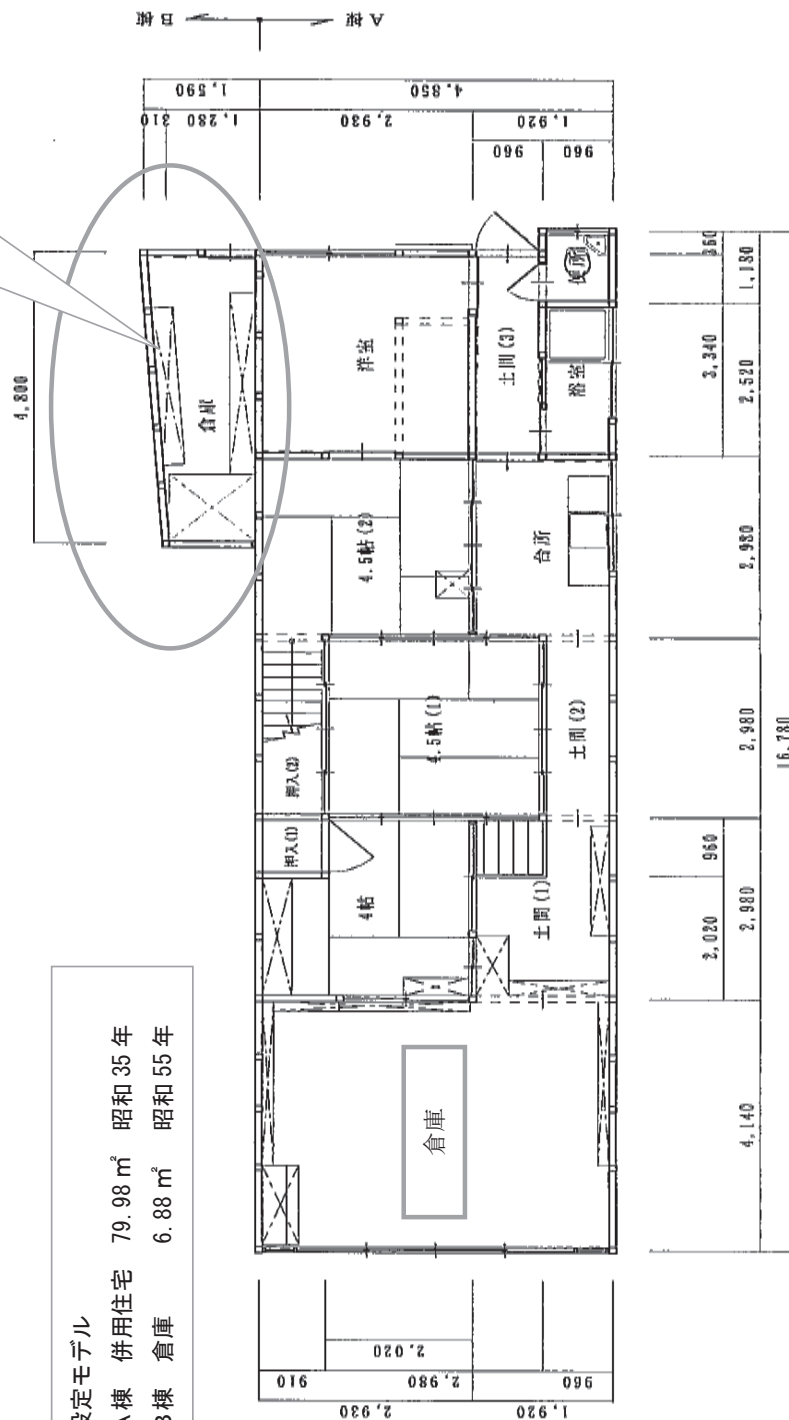
年度		金額 (A 棟)	備考
23年度の留意事項に基づく場合の労務費	労務費	2,769,330 円	計算 1 参照
24年度の留意事項に基づく場合の労務費	労務費	2,366,082 円	計算 2 参照
差額		403,248 円	

この部分は、B棟の倉庫として算定します。

設定モデル

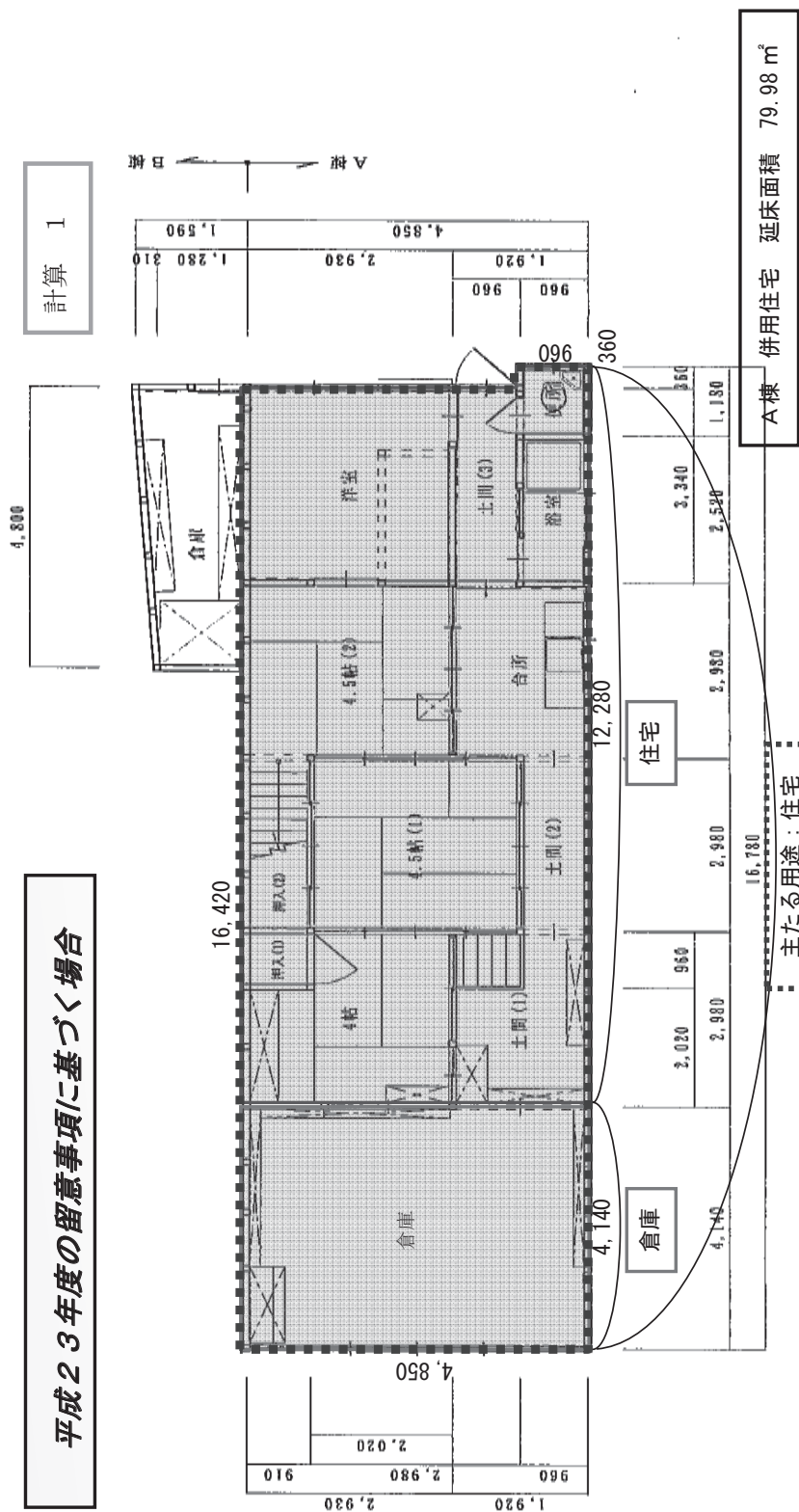
A棟 併用住宅 79.98 m² 昭和35年

B棟 倉庫 6.88 m² 昭和55年

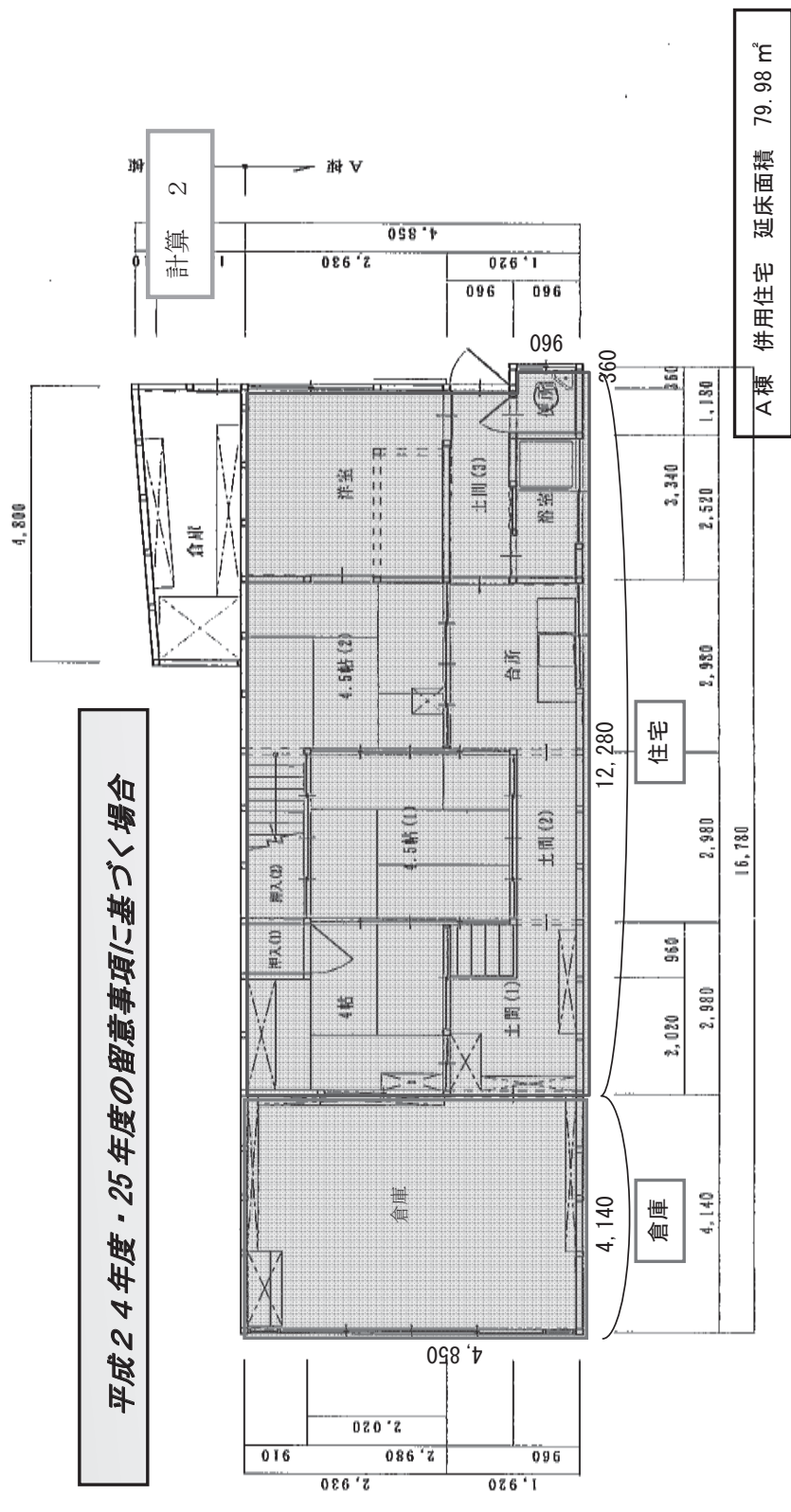


平成23年度の留意事項に基づく場合

計算



(計算例) A棟
 用途区分：住宅 面積計算 $16.420 \times 4.850 + 0.360 \times 0.960 = 79.98 \text{ m}^2$
 工に用ゐる延床面積
 専用・共同住宅[Ⅲ] $33,500 \text{ 円/延m}^2 \times 79.98 \text{ m}^2 = 2,679,330 \text{ 円}$
 労務費 ※労務費の単価は25年度を採用



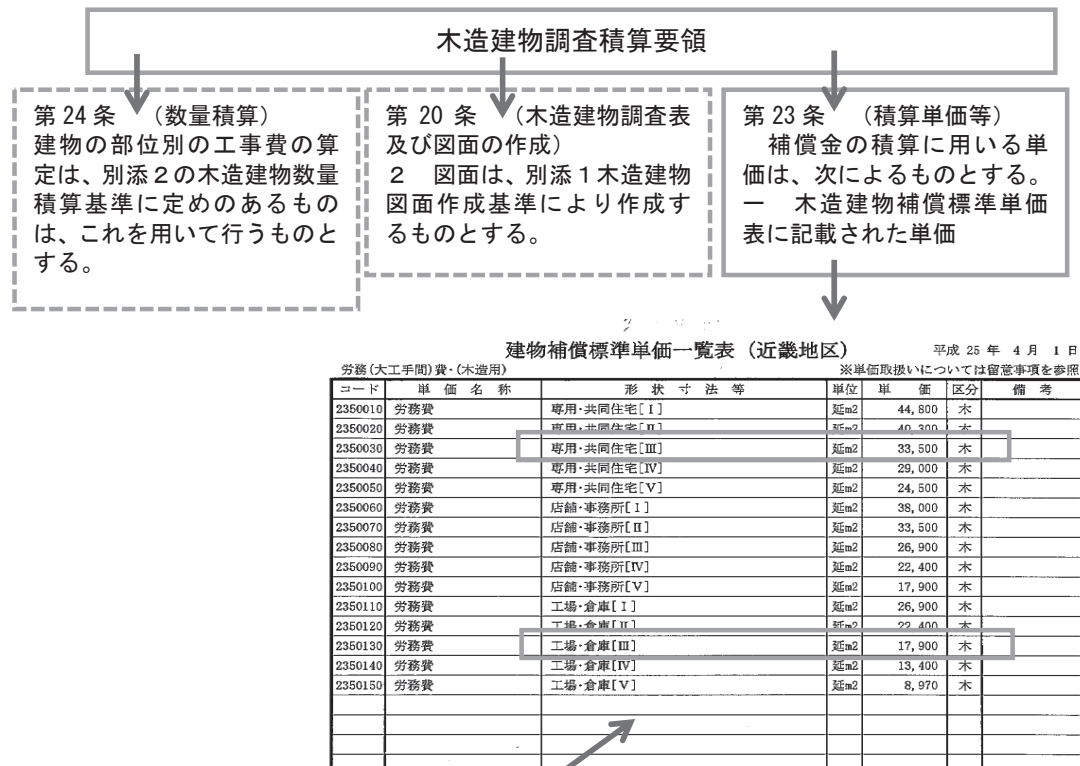
(計算例) A棟

用途区分：住宅 面積計算 $12.280 \times 4.850 + 0.360 \times 0.960 = 59.90 \text{ m}^2$

用途区分：倉庫 面積計算 $79.98 \text{ m}^2 - 59.90 \text{ m}^2 = 20.08 \text{ m}^2$

労務費 専用・共同住宅[Ⅲ] $33,500 \text{ 円} / \text{延m}^2 \times 59.90 \text{ m}^2 = 2,006,650 \text{ 円}$
工場・倉庫[Ⅲ] $17,900 \text{ 円} / \text{延m}^2 \times 20.08 \text{ m}^2 = 359,432 \text{ 円}$
計：2,366,082 円 (25年度単価を採用)

参 考



Ⅱ 補償標準単価の留意事項

1 建物補償標準単価を使用する際の留意事項について

コード	単価名称	留意事項	
		23年度	24年度・25年度
2350010 ～ 2350150	労務費	建物の用途区分によって適用する。 <u>なお、1棟の建物のうち2以上の用途が存する場合は、主たる用途の単価を適用する。</u> <u>ただし、構造及び間取りの形状により区分して扱う方が妥当と判断される場合は、各々の用途に応じた単価を適用する。</u>	建物の用途区分によって適用する。

*労務（大工手間）費の内訳は、次の基準によって構成されている。

職種等	人数等	備考
大工	1.00人	基準値
高工	0.05人	基準値×5%
普通作業員	0.10人	基準値×10%
器具機料		大工・高工・普通作業員の合計額の5%
釘・金物等		大工・高工・普通作業員の合計額の4%

23年度、24年度・25年度とも
に同じ

*専用・共同住宅、店舗・事務所及び工場・倉庫の用途別労務費の各区分
毎判断基準は、次表を参考として行うものとする。

区分	専用住宅・共同住宅	店舗・事務所	工場・倉庫
〔Ⅰ〕	木材品等の1又は2等級を使用し柱に骨割り、面取り等が施されており、かつ、構造及び屋根の形状（入母屋）が複雑であり、内部造作等（欄間、付鴨居、額縁、長押等）の仕上げも含めて全体的に極めて丁寧に施工されている建物	建物外部の形状及び内部の間取り等が複雑であり、また細かく区分されており、かつ、床、内壁、天井等についても複雑な構造であり全体的に極めて丁寧に施工されている建物	建物外部の形状は複雑であるが、内部の間取り等は多くなく、床、内壁、天井等が施工されている建物
〔Ⅱ〕	木材品等の2又は3等級を使用しており、区分ⅠとⅢの中間に該当する建物	区分ⅠとⅢの中間に該当する建物	区分ⅠとⅢの中間に該当する建物
〔Ⅲ〕	木材品等の2,3又は4等級を使用されており、次の事項に該当する建物 ①建物外部の形状が6面以内で、比較的整形に近い建物 ②屋根の形状が切り妻、寄せ棟等で一般的なもの ③建物内部の間取り等が6帖又は4.5帖程度であって、住宅としては一般的な間取りであるもの ④付鴨居、額縁、長押等が一部の部屋に施工されているもの ⑤全体的な施工の丁寧さが通常であるもの	建物の平面形状等及び仕上げ等も標準的な店舗・事務所 ①建物外部の形状が6面以内で、比較的整形に近い建物 ②屋根の形状が切り妻、寄せ棟等で一般的なもの ③内部の間取りが比較的大きなもの ④床、内壁、天井等の仕上げが一般的なもの ⑤全体的な施工の丁寧さが通常であるもの	建物の平面形状等及び仕上げ等も標準的な工場・倉庫 ①建物外部の形状が6面以内で、比較的整形に近い建物 ②屋根の形状が切り妻、寄せ棟等で一般的なもの ③内部の間取りが比較的大きなもの ④床、内壁、天井等の仕上げが一般的なもの ⑤全体的な施工の丁寧さが通常であるもの
〔Ⅳ〕	木材品等の3,4又は5等級を使用されており、区分ⅢとⅤの中間に該当する建物	区分ⅢとⅤの中間に該当する建物	区分ⅢとⅤの中間に該当する建物
〔Ⅴ〕	木材品等の4又は6等級を使用されており、建物外部の形状が整形で、かつ、内部の間取りが極めて単純な建物 【参考】建物延床面積70㎡程度の貸家又は2DK程度の部屋が連続する共同住宅等	床、内壁、間仕切り壁、天井等のいずれも施工されていない建物 【参考】上記の各部位については、借家人等が施工されている場合	床、内壁、間仕切り壁、天井等のいずれも施工されていないもの

参考：関連条項について

木造建物調査積算要領

第二条 調査積算に当たり、木造建物は、次表のとおり区分する。

建物区分	判断基準
木造建物 〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平屋建又は二階建の建物

（軸部工事費）
第二十七条 軸部工事費は、次の方法により算出するものとする。
工事費＝軸部木材費＋労務費（人工時間等）
＝（木材材積量×単価）＋（延床面積×単価）
木材材積量：数量積算基準第五による。

（数量積算）
第二十四条 建物の部位別の工事費の算定は、別添二の木造建物数量積算基準（以下「数量積算基準」という。）に定めのあるものは、これを用いて算出するものとする。

別添 1 木造建物調査積算要領

平面図	
(1)	平面図は、様式第八に建物ごとを作成する。ただし二階建の建物で一枚の用紙に作成できない場合は、様式第九を使用する。
(2)	建物の方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし、図面右上部に記入する。
(3)	建物の面積計算に必要な部分及び借家人の占有面積、店舗等の用途区分に応じて主要間仕切りに寸法線を記入する。
(4)	建物の面積計算は、各階の床面積ごとに行い、原則として、図面の左側に記入する。
(5)	変形建物等で通常の面積計算により算出が困難な場合には、当該部分の三斜計算を行う。
(6)	店舗、事務所、工場等の用途別の面積及び占有区分の面積については、別途必要と認められる部分のみの計算を行う。
(7)	名室の仕上げは、次表を用いて表示する。

別添 2 木造建物数量積算基準

(補正事項)
第五 補正事項の算出に用いる木材積量は、次の方法により算出する。なお、木材積量の算出に用いる木材積量は、表裏の用途・構造・柱及び面積区分に対応する。
$$\text{木材積量} = \text{延床面積} \times \text{木材積量}$$

2 併用住宅である場合は現状では一つの用途の建物であっても建築時に異なる用途で建築されている場合は、その用途ごとに用途別算出、表裏の区分に対応した木材積量により木材積量を算出する。
3 一階二階の柱断面異なる場合は、それぞれの床面積ごとに延床面積に対応した木材積量を算出することにより木材積量を算出する。

(適用範囲)
第一 この数量積算基準に定める諸を適用することができる建物の用途の区分は、次用途区分表

用途	適用することができる建物
専用住宅	専用住宅のほか、併用店舗事務所住宅診療所医院等構造及び間取りの形状が専用住宅に類似するもの
共同住宅	共同住宅のほか、家族独身寮病院老人ホーム等で構造及び間取りの形状が共同住宅に類似するもの
店舗事務所	店舗事務所のほか、信託金庫郵便局公債債集会所学校図書館等構造及び間取りの形状が店舗事務所類似するもの
工場倉庫	工場倉庫のほか、作業等構造及び間取りの形状が工場倉庫に類似するもの

8) その他

補償金算定にかかる消費税の整理について

1～7

起業者 A

建築物移転補償金算出表

補償金額		¥30,425,470-		所有者		住所氏名		整理番号						使用区分	
棟別	内訳	用途	延面積 (㎡)	純工事費 別紙算出表より	諸経費 (百円止) 20.5% (ロ)	不用品 処分費	物価 修正率 ①	推定再建築費 (ハ) = {(イ)+(ロ)} *不用品処分費 × ①	再築 補償率 (ニ)	再築補償額 (ホ) = (ハ) × (ニ)	取りこわし 工事費 (ヘ) = {(イ) × (ロ)} × ①	発生材費 (ト) = (イ) × ①	補償金 (チ) = (ホ) + (ハ) - (ト)	耐用年数	他 耐用 年数
符号	種別														
A	木造石綿スレート波板葺平家建	工場	127.68	9,482,138	1,943,800			11,425,938	0.530	6,055,747				35	S. 60.2 28
	取り壊し工事費			771,825	158,200						930,025		6,985,772		
B	軽量鉄骨造7戸鉄板波板葺平家建	工場	100.16	5,475,182	1,122,400	110,244		6,707,826	0.783	5,252,227				45	H. 4.9 20
	取り壊し工事費 発生材費			1,051,793 28,400	215,600						1,267,393	28,400	6,491,220		
C	鉄骨造石綿スレート波板葺平家建	倉庫	20.79	3,337,967	684,200	11,100		4,033,267	0.811	3,270,979				50	H. 4.2 21
	取り壊し工事費 発生材費			346,506 8,460	71,000						417,506	8,460	3,680,025		
D	C B造石綿スレート波板葺平家建	倉庫	50.08	4,278,948	877,100	25,300		5,181,348	0.844	4,373,057				55	H. 4.2 21
	取り壊し工事費			599,010	122,700						721,710		5,094,767		
E	木造石綿スレート波板葺平家建	倉庫	50.08	4,171,948	855,200			5,027,148	0.844	4,242,912				55	H. 4.2 21
	取り壊し工事費			584,510	119,800						704,310		4,947,222		
	小計			30,099,827		←(発生材を除く)							27,199,006		
	解体材捨場費												1,752,717		
	計		348.79	30,136,687		146,644		32,375,527		23,194,922	4,040,944	36,860	28,951,723		
	認定額												28,950,000		万円止め
	消費税等相当額							計欄の{(イ)+(ロ)}(万円止め) × 0.05							
	産業廃棄物税												26,470		
	合計												30,425,470		
(諸経費)															

諸経費率は、建築工事と取り壊し工事費の各純工事費の合計額(複数棟を同時発注する場合はその合計額)に対応する率を適用するものとする。
なお、解体材捨場費は既に経費を含んでおり、諸経費率の対象としない。

起業者B

地 上 物 件 補 償 調 書		物件所有者 住所・氏名					現 在 使用者	
種 類	構 造	工法	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要	
[建物]								
A棟住宅	木造・日本瓦葺・2階建	構外再築	100.00	m ²	133,300	13,330,000	48年耐用, 42年経過 = 133,378 203,200 × 0.540 + 23,650	
B棟倉庫	鉄骨造・石綿スレート波板葺・2階建	構外再築	50.00	m ²	90,600	4,530,000	40年耐用, 13年経過 = 90,682 64,000 × 0.848 + 36,710 - 300	
	小 計					17,860,000		
[附帯工作物]	設 備	構外移設	1.00	式			別紙内説明細書参照	
	小 計							
[附帯工作物]	工作物	構外移設	1.00	式			別紙内説明細書参照	
		除却 (現在価値)	1.00	式			別紙内説明細書参照	
	小 計							
[立 木]		構外移植	1.00	式			別紙内説明細書参照	
	小 計							
[庭 石]		構外移設	1.00	式			別紙内説明細書参照	
	小 計							
[機械設備]		構外移設	1.00	式			別紙内説明細書参照	
	小 計							
	合 計 (税抜)					17,860,000	(100円止め) 17,860,000]	
[消費税相当額]			1.00	式	891,128		消費税対象額(外税)×0.05 + 消費税対象額(内税) 17,822,578 × 0.05+	
	総 合 計 (税込)					18,751,128	(100円止め) 18,751,100]	

起業者C

建 物 移 転 補 償 額 計 算 書												
棟	移転工法	① 建築純工事費	② 諸経費率 又は 諸経費	③ 推定再建築費 [①×(1+②)] 又は(①+②)	④ 再築 補償率 等	⑤ 補 償 額 (③×④)	⑥ 延床 面積 (㎡)	⑦ 1㎡当たり 推定再建築費 単価(③/⑥)	構造	耐用 年数	経過 年数	備 考
A	構外再築	458,951	0.231 106,017	564,968	0.412	232,766	5.38	105,012	L G S	45	38	
B	構外再築	13,380,095	別紙 3,155,481	16,535,576	0.535	8,846,533	72.49	228,108	W	48	43	
	補修費	902,867	0.231 208,562	1,111,429	1.000	1,111,429						
小 計						10,190,728						
消費税相当額 (5%)						509,536	消費税対象額 10190728 × 0.05					
合 計						10,700,264						

※1 曳家工法・復元工法の場合は計算結果のみ記入。(別紙により移転料計算)

※2 諸経費が定額となる場合は、各棟の純工事費案分し、端数は最大となるものに加算する。

※3 推定再建築費は共通仮設費を含む額とし、諸経費は建築純工事費に解体純工事費を加えた額をもって、その率(定額)を適用する。

※4 資力確保費用を補償する場合は、その額を含めた額を②の欄に記入する。

起業者 A

移 轉 雜 費 算 出 表

[illegible]

項目		細 項 目		算 出 内 訳				金 額	留 意 事 項				
2	法 令 上 の 手 続 に 要 す る 費 用	(その他官公署等に対する法令上の手続に要する費用) (7)その他官公署等に対する法令上の手続に要する費用 (法令上の手続のために必要な交通費及び日当) (8)法令上の手続のために必要な交通費及び日当	② 事めていに業取権を要する得原場とするの合する登の費に土記土用供地が地するにさのるつれたいて記	細 分	内 訳		報 酬 相 当 額 又 は 登 録 免 許 税 相 当 額	金 額	(1)の①+(2)の①-1 +(2)の①-2+(3)の ①+(4)の①+(5)の ①+(6)の①+(6)の ②+(7)の①+(7)の ②+(8)の① B				
				所有権移転登記又は用益権の設定登記及び抹消登記	委託報酬額 筆数加算 1筆当りの加算額 × 筆=		各種証明書費用						
				登録免許税	課税標準額 () ×税率 %								
				①	細 分	内 訳		金 額					
				建物の移転に伴い必要な各種証明書の交付に要する費用									
				②	営業用建物の移転に伴い必要な営業許可申請等に要する費用								
				①	a 交通費及び日当(1/2日分)	b 補償日数	金 額 a×b×2						
				3	広 告 費 ・ 移 転 推 進 費 そ の 他 の 雑 費	(1)移転通知等のために必要な費用 (2)建物移転工事契約等に要する費用 (3)引越しのために必要な交通費及び日当 (4)その他通常必要と認められる諸経費	① 移転通知等のために必要な費用 ① 建物移転工事契約等に要する費用 ① 引越しのために必要な交通費及び日当 ① その他通常必要と認められる諸経費	細 分		内 訳		金 額	(1)の①+(2)の①+ (3)の①+(4)の① C
								契約の種類		印紙税算定対象額	印紙税相当額		
建物移転工事													
代替地等の確保													
交通費	所要台数 日当 家族数 円× 台+ 円× 人=												
地 鎮 祭 費 用													
土 埒 式 費 用													
建 築 税 費 用													
教材等の購入に要する費用													
4	住 宅 賃 借 費 等	(1)就業できないことにより通常生ずる損失の合計額	①					a 平均的な労務賃金(日 額)	b 補償日数	金 額 a × b		(1)の① D	
合 計	A B C D A+B+C+D						E 補 償 額 E	注8. 合計金額の端数処理は行わない。					
	計												

注7. 印紙代算定対象額は以下のとおりとする。
(I) 建物移転工事に要する契約費用
建物の推定再建築費、取り壊し工事費、解体税捨場費及び工作物移転料の合計額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
(II) 代替地等の確保に要する契約の費用
① 従前の権利が土地所有権の場合・・・取得に係る土地価額(ただし、残地が存する場合は、この価額に代替地等を確保するのに処分する必要があると認められた残地の面の土地価額を加算した額とする。)
② 従前の権利が借地権等の場合・・・従前締結されている賃貸借契約書等に記載された金額(権利金が記載されている場合は、その権利金とし、賃貸借料のみの記載の場合契約金額の記載のないものとみなす。)

○建物の登記に要する費用

棟番号	構造・用途(登記の状況)	基準額	×	床面積	=	課税標準価格	推定再建築費	採用課税標準価格 個人住宅	その他
計									
合 計									

○土地の登記に要する費用

地番	固定資産台帳価格	/	登記面積	=	m ² 当りの単価	×	補償対象面積	=	課税標準価格	筆数加算数
m ² 当り価格										

起業者B

移 転 雑 費 明 細 書			所有者名	移転先必要面積	消費税	税込
自地自用	借地権割合 0%	移転先必要面積 の算定基礎		m ²		
区分 項目	種 別	補償額(円) (100円止)	算 定 基 礎			
移転先選定費	業者選定	— 円	更地(権利)価格1㎡当たり 移転先必要面積 土地(権利)価格 $\text{円/㎡} \times \text{㎡} = \text{円}$ $\{ (2,000,000 \text{ 円} \times \frac{5}{100}) + (2,000,000 \text{ 円} \times \frac{4}{100}) + (0 \text{ 円} \times \frac{3}{100}) \}$ 消費税率 交通費及び日当 補償日数B 事例家賃又は標準家賃※ $\times (+) + (\text{円} \times \text{日}) + = \text{円}$ ※仮住居を使用する場合に加算 (借家人の場合) 事例家賃又は標準家賃※ 交通費及び日当 補償日数B $\text{円} + (\text{円} \times \text{日}) = \text{円}$			
法 令 上 の 手 続 き 費	建 築 確 認 申 請	— 円	確認申請手数料 構造適合性判定手数料 ① + ② = — 円 (100円止) 計 — 円			
	設計・工事監理費	— 円	別紙参照			
	建 物 の 登 記 費	— 円	別紙参照			
	土 地 の 登 記 費	— 円	課税標準価格 課税台帳面積 ※移転先必要面積 移転先課税額 $\text{円} \times \text{㎡} = \text{円}$ $\text{課税標準額} \times 10/1000 = \text{登録免許税 円(1,000円止)}$ 登録免許税 登記手数料 加算額(不動産の個数は1個を超える分)(100円止) $\text{円} + \text{円} + \text{円} \times \text{個} = \text{円}$			
	その他の手数料	— 円	住民票 円			
	手続きに必要な旅費	— 円	円 × / 0.5 = 円 (100円止)			
広告・移転旅費等		円				
雑 費	地 鎮 祭 等	— 円	地鎮祭 上棟式 建築祝 円+ 円+ 円 = 円			
	雑 費	— 円	土地 建物等 (移転先土地価格: 円) 円+ 円 = 円			
就業不能補償費		— 円	労働賃金 補償日数 円 × 円 = 円			
合 計		0 円				

その他の補償費明細書		
項 目	補償額	算 定 基 礎
	円	
計	0 円	

起業者C

移 転 雑 費 計 算 書 (その1)												
移転先選定に要する費用	(1)	自己選定	基本額(日額) :		円	×	補償日数:	日			①	円
		業者選定	基本額(日額) :		円	×	補償日数:	日			②	円
	(2)	委託報酬額	a 敷地面積	d 対象価格(円)				e 報酬率	f 報酬額(d×e)			
			m ²	200万以下の部分		円	5/100		③		円	
			b 更地価格	200～400万円の部分		円	4/100		④		円	
			円/m ²	400万以上の部分		円	3/100		⑤		円	
			C 土地価格(a×b)	借家及び仮住居標準家賃の1ヵ月分				⑥		円		
			千円	消費税相当額(③+④+⑤+⑥)×消費税率				⑦		円		
	補償額		(① ～ ⑦)							(A)	円	
	法令上の手続に要する費用	(1)	確認申請手数料	1. 建築物確認申請手数料 (7. 中間検査対象外 ・ ④. 中間検査対象)								
建物構造				建物用途	対象面積	工 法	確認申請手数料					
					m ²		①					
2. 建築設備・工作物確認申請手数料 (7. 中間検査対象外 ・ ④. 中間検査対象)												
a 昇 降 機(小荷物専用昇降機以外)				b 小荷物専用昇降機	c 工 作 物	確認申請手数料(a+b+c)						
				②			円					
(2)		確認申請等業務委託報酬額	a 基本報酬額	b 1 m ² 超 加 算 額		c 工 作 物	業務委託報酬額(a+b+c)					
			円	× m ² =		円	③					
			消費税相当額 ③ × 消費税率					④				
(3)		設計工事監理料	棟	類型・用途	床面積	工 法	工法別補正率 設計 工事監理	業務量 設計 工事監理 合計	a 直接人件費 (技師C: 円/時間)	棟抽	d 設計工事監理額 (a×2.0)×b	
												円
			消費税相当額 ⑤ × 消費税率									⑥
(4)		登記に要する費用	1. 建物登記 (土地家屋調査士委託報酬額+司法書士委託報酬額+登録免許税額)									
			土地家屋調査士	表示登記又は表示変更登記	対象面積 (居住部分と賃貸部分) m ²	a 申請手続業務費(税込) 円	b 階増加算額(税込) 円	c 棟増加算額 円	報酬相当額(a+b+c)			
				滅失登記又は所在地変更	d 申請手続業務費 円	e 棟増加算額 円	報酬相当額(d+e)					
	司法書士		所有権保存登記	f 申請手続業務費(税込) 円	g 加算額(課税標準額1億超) 円	報酬相当額(f+g)						
			登録免許税相当額	h 滅失・表示 無 料	i 表示変更 円	j 保存登記(課税標準額×税率) 円	税相当額(h+i+j)					
	2. 土地登記 (司法書士委託報酬額+登録免許税額)											
	司法書士		所有権移転登記	課税標準額 円	k 申請手続業務費(税込) 円	l 加算額(1億超) 円	m 加算額(個数) 個	報酬相当額(k+l×m)				
			用益権設定登記	課税標準額 円	n 申請手続業務費 円	o 加算額(1億超) 円	p 加算額(個数) 個	報酬相当額(n+o×p)				
	登録免許税相当額		所有権移転登記	課税標準額:			⑬					
			用益権設定登記	課税標準額:			⑭					
	3. 会社の商業登記簿等の変更費用					司法書士委託報酬相当額		⑮				
	(司法書士委託報酬額+登録免許税)					登 録 免 許 税 相 当 額		⑯				
消費税相当額(⑦+⑧+⑨+⑪+⑫+⑬)×消費税率							⑰					
(5)	交通費・日当	基本額(0.5日当り)		円	×	補償日数:	日/0.5日	⑱	円			
補償額		(① ～ ⑱)							(B)	円		

総合コンサルタントのNISSOです

所属団体

- (社) 日本補償コンサルタント協会
- (社) 日本不動産鑑定協会
- (社) 日本土地区画整理協会
- (社) 全国市街地再開発協会

登録

- ・ 補償コンサルタント業務登録 8 部門
 - 土地調査部門 機械工作物部門
 - 土地評価部門 営業・特殊補償部門
 - 物件部門 事業損失部門
 - 補償関連部門 総合補償部門
- ・ 不動産鑑定業者登録
- ・ 測量業者
- ・ 一級建築士事務所登録

- ☆ 地上支障物件の補償調査、算定業務
- ☆ 特殊物件の補償調査、算定業務
- ☆ 営業補償調査、算定業務
- ☆ 事業損失補償調査、算定業務
- ☆ 土地評価業務
- ☆ 用地調査、土地測量業務
- ☆ 事業計画のための予備調査、事業計画等の作成
- ☆ 土地区画整理事業における実施計画、移転計画図等の作成
及び『移転計画シミュレーションシステム』の提供
- ☆ 再開発事業における『権利変換シミュレーションシステム』の提供

大阪支店 ■

〒531-0072

大阪市北区豊崎 2 丁目 7 番 9 号 豊崎いずみビル

TEL 06-6292-4671 (代)

06-6292-4672 (補償部直通)

FAX 06-6292-4677

本 社 ■

〒101-0025

東京都千代田区神田佐久間町 2-18 化粧ビル

TEL 03-3862-7515 (代)

FAX 03-3862-7516

横浜支店 ■

〒232-0033

横浜市南区中村町 4-301

TEL 045-260-6825 (代)

FAX 045-260-6826

千葉支店 ■

〒279-0002

浦安市当代島 1-2-5

TEL 047-353-6671 (代)

FAX 047-354-2373

さいたま支店 ■

〒331-0812

さいたま市北区宮原町 3-57

TEL 048-660-0526 (代)

FAX 048-660-0527

京都支店 ■

〒604-8227

京都市中京区西洞院通錦小路 上る古西町 436 興和セントラルビル

TEL 075-251-0779

FAX 075-251-0789

神戸営業所 ■

〒650-0011

神戸市中央区下山手通 5-7-15 グローリー山手ビル

TEL 078-382-0373 (代)

FAX 078-382-0375

奈良営業所 ■

〒630-8244

奈良市三条町 487 小山ビルディング

TEL 0742-23-3636 (代)

FAX 0742-23-3646

姫路営業所 ■

〒670-0012

姫路市本町 68 平和不動産ビル

TEL 0792-87-1338 (代)

FAX 0792-87-1339

大津営業所 ■

〒520-0106

大津市唐崎 4-1-5

TEL 077-577-3845

FAX 077-577-3846



株式会社 NISSO

「近畿支部標準補償算定システムの合同操作説明会」

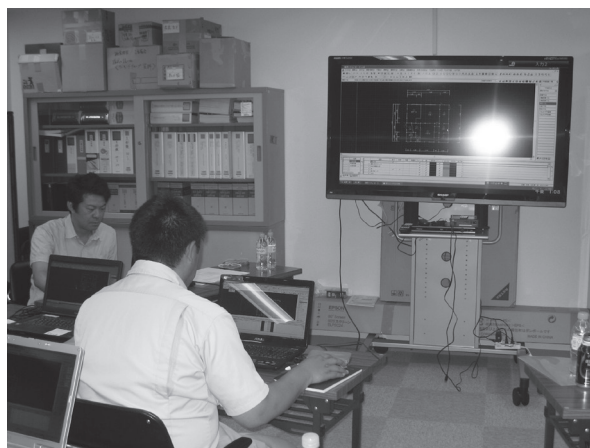
導入２年目に入りました近畿支部標準補償算定システムの合同操作説明会が平成 25 年 6 月 19 日～20 日の２日間にわたって、補償業務委員会・研修委員会合同で開催されました。

講師は(株)国土開発センターの上坂佳伸さん、(株)コム建築コンサルタントの濱晋作さん、テクノコーポレーション(株)の中村稔人さんです。

今回も木造建物一棟を一日で図面・積算を終えることを目標に実施しました。

当システムの普及も様式の統一化も、会員会社の技術者が当システムに習熟し木造建物一棟を実際に一日で図面・積算を終えることができ初めて可能となることでしょう。

会員各社の地道な努力に期待しますとともに、今後も継続して当説明会を開催して会員各社の業務推進力向上のバックアップを実施して行きたいと思います。



- 建設コンサルタント ●測量業 ●地質調査業
- 補償コンサルタント ●一級建築士事務所



正和設計株式会社

代表取締役 田中 英幸

本 社 〒520-0806 滋賀県大津市打出浜 3 番 7 号
TEL 077(522)3124(代) FAX 077(524)6732

寂として

花のある季節に すこし 酔いましたよ
じつと 耳 澄ますと

ときおり花の心音が きこえてくる

そのほと

み喪^{うしな}つてしまった 空の暗闇のむこう

そんな小途が しいーんと 息をこらし

みえるときがあります

そのとき世界にとり残されて

わたしは 一人

花のように しずかに犯されていました

そのまま そのまんま

草の世の 風と波と花の まにまに

はぐれてしまつて久しいお人だったから

あれからの夕べ

ゆれて 傾いて 疲れたところに *

海ゆかば と いつまでも

わすれえぬ響き の

そう つぶやいて逝つた 詩人

もう いく歳月もかぞえましたね

さくらの花に よく降るお人でしたから

空をめぐる お人でしたからね

父の魂のようでしたか

母の魂のようでしたか

たなごころの 季節の逢瀬には

だから その樹の下では

はらはらはらと すこし 酔いましたな

ふればまた 醒めてゆく

花冷えの その肌のとほい温もり

人の世へさきの世へ さくら一片

つまんでは

ああ この世は 熱爛のような寂しさだ

つかのまの偲いは

盃に そつと 呑み干しましょうよ

さつき 魂の近所から

還つてきた ばかりなのに

もう

花を上にしたむけ しんしんと耽っている

すこし 酔いましたか

* 金子光晴「洗面器」より



川上明日夫（かわかみあすお）

詩人

1940年満州国（現中国）に生まれる。東京測量専門学校卒。福井市在住。
20代はじめに「荒地派」の鮎川信夫に出あい私淑。ここから詩を書き始める。
1968年、福井の詩人、広部英一、岡崎純、南信雄らと「定住者文学の確立」を掲げて詩誌「木立ち」を創刊。ふくい叙情派・北陸叙情派とよばれ、その独特の叙情が高く評価されて現在に至る。2004年には福井県文化賞を、2011年には福井県政功労者表彰（教育文化）を受賞する。

主な詩集 1992年『白くさみしいー編の旅館』福井県文化芸術賞
1998年『蜻蛉座』第39回中日詩賞・第49回H氏賞候補
2004年『夕陽魂』第16回富田碎花賞
2011年『現代詩文庫192 川上明日夫詩集』思潮社より刊行。
2013年『往還草』第6回更科源蔵文学賞

所属 日本文芸家協会、日本現代詩人会、日本詩人クラブ、福井県詩人懇話会会員、日本詩歌文学館評議委員。

詩誌「木立ち」編集発行・「歷程」同人・大阪文学学校講師。
（株）川上測量コンサルタント 代表取締役会長



親睦会便り 平成25年夏

(社) 日本補償コンサルタント協会 近畿支部
親睦委員会 委員長 吉岡 敏郎

☆ 親睦会行事の報告です。

1. 平成 25 年 4 月 10 日（水）、恒例の春のゴルフコンペを三木市のチェリーヒルズ G・C で第 52 回大会として実施しました。

今年は桜が早咲で、当日は残り少ない桜花の中、好天でのプレーができました。成績は上手い人は素晴らしく、それなりの人はそれなりに楽しい 1 日でした。結果は次の通りです。

優勝・二星氏（西播設計）88（HC18.0）70.0、準優勝・四方氏（阪神測建）87BG（HC14.4）72.6、第 3 位・中西氏（播磨設計）98（HC25.2）72.8 でした。参加人数はちょっと寂しい 15 人でしたがスコアは 87～128 と幅多く、紅一点の山岸幹事は第 7 位・113（HC32.4）80.6 と健闘しました。秋は 10 月 23 日（水）滋賀県瀬田 G・C で予定していますので奮っての参加をお待ちしています。（山岸みどりゴルフ担当幹事・福田総合 C・初幹事で苦労様でした）



2. 平成 19 年から始まった和歌山沖でのイサキ釣り大会は、今年 7 回目を迎え 6 月 15 日（土）、12 名の太公望の参加を得て実施しました。以下、山本幹事談です。

「午前 2 時 30 分海南に集合し、4 時前に由良町木引にて乗船名簿を記入し日ノ御碕の釣場目指して約 1 時間、船は走る。

現地につくやいなや皆、船長から仕掛けを貰い道糸につけアミエビを簞に入れ投入。水深約 30m、漁探にもくっきりとオレンジ色の魚影の塊が見える。しかしあまり釣れない、普段だとすぐにアタリがきて釣れるはずだが……。話によれば 2、3 日前に近辺を漁船が本格引網漁にてイサキ等をかなり獲ったらしいとのこと。タイミングが少し悪かった模様。船長が様子を見ながら場所を数回変えてくれてその都度、最初は釣れるがその後は釣れずの繰り返し状態、最近はたくさんの方が釣に来るからイサキも腹がすいていない？ それでも 11 時頃の終わる時期には 1 人約 30 匹ほどの釣果があり、何とか格好がついたと幹事は一安心でした。」との事でした。

（山本俊之釣り担当幹事・山本総合補償 C・夜半からご苦労様）



3. 親睦委員会の打合せの中で、福井・田中委員より和歌山沖のイサキ釣りに対抗して若狭沖でのイカ釣りの提案企画があり、7 月 20 日（土）にイカ釣りを実施しました。

当日夕方 6 時、22 名の参加者を得て 2 隻の船に分乗し小浜漁港を出発しました。釣筏が浮かぶ小浜湾を抜け約 1 時間、若狭沖の広い海に錨を下ろしました。ちょうどその刻太陽が沈む前で、茜空に夕陽を浴びた空の雲と海とのコントラストが素晴らしく、暫しその美しさを堪能しました。さて真イカ釣りの始まりです。船長から渡された 5 つの疑似餌がついた釣針の仕掛けを電動リールの竿先に取り付け、水深約 70m の海底にむけて投げ入れ・巻き上げの繰り返し作業です（巻き上げ方が重要な技の様です）。最初は小振り（20cm 位）で中頃から大振り（40cm 位）もかかりだし、約 5 時間での釣果は平均 1 人 20 匹でした。（船酔でグロッキーになった筆者は 12 匹でした）。

24 時頃の引上げ時、漆黒の海上を見渡すと約 20 隻の漁火の点いたイカ釣船が頑張っていました。
今回非日常の風景や釣りを体験し、楽しく面白い一刻でした。帰ってからの夕食でのイカ刺しは逸品
でした。また来年を楽しみにしたいと思います。

(田中善長釣り担当幹事・ワカサコンサル・段取りご苦労様でした)



4. この秋 11 月 16 日 (土) に、奈良方面 (柳生の里・赤目等) へのハイキングを企画しています。今回は少し歩こうかと考えています。また御案内しますのでご参加ください。忙中閑の一刻を楽しみましょう。

以上



当社は補償業務の総合コンサルタントとして創業以来、
数多くの移転補償業務及び事業損失補償業務をハード・
ソフトの両面から追求し、補償業務を一貫してお受けでき
るシステムが当社の大きな特色となっており、事業のスムー
ズな進歩に尽力し、起業者各位より内容の充実度、立証
の正確さの両面で信頼を得ています。
それは経験豊富なスペシャリスト集団の自由な発想と即
応力を駆使し、さらに最新の技術により、補償業務に積極
的に取り組んでいるからです。

あらゆる補償業務を
一貫してお受けします。

用地補償総合コンサルタント 特殊物件・営業補償・事業損失・意識調査
環境アセスメント・都市開発総合計画



株式会社 産業工学研究所

本 社 大阪市西区立売堀 3 - 1 - 14
TEL 06-6541-5845 FAX 06-6532-7777

奈良営業所 TEL 0742-30-2105
和歌山営業所 TEL 073-402-1581
京都営業所 TEL 075-353-9515
滋賀営業所 TEL 077-579-6855

兵庫支店 兵庫県姫路市北条永良町 251
TEL 079-284-8341 FAX 079-284-9369

阪神事務所 TEL 0797-78-1570

東京支社 神奈川県川崎市多摩区登戸 2258
TEL 044-932-9010 FAX 044-932-9088

東京営業所 TEL 03-3572-3676
横浜営業所 TEL 045-909-5270
静岡営業所 TEL 054-272-6635

九州支社 長崎県佐世保市矢峰町 90 - 4
TEL 0956-49-5577 FAX 0956-49-4477

支部だより

(平成25年4月～平成25年7月)

支部役員会及び委員会の動き

◎役員会(4月9日開催)

1. 本部理事会報告(3/26)

- ・入会(九州支部)の承認について
- ・平成24年度経営改善策の検討報告
- ・複数支部に加入する会員の本部会費の取扱の変更
- ・東日本大震災復興支援本部の組織化

2. 本部総務委員会報告

- ・理事会に同じ

3. 本部経営委員会報告

- ・理事会に同じ

4. 本部理事会報告(4/2)

- ・新定款に基づく会長、副会長、専務理事の選任
- ・本部組織の改編について
名称変更と国際部の廃止を決定
- ・平成25年度事業計画及び予算案の承認

5. 支部委員会報告

- ・総務委員会
支社等が入会する場合の完成業務収入の取

誠実と確かな技術…そして社会に貢献



補償コンサルタント登録 補20-第150号

登録部門 土地調査/物件/営業・特殊補償/事業損失/補償関連

〈所属団体〉

- | | |
|--------------------|---------------------|
| (社)日本補償コンサルタント協会 | (公社)土木学会 |
| (一社)建設コンサルタンツ協会 | (公社)農業農村工学会 |
| (社)海外農業開発コンサルタンツ協会 | 全国農村振興技術連盟 |
| (公社)日本下水道協会 | 全国簡易水道協議会 |
| (社)日本水道協会 | (一社)管路診断コンサルタント協会 |
| (一社)農業土木事業協会 | (公社)日本地すべり学会 |
| (社)地域資源循環技術センター | (社)日本道路協会 |
| (社)土地改良測量設計技術協会 | (公財)日本生態系協会 |
| (公社)日本水環境学会 | (公社)地盤工学会 |
| (社)日本河川協会 | (一社)日本有機資源協会 |
| (社)日本測量協会 | (一財)日本水土木総合研究所 |
| 日本測量者連盟 | 全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会 |
| (公社)街づくり区画整理協会 | バイオガス事業推進協議会 |
| (公財)日本測量調査技術協会 | |



ホームページ

<http://www.naigai-eng.co.jp>

- | | |
|-----------|--|
| 本 社 | 〒601-8213 京都市南区久世中久世町 1-141
TEL (075) 933-5111 (代) |
| 本 社 別 館 | 〒601-8213 京都市南区久世中久世町 2-103
TEL (075) 932-4353 (代) |
| 大 阪 支 社 | 〒541-0043 大阪市中央区高麗橋 1-6-10
TEL (06) 6221-3081 (代) (豊田日生北浜ビル) |
| 滋 賀 事 業 所 | 〒520-2143 大津市萱野浦 24-50 (ティアラ大津)
TEL (077) 524-6275 |
| 奈良営業所 | 〒630-8121 奈良市三条宮前町 4-21
TEL (0742) 36-3535 (プレステ 11 番館) |
| 神戸営業所 | 〒650-0022 神戸市中央区元町通 6-1-8
TEL (078) 341-3511 (東栄ビル) |
| 和歌山営業所 | 〒640-8323 和歌山市太田 1-13-1
TEL (073) 473-6117 (駅前東ビル) |
| 岡山営業所 | 〒709-0853 岡山市東区瀬戸町旭ヶ丘 1 丁目 1-15
TEL (086) 952-9020 |
| 支 社 | 東京・福岡 |
| 支 店 | 東北・中部・中国四国・南九州 |
| 営 業 所 | 埼玉・千葉・船橋・神奈川・北陸・福井・三重
守山・京都北・京丹後・南丹・姫路・但馬
山口・隠岐・徳島・愛媛・佐賀・長崎・宮崎 |

扱の本部照会に対する支部の意見について

・研修委員会

4 / 25 予定の DVD 基礎研修の状況報告
近畿用対との合同講習会の報告

・補償業務委員会

本部依頼の調査に関する支部での取り纏め
について

・役員等報酬の総額について

・表彰規程の制定について

・東日本大震災復興支援本部設置運営規程の
制定について

・入会審査内規の改正について

・広報誌への広告掲載基準制定について

・被災自治体に対する支援について

・会費請求、会員資格停止の取扱について

・東日本大震災復興支援本部の幹事の任命に
ついて

・その他報告事項

6. その他

・一般社団法人への移行承認の報告

・補償業務管理士検定試験の試験監理員につ
いて

・第 36 回支部総会の講演会の講師の決定に
ついて

・会員の退会情報について

2. 本部経営委員会報告

・本部第 36 回通常総会の運営について

3. 支部委員会報告

・研修委員会

第一回 DVD 基礎研修の報告

・広報・HP 部会

支部報第 59 号発行の報告

・補償業務委員会

◎役員会（5月14日開催）

1. 本部理事会報告

・入会（東北支部）の承認について

・平成 24 年度事業報告及び収支決算の承認
について



CONSTRUCTIONAL CONSULTANT

補償コンサルタント/建設コンサルタント

株式会社 新 洲

代表取締役社長 永岡 栄

本 社：〒520-3015
滋賀県栗東市安養寺一丁目1番24号
TEL：077-552-2094 FAX：077-553-7098

支 店：大阪・岐阜・長浜
営業所：兵庫・京都・三重・湖南・高島・甲賀・守山

土木設計、上下水道設計、公園緑地設計、都市計画、区画整理、開発設計・諸申請
建築設計、農業土木、補償調査、環境調査・計画、環境アセスメント、土壌汚染調査
土質調査、地質調査、地理情報(GIS)、文化財調査、測量調査、現場技術・工事監理

支部だより

平成 25 年度本部調査依頼の取り纏めについて

6 / 3 近畿用対連との合同講習会の状況報告

・ 補償理論システム部会

平成 25 年度システム講習会の開催について

・ 親睦委員会

4 / 10JCC 互留歩の報告

4. その他

・ 第 37 回支部総会の最終確認

ついて

・ 平成 25 年度復興支援業務の受注対応について

・ その他報告事項

2. 支部委員会報告

・ 研修委員会

平成 25 年度研修計画について

・ 広報・HP 部会

支部報の発行計画

HP の改編について

・ 補償業務委員会

5 / 30 工損検討専門部会の報告

6 / 3 近畿地区用対連との合同講習会の報告

平成 25 年度補償算定システム操作講習会の開催について

・ 親睦委員会

6 / 15 魚釣り大会に関する現況報告

7 / 20 イカ釣り大会の開催について

◎役員会（6月11日開催）

1. 本部理事会報告

・ 入会（九州支部）の承認について

・ 第 37 回本部通常総会議事等について

・ 平成 25 年度常任委員会委員の改編について

・ 平成 24 年度復興支援業務の実施結果等に

補償コンサルタント業務の必需品

テクノ補償システム

☆ お客様の業務をご支援いたします ☆

社会とシステム、情報と人とのベストパートナーとなる
次代を見つめたコンピュータシステムづくりをめざして！

テクノテクノ株式会社

代表取締役 米崎 司

<事業内容>

- ◆ネットワークシステムのコンサルテーション・設計・施工
- ◆ソフトウェアの開発・販売
- ◆ハードウェアの開発・販売
- ◆コンピュータに関するコンサルテーション及び教育
- ◆コンテンツの作成

<熊本本社>

〒861-4113 熊本県熊本市南区八幡5丁目17番43号
TEL 096-358-5100/FAX 096-358-5109
URL <http://www.techno-corp.co.jp>

<東京営業所>

〒105-0022 東京都港区海岸1丁目2番1号
スカイグランデ汐留1104号
TEL 03-3438-2927/FAX 03-3438-2928

3. その他

- ・入会の申込みについて
- ・福井県部会総会の報告
- ・固定資産家屋評価補助業務受託戦略説明会への参加について
- ・東電発注現地建物評価業務の会員への斡旋について
- ・東日本ブロック会議へのオブ参加について

2. 東日本大震災復興支援本部報告

3. 支部委員会報告

- ・総務委員会
平成 25 年度陳情要望活動について
- ・研修委員会
第二回 DVD 基礎研修実施報告について
- ・親睦委員会
6 / 15 魚釣り大会の実施報告
7 / 20 イカ釣り大会の開催について

◎役員会（7月16日開催）

1. 本部理事会報告

- ・会員の状況について
- ・復興支援業務実施協力会員について
- ・復興支援業務の実施状況等について
- ・第 58 回 IRWA 教育セミナーの実施結果について
- ・その他報告事項等について

4. その他

- ・固定資産家屋評価補助業務受託戦略説明会への参加報告
- ・西日本ブロック会議への参加について
- ・平成 25 年度専門学校の「補償講座」について
- ・近畿支部事務職員の募集について

公共事業に伴う総合補償コンサルタント

豊富な経験と実績をもとに、最新の技術を駆使してあらゆる補償業務を一貫してお受けできるのが総合補償コンサルタントである当社の特色です。

- ◆ 一般支障物件の補償調査業務（建物、工作物、機械設備、立竹木等）
- ◆ 特殊物件の補償調査業務（大規模工場、各種機械工作物に関する実績は業界最多）
- ◆ 営業補償・特殊補償・漁業補償の補償調査業務
- ◆ 事業損失（建物、日照、騒音・振動、水枯渇、電波障害）補償調査業務
- ◆ 事業認定申請書、収用裁決申請書作成業務
- ◆ 補償説明及補償に関する連絡調整業務
- ◆ 公共用地測量業務・耐震診断業務
- ◆ 団地再生等事業に係る居住者説明等業務
- ◆ 地方公営企業法に基づく固定資産調査・評価業務
- ◆ 区画整理事業及再開発事業等に伴う調査業務



第20000280 (04) 号

- ◆ 公共用地交渉業務
- ◆ 用地アセスメント関連業務
- ◆ 環境アセスメント関連業務
- ◆ 土壌汚染調査業務



株式会社

タカダ

事業本部	〒530-0001	大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号
京都営業所	〒604-0985	京都市中京区麩屋町通丸太町下る舟屋町424
滋賀営業所	〒529-1851	滋賀県甲賀市信楽町長野1435-4
神戸営業所	〒651-1243	神戸市北区山田町下谷上字中上6番地の9
奈良営業所	〒630-8244	奈良市三条町487番地
尼崎営業所	〒661-0984	尼崎市御園2丁目15番1-405号
和歌山営業所	〒640-8256	和歌山市土佐町2丁目7番地の1
東京支店・中部支店・岡山支店・九州支店・四国営業所・北九州営業所		

TEL (06) 6344 - 0540	FAX (06) 6344 - 0605
TEL (075) 255 - 5105	FAX (075) 255 - 5106
TEL (0748) 82 - 8056	FAX (0748) 82 - 8058
TEL (078) 583 - 4390	FAX (078) 583 - 4391
TEL (0742) 20 - 0158	FAX (0742) 20 - 0159
TEL (06) 4960 - 7712	FAX (06) 4960 - 7713
TEL (073) 459 - 9260	FAX (073) 459 - 9260

講演会・講習会・研修会の開催

会員の資質の向上をめざし、各種講演会・講習会・研修会を開催しています。

〈講習会・研修会〉

1. 近畿支部実務研修（第一回 DVD 基礎研修）

日 時：平成 25 年 4 月 25 日（木）

13:00

会 場：近畿支部 事務局会議室

テーマ：「建物の補償」

講 師：（株）四 門

補償部長 宝 土 大 亮 氏

参加人員：14 会員 21 名

2. 近畿地区用対連用地事務講習会（補償コンサルタント協会合同）

日 時：平成 25 年 6 月 3 日（月）

13:30～

会 場：近畿地方整備局 第一別館 大会議室

テーマ：①平成 25 年度近畿地区用対連運用申し合わせについて

②公共用地の取得に伴う損失補償基準細則の一部改正について

講 師：近畿地方整備局 用地部用地企画課 野間調整係長

テーマ：「最近の損失補償の留意事項」について

講 師：（一社）日本補償コンサルタント協会 近畿支部

参加人員：140 名（会員 71 名 起業者 69 名）

3. 標準補償算定システム操作合同講習会

日 時：平成 25 年 6 月 19 日（水）

～ 20 日（木） 9:00～18:00

The Tanizawa Sōgō Appraisal Co., Ltd.
谷澤総合鑑定所

鑑定評価 コンサルティング 調査
研究 情報管理

ユニオンリサーチ
ティーマックス
日本ホテルアプレイザル

伝統と、専門家による総合力で、あらゆるニーズに応える
株式会社 谷澤総合鑑定所
代表取締役社長 岡村 秀樹
不動産鑑定士

東北事務所 〒980-0014 仙台市青葉区本町3丁目4番18号
太陽生命仙台本町ビル三宮インテス
TEL:022-722-2933 (代表) FAX:022-722-2934

本社 〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番7号 中之島セントラルタワー
TEL:06-6208-3500 (代表) FAX:06-6208-3591 (共通)
→ 鑑定部 → コンサルティング室 → 補償室
→ 経営・情報管理部 → 総務部

東京本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目1番1号
明治安田生命ビル
TEL:03-3215-2033 (代表) FAX:03-3215-2366 (共通)
→ 証券化1部 → 証券化2部 → 評価部 → コンサルティング部

中部支社 〒460-0003 名古屋市中区錦2丁目9番27号 NOF名古屋伏見ビル
TEL:052-203-1005 (代表) FAX:052-203-1006

神戸支社 〒651-0086 神戸市中央区磯上通7丁目1番8号 三宮インテス
TEL:078-231-0701 (代表) FAX:078-231-0729

九州支社 〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目10番17号 西日本ビル
TEL:092-771-0641 (代表) FAX:092-771-0643

中国支社 〒730-0032 広島市中区立町1番23号 こうぎん広島ビル
TEL:082-241-6464 (代表) FAX:082-241-6468

不動産鑑定業 国土交通大臣登録(13)第19号
一級建築士事務所 大阪府知事登録(ハ)第9340号
補償コンサルタント 国土交通大臣登録 補21第600号
<http://www.tanikan.co.jp/>
谷澤総合鑑定所 検索

会 場：近畿支部 事務局会議室
 テーマ：「近畿支部標準補償算定システムの操作研修会」
 講 師：(株)国土開発センター開発補償事業部
 上坂 佳伸 氏
 (株)コム建築コンサルタント
 技術部 浜 晋作 氏
 テクノコーポレーション(株)
 営業事業部 課長 中村 稔人 氏
 参加人員：13 会員 17 名

ムリーダー 藤田 光夫 氏
 参加人員：14 会員 15 名
 第二部 13:00～17:30 まで
 「営業補償(その1)」
 講 師：元(一財)公共用地補償機構
 用地補償研究所副所長
 上田 健二 氏
 参加人員：14 会員 15 名

4. 近畿支部実務研修(第二回DVD基礎研修)

日 時：平成25年7月8日(月)
 会 場：近畿支部 事務局会議室
 テーマ：第一部 10:30～12:00 まで
 「その他通損の補償(消費税の取り扱いを含む)」
 講 師：(一財)公共用地補償機構
 西部プロジェクト事業部用地統括チー

そ の 他

1. 支部事務局職員の紹介

当近畿支部事務職員の川畑真紀さんが6月30日付けで自己都合退職され、8月1日より新たに辻井玲子さんを事務職員として採用いたしました。

前任の川畑さん同様よろしくお願いいたします。

補償業務の総合コンサルタント

(社)日本補償コンサルタント協会会員

業務内容

補償(8部門登録)
 ○補償計画の企画・立案
 ○支障物件等の調査・算定
 ○営業補償及び特殊補償の調査・算定
 ○事業損失補償の調査・算定
 ○特殊補償に関する調査・研究・ワーキング

(特殊補償内容)
 ○大深度工法事例研究
 ○建築紛争事例研究
 ○土壌汚染に関する調査事例研究
 ○嫌悪施設移転に関する事例研究
 ○公共建物移転補償に関する事例研究



補償コンサルタント／一級建築士事務所

福田総合コンサルタント株式会社

代表取締役 福田 憲 洋

FUKUDA KAZUHIRO

補償業務管理士(営業補償・特殊補償部門)
 (補償関連部門)

本 社 〒541-0041 大阪市中央区北浜一丁目3番14号 西川三井ビルディング1002号室
 電話 (06) 6227-0890 (代) FAX (06) 6227-1176
<http://www.fksc.co.jp/> E-mail fksc@fksc.co.jp

支 社 四国支社・奈良支社・京都支社・兵庫支社・和歌山支社

会員の動向

(平成25年5月末現在)

《代表者変更》

(株)タカダ(6-18)

川畑 清夫 ⇒ 高田 裕士

(株)アイテクノ(6-32)

生本 祐一 ⇒ 吉田 照夫

(株)ランド・コンサルタント(6-100)

川元 康弘 ⇒ 塩谷 由紀夫

玉野総合コンサルタント 大阪支店(6-259)

牧村 直樹 ⇒ 山口 貴康

北陽測地(株)(6-46)

竹澤 忠義 ⇒ 大久保 清和

(株)日新企画設計(6-190)

辻原 正樹 ⇒ 荒川 健治

《社名変更》

(旧) 社団法人 近畿建設協会(6-103)

↓↓

(新) 一般社団法人 近畿建設協会

(旧) (株)八州 関西支社(6-203)

↓↓

(新) (株)八州 西日本事業部

《住所変更》

(株)環境整備研究所(6-194)

(旧) 〒530-0001

大阪市北区梅田1-2-21100

大阪駅前第二ビル

↓↓

(新) 〒650-0022

神戸市中央区元町通3丁目17-8-301

TOWA 神戸元町ビル 3階

《電話・ファックス番号変更》

(株)環境整備研究所(6-149)

(旧) 電話 06-6344-0530

FAX 06-6344-0533

↓↓

(新) 電話 078-335-2510

FAX 078-335-2512

(株)鈴鹿設計事務所(6-202)

(旧) 電話 077-585-1813

FAX 077-585-6606

↓↓

(新) 電話 077-573-3223

FAX 077-573-7855

近畿設計測量(株)(6-249)

(旧) 電話 077-573-3223

FAX 077-573-7855

↓↓

(新) 電話 077-522-1884

FAX 077-525-7168

《入会》

(株)中央クリエイト 関西支店(6-265)

代表者 足立 智司

《退会》

(株)三和技術コンサルタント(6-137)

(株)都研コンサルタント(6-160)

(株)ナックス建築設計事務所(6-209)

サンコーコンサルタント(株)(6-118)

(株)一信社(6-125)

業務内容

- 権利者確認調査
- 土地評価業務
- 建物等の調査積算
- 機械・生産設備
- 立竹木・庭園・墳墓等
- 営業・特殊補償
- 予備調査
- 移転工法案の検討
- 補償説明
- 事業確認申請図書作成
- 事業損失
 - 建物等の事前事後調査
 - 費用負担額の積算・説明
 - 日陰・電波障害・水枯渇等
- 振動・騒音調査、測定、設計

おかげさまで
49周年

補償コンサルタント
登録(第145号)

登録部門
土地調査
土地評価
物件
機械工作物
営業・特殊補償
事業損失
補償関連

社団法人
日本補償コンサルタント協会会員

用地補償総合コンサルタント



株式会社 三和綜合コンサル

<http://www.sanwa-sc.co.jp>

大阪本社

〒535-0021 大阪市旭区清水1丁目5番21号
TEL (06) 6951-6211 FAX (06) 6951-6244

神戸支店

〒650-0022 神戸市中央区元町通5丁目2番3号
甲南サンシティ元町508号室
TEL (078) 362-5230 FAX (078) 362-5231

滋賀支店

〒520-0064 大津市追分町16番16-303号
TEL (077) 522-2741 FAX (077) 522-2742

和歌山支店

〒640-8331 和歌山市美園町4丁目36番地
TEL (073) 402-2751 FAX (073) 402-2752

京都支店

〒607-8142 京都市山科区東野中井ノ上町1番25-506号
TEL (075) 583-5730 FAX (075) 583-5731

奈良支店

〒630-8441 奈良市神殿町327番2-108号
TEL (0742) 50-1022 FAX (0742) 50-1023

九州支店

〒812-0014 福岡市博多区比恵町2番7号
博多東エース15階
TEL (092) 434-7134 FAX (092) 434-7135

会 員 名 簿

会員番号	(社) 日本補償コンサルタント近畿支部会員番号
登録番号	「補償コンサルタント登録規定」(国土交通省告示第 1341 号) に基づき国土交通大臣により登録を受けた登録番号
登録部門	「補償コンサルタント登録規定」第 2 条別表に掲げる登録部門

登録部門 凡例	1	土地調査部門	5	営業補償・特殊補償部門
	2	土地評価部門	6	事業損失部門
	3	物件部門	7	補償関連部門
	4	機械工作物部門	8	総合補償部門

大 阪 府

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6—14	大手前産業 (株)	補 21 第 684 号	06-6763-2261	○		○			○		
6—15	一般財団法人 日本不動産研究所 近畿支社	補 20 第 19 号	06-6348-2010		○	○	○	○	○	○	
6—16	(株) NISSO 大阪支店	補 20 第 503 号	06-6292-4671	○	○	○	○	○	○	○	○
6—18	(株) タカダ	補 20 第 540 号	06-6344-0540	○	○	○	○	○	○	○	○
6—20	大和不動産鑑定 (株)	補 20 第 176 号	06-6536-0600		○						
6—22	大阪エンジニアリング (株)	補 20 第 445 号	06-6581-2815	○	○	○	○	○	○	○	○
6—23	福田総合コンサルタント (株)	補 20 第 13 号	06-6227-0890	○	○	○	○	○	○	○	○
6—31	(株) 産業工学研究所	補 20 第 514 号	06-6541-5845	○	○	○	○	○	○	○	○
6—32	(株) アイテクノ	補 20 第 475 号	06-6889-4551			○	○	○	○		○
6—37	中央復建コンサルタンツ (株)	補 20 第 12 号	06-6160-1121	○		○			○	○	
6—39	(株) 技 研	補 21 第 801 号	06-6356-3666	○	○	○	○	○	○	○	○
6—70	(株) 谷澤総合鑑定所	補 21 第 600 号	06-6208-3500		○	○		○	○	○	
6—73	(株) 三和総合コンサル	補 20 第 145 号	06-6951-6211	○	○	○	○	○	○	○	
6—84	(株) オオバ 大阪支店	補 21 第 558 号	06-6228-1350	○	○	○	○	○	○	○	○
6—100	(株) ランド・コンサルタント 関西支社	補 21 第 566 号	06-6320-5731	○	○	○	○	○	○	○	○
6—103	(一社) 近畿建設協会	補 23 第 1590 号	06-6943-8171	○	○	○	○	○	○	○	○
6—117	(株) エイト日本技術開発 関西支社	補 21 第 687 号	06-6397-3888	○	○	○	○	○	○	○	○
6—123	(株) 間瀬コンサルタント 大阪支店	補 20 第 492 号	06-6385-0891	○	○	○	○	○	○	○	○
6—132	(株) 日建技術コンサルタント	補 21 第 604 号	06-6766-3900	○		○	○				
6—138	(株) ケンセイ	補 20 第 2448 号	06-6323-6781						○		
6—142	(株) 関西補償問題研究所	補 23 第 1034 号	06-6281-1727			○	○	○	○	○	○
6—147	(株) 浜名技術コンサルタント	補 23 第 1132 号	06-6227-0227			○	○	○	○	○	
6—149	(株) ウエスコ 関西支社	補 20 第 547 号	06-6943-1486	○	○	○	○	○	○	○	○
6—159	(株) 地域経済研究所	補 23 第 1076 号	06-6314-6300		○						
6—201	写測エンジニアリング (株)	補 21 第 1572 号	06-6768-0418	○		○	○	○	○		○
6—203	(株) 八州 西日本事業部	補 24 第 1363 号	06-6305-3245	○	○	○	○	○	○	○	

会員名簿

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6—206	(株) 合田コンサルタント	補 21 第 4769 号	06-6362-1729			○	○				
6—207	(株) 東洋建築設計事務所	補 23 第 1088 号	06-6768-2020			○			○		
6—213	(株) 国土開発センター 大阪支店	補 20 第 458 号	06-4300-5015	○	○	○	○	○	○	○	○
6—216	(株) ニュージェック	補 21 第 869 号	06-6374-4901	○			○		○		
6—246	(株) 信栄補償設計	補 22 第 2855 号	06-6947-1130	○		○	○	○	○	○	○
6—247	(株) UR サポート	補 22 第 2812 号	06-6949-5725	○	○	○	○	○	○	○	○
6—255	南海カッマ (株) 関西支社	補 20 第 414 号	06-6632-9750	○		○		○	○		
6—259	玉野総合コンサルタント (株) 大阪支店	補 20 第 262 号	06-6362-3520	○	○	○	○	○	○	○	○
6—265	(株) 中央クリエイト 関西支店	補 23 第 3923 号	06-6889-0015			○			○		

京 都 府

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6—13	内外エンジニアリング (株)	補 20 第 150 号	075-933-5111	○		○		○	○	○	
6—46	北陽測地 (株)	補 20 第 168 号	075-723-5881	○							
6—113	(株) 吹上技研コンサルタント	補 21 第 902 号	075-332-6111	○		○					
6—131	牧草コンサルタンツ (株)	補 20 第 1497 号	075-611-5211	○		○	○	○			
6—153	(株) 伊藤・梅原建築設計事務所	補 25 第 2343 号	0773-42-1039			○					
6—168	(株) 中地コンサルタント	補 23 第 2098 号	0772-72-0268	○							
6—189	(株) 関西総合鑑定所	補 23 第 1616 号	075-252-2367		○						
6—238	塩見測量設計 (株)	補 23 第 1595 号	0773-22-4947	○		○					

兵 庫 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6—81	(株) 一級建築事務所 小田設計事務所	補 24 第 1372 号	078-391-1371			○	○				
6—97	(株) 宮本設計	補 23 第 4888 号	0797-71-0431	○		○	○	○	○		
6—105	(株) サンコム	補 20 第 177 号	0791-63-1533	○		○			○		
6—106	阪神測建 (株)	補 20 第 170 号	078-360-8481	○		○		○			
6—107	(株) 西播設計	補 20 第 143 号	0791-63-3796	○	○	○	○	○	○	○	○
6—122	(株) 補償工学研究所	補 20 第 146 号	078-612-4560			○	○	○	○		
6—129	(株) カイヤマガチ	補 20 第 410 号	079-267-1212	○		○		○	○		
6—144	(株) コンサルタント関西	補 24 第 1395 号	079-245-6222	○		○	○	○			
6—167	(株) 播磨設計コンサルタント	補 20 第 1457 号	079-423-5155	○		○	○	○	○	○	

会員名簿

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6—177	(株) KC コンサルタント	補 23 第 2033 号	078-708-8432			○	○	○	○	○	○
6—194	(株) 環境整備研究所	補 23 第 2069 号	078-335-2510			○	○	○	○		
6—230	アールビーシーコンサルタント (株) 姫路支社	補 23 第 1126 号	079-288-4877	○		○		○	○		
6—231	八幡建設測量 (株)	補 23 第 1626 号	079-234-7500	○		○			○		
6—245	(株) 朝日コンサル	補 22 第 2868 号	0794-63-6491	○		○					
6—258	(有) 大田建築事務所	補 23 第 3101 号	06-6482-5708			○	○	○	○	○	○
6—263	(株) エンタコンサルタント	補 21 第 665 号	0795-22-2219	○		○		○			

賛助会員

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
0—46	(株) 兵庫不動産鑑定所		079-285-3515								

福 井 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6—109	京福コンサルタント (株)	補 20 第 142 号	0770-56-2345	○		○					
6—116	(株) サンワコン	補 20 第 532 号	0776-36-2790	○		○	○	○	○	○	
6—130	(株) エイコー技術コンサルタント	補 20 第 169 号	0770-25-1222	○	○	○			○		
6—140	丸一調査設計 (株)	補 20 第 270 号	0776-52-8400	○	○	○	○	○	○		
6—155	(株) 三愛調査事務所	補 20 第 1493 号	0779-65-4175	○		○	○	○			
6—156	(株) 平和 ITC	補 21 第 672 号	0776-36-5267	○		○	○	○	○	○	○
6—158	(株) 帝国コンサルタント	補 21 第 815 号	0778-24-0001	○		○			○		
6—180	(株) 若狭開発技術センター	補 23 第 1606 号	0770-53-2883	○		○			○		
6—181	(株) 川上測量コンサルタント	補 24 第 1422 号	0776-35-5566	○		○					
6—187	(株) アスワ測量設計	補 23 第 2051 号	0776-34-1012	○		○			○		
6—190	(株) 日新企画設計	補 23 第 1054 号	0776-57-0024	○		○		○	○		
6—208	中央測量設計 (株)	補 21 第 873 号	0776-22-8482	○		○					
6—210	(株) 三輝設計事務所	補 23 第 2054 号	0776-27-6323			○		○	○		
6—211	(株) ワカサコンサル	補 21 第 850 号	0770-56-1175	○		○					
6—215	(株) 澤田調査設計	補 21 第 2556 号	0770-56-3456	○		○					
6—219	九頭龍測量 (株)	補 23 第 1130 号	0779-66-1021	○		○		○	○		
6—261	(株) 日本海コンサルタント 福井支店	補 21 第 642 号	0776-54-9188	○	○	○	○	○	○	○	○
6—262	(株) 東洋設計 福井支店	補 25 第 1439 号	0776-26-0510	○		○	○	○	○		
6—264	(株) キミコン	補 22 第 2709 号	0778-62-7700	○		○	○	○	○		

滋 賀 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6—57	キタイ設計（株）	補 21 第 1548 号	0748-46-2336	○		○					
6—111	（株）新 洲	補 20 第 149 号	077-552-2094	○		○		○			
6—150	正和設計（株）	補 21 第 989 号	077-522-3124	○		○					
6—202	（株）鈴鹿設計事務所	補 21 第 654 号	077-573-3223	○		○					
6—249	近畿設計測量（株）	補 21 第 854 号	077-522-1884	○		○					

奈 良 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6—19	アトラス工営（株）	補 21 第 567 号	0742-45-1055	○		○	○	○	○		
6—161	（株）たかの建築事務所	補 23 第 1342 号	0747-22-3232			○	○	○	○	○	
6—205	太洋エンジニアリング（株）	補 24 第 2264 号	0742-33-6660	○	○	○	○	○	○		
6—233	（株）コム建築コンサルタント	補 22 第 2716 号	0743-76-6644			○	○	○	○		
6—260	（株）倉田総合鑑定	補 22 第 4403 号	0742-30-5520	○	○	○	○	○	○	○	○

和 歌 山 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6—52	清水不動産鑑定士事務所	補 20 第 144 号	073-422-1285		○	○			○	○	
6—164	（株）山本総合補償コンサルタント	補 24 第 1680 号	073-482-2343			○	○	○	○	○	
6—166	（株）歌建築設計事務所	補 24 第 1766 号	0736-77-2711			○		○	○	○	
6—176	（株）岡本設計	補 23 第 1634 号	073-426-3151			○		○	○		
6—204	（株）近畿コンサルタント	補 21 第 956 号	073-436-4932	○		○			○		
6—212	（株）中山総合コンサルタント	補 25 第 4679 号	073-455-6335	○							

投稿募集

本誌では下記の要領・テーマで、読者の皆様からの投稿を募集しております。

投 稿 要 領

- ・原 稿 400字詰め原稿用紙で4枚以上程度
ワープロでも結構です（20字×20行）
- ・締切り 随時
- ・テーマ 自由
- ・原稿料 1テーマにつき 5,000円
- ・送付先 〒540-0026
大阪市中央区内本町1丁目2番6号（成起ビル4F）
（一社）日本補償コンサルタント協会
近畿支部研修・広報・HP委員会

研修・広報・HP委員会（編集委員）

今井信宏、武田正典、福田憲洋、水上信也、山本俊之、
本田 潤、野尻義忠、志賀雅明、今井隆宏、酒井 隆

編 集 後 記

自民党、予想通り驚異的な圧勝を果たしましたね。

昨年の12月16日の衆院選挙で自民党が政権を奪回してからは、さして会社の業績は回復していないのに気分だけはずいぶん楽になったのは私だけでしょうか。

テレビ・新聞では、以前のように「公共事業＝悪・無駄遣い」と言ったような論調の報道は少なくなり、国土強靱化、災害対策、景気対策等の一貫として公共事業はようやくまともな評価を取り戻しつつあります。

平成9年の過去最高の補償コンサルタント業界の受注を回復する事は困難でしょうが、会員企業の皆様方は、近い将来への希望も持て、社内にも明るさが戻りつつあり、精神衛生上、少しは健康的な日常を送っておられるのではないのでしょうか。

ただ、現時点において新入社員を採用し、補償業務に向けた新たな人材を育成する気があるのかと言われれば話は別です。

アベノミクスなるものが日本の経済、景気を劇的に好転させたという事ですが、

- ・はたして我が業界が形のあるものとして恩恵を受けられるのはいつ頃なのか。
- ・現在の好景気は所詮将来の借金による虚像であり、継続性は到底期待できない。
- ・本格的な内需拡大が期待できない限りもって3年がいいところだろう。

等の不安が払拭できず、補償コンサルタント企業における最大の固定経費である人件費の増加には躊躇してしまいます。

つい、「最低5～6年程度は会社を維持できたらいい」等の消極的な経営になってしまいます。

それでは少し気分を変えて別のいい面を見てみましょう。

我が補償コンサルタントは打たれ強い企業です。連鎖的に倒産企業が増える事もなく、最盛期の半分以上に受注が減少しても多くの会員企業が生き残っています。

素直に補償業務管理士制度の存在に感謝すべきではないでしょうか。

協会資格である補償業務管理士（補償業務管理者）を国土交通省が国家資格なみに認めてくれる事により、補償業務は事実上、補償業務管理士固有の業務となっております。

裏を返せば補償業務は補償業務管理士のみが受注可能であり、国交省が他企業の安易な参入を阻止してくれており、事実上、我が業界が独占受注しております。

常に競争にさらされている飲食業界や流通業等、他の業界から比べればはるかに恵まれているのではないのでしょうか。市販薬のネット販売解禁で薬局や薬店などは戦々恐々としております。

ものは考えようです。とりあえずはアベノミクスに身を浸し、国交省の補償業務管理士を活用した保護政策の中で少しは気分を楽にして頑張っていくのもいいのではないのでしょうか。

追伸　：　またとりとめのない訳のわからない事を書いてしまいました。
お目障りでしたら無視してください。



地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目」駅3番出口から徒歩1分

〒540-0026

大阪府大阪市中央区本町1丁目2番6号

(成起ビル4階)

(一社)日本補償コンサルタント協会

近畿支部研修・広報・HP委員会

電話 06 - 6949 - 0805

FAX 06 - 6949 - 0816

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会

Kinki Branch Report

Vol.60 2013 9